所の燈火を望むべく、京中滿目の荒涼思ひやるだにあはれなりき。

諸國　鎌倉は北條氏滅亡の時に際して、海濱幷に稻瀨川邊の人家より北條氏の第宅に至るまで兵燹にかゝり、一時荒廢に歸せしが、建武中興の際、成良親王管領となり、足利直義執事としてこの地に東下して、東國の軍政を聽きしかば、生氣頓に復して市民漸く安堵したり、幾くもなくして中先代の亂起り、次で南北兩朝戰亂の世となりて、この地數々戰場となりしが、正平四年尊氏その子基氏を關東管領となして居らしめしより、再び東國の都會となり、將士の舘舍櫛を列ね、繁榮舊に復したりき。その後歲を經ること九十年ばかり、永享十一年に持氏滅びて、十年の間鎌倉に主なく、寶德元年に至りて足利成氏東國の主となりしも、幾くもなくして執事上杉氏と爭ひ、出でゝ結城を攻めけるとき、今川範政幕命を奉じて鎌倉を襲ひ、御所を初めとして谷七鄕の神社佛閣を焚きしかば、この地大いに敗壞す。後軍敗れて成氏は下總の古河に奔り、寬正二年、足利政知東國の主となりて下りしも、鎌倉に居らずして、伊豆の堀越に居れり。されば、これより關東分裂し、諸大名また鎌倉に覩せず、頼朝以來繁榮の地遂に空しく廢墟となれり。この時に當りて足利氏に代りて關八州を平定せしものを北條氏とす。北條氏は相摸の小田原に據りしかば、該地の繁昌は驚くべく、四方の商賈群り來りて、一色より板橋に至るまで一里ばかりの間に見世棚を張り、山海の奇品數を盡くし、琴碁書畫を始めとして海外の珍貨をこゝに列ね、交易賣買の利潤は京の四條、五條の辻に過ぎたりきといふ。

室町時代街道の往還

鎌倉及び室町の世の旅裝

西國には周防の守護大內氏最も強豪にして、防長豐筑藝石の六州を占めて山口に居り、明と貿易して豐富を極めたり。義隆に至りて驕奢を喜び、近國の寺社の破壞したるを修營し、造立百餘箇所に及べりまた幕府の衰頽を慨き、將軍を迎へんとの志あり。時にまた公卿流落してこゝに寄寓せしかば、山口はさながら新都の如く、朝夕の遊宴にも和歌の披講、管絃の合奏なをゝいつしか優柔なる公家風に馴れ、遊惰に耽りて政を視ざりしかば、權臣の爲めに弒せられて家滅び、領邑は概ね毛利氏に歸したり。斯くの如くこの時代に於ては公卿の諸國に流寓する者多かりしより、諸侯も其風に化せられ柔惰に陷りて、出づるに與を以てするに至り、武人の特性を失ひて家滅びしもの少からず、越前の朝倉、駿河の今川の如き皆この類なり。九州探題の威令は行はれずして後には其名をさへ聞くことと稀なり、九州には島津氏、薩日隅を領し、大友龍造寺の諸豪と鼎立し、四國には細川氏ありしが後には衰へ、土佐の長曾我部氏旺なりき。

前期以來諸國の守護道路に新關を排へて山手、河手を貪り、旅人の煩大方ならざりしかば、正平元年幕府これを禁じ、更に御免の分を除く外は悉く撤去せしむされども應仁の亂以後道路の交通は割據防守の爲めに閉塞し、開けたる道も壅がり、架けたる橋も撤せらる、諸道の要口には關所を設けられて、往來の旅人これを煩ふ、剩へ間諜を誤られて拘留せらるゝことと間々あり。かく割據の用意をさ〳〵怠らざるが上に、大內氏の如きは領內大道の夜行を禁ず、但し旅人は其投宿の所を糺して漸く往來を許す、佛閣巡禮の輩は

その滯在五日に過ぐるを許さず。長曾我部氏は領内に令して旅人の徑路を行くを禁じたり。寺社もまたこれに倣ひて、其領内に新關を設けて、通行の人より役錢を貪れり。例之ば奈良の興福寺は兵庫を領し、京北の叡山は大津を領して津料を課し、鎌倉の鶴が岡八幡宮は湯本、岩淵等の關を領して關料を課し、圓覺寺は箱根關及び神奈河、品河等を領して關料、帆別錢を課したるが如し。當時近畿の要港には和泉の堺津最も繁盛にして、船舶輻輳し、商賈檣を列ぬ。鎭西には筑前の博多、肥前の平戸等海外互市の場となりて、和船唐船檣を交へ楫を列ねたりき。

第五章　衣食住

第一節　住　居

京師貴族の第宅は平安時代と大いなる變遷あるを見ず。親王大臣家には四足門あり、上中門あり、殿上あり、公卿の座あり、その傍に障子上げとて諸大夫の侯する所あり、遠侍とて侍士の侯する所あり、隨身所あり、車宿あり、車宿の柱は圓きを用ふ。名家以下公卿の家には四足門、上中門、殿上、障子上げ、隨身所なく、寢殿にも日廂なく、車宿あれども其柱を圓くすることを能はずして、方柱を用ふ。

武人の第宅は前期に比すれば概ね宏壯となりて、鎌倉時代の質素なる武家の風に京都貴族の美麗なる風を混化したり。次に掲げたるは三條坊門萬里小路なる足利尊氏の居

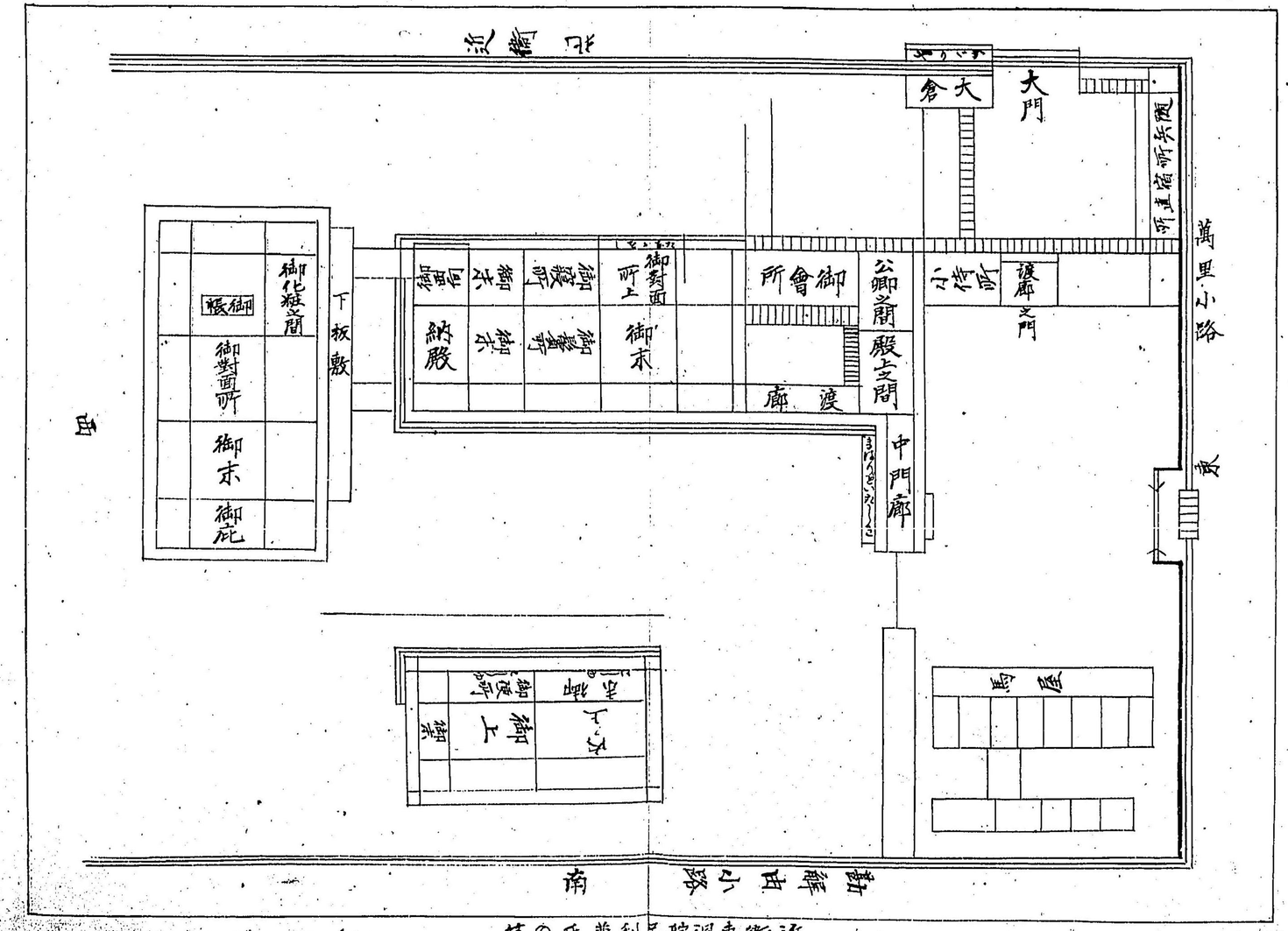

近衛東洞院足利尊氏の第

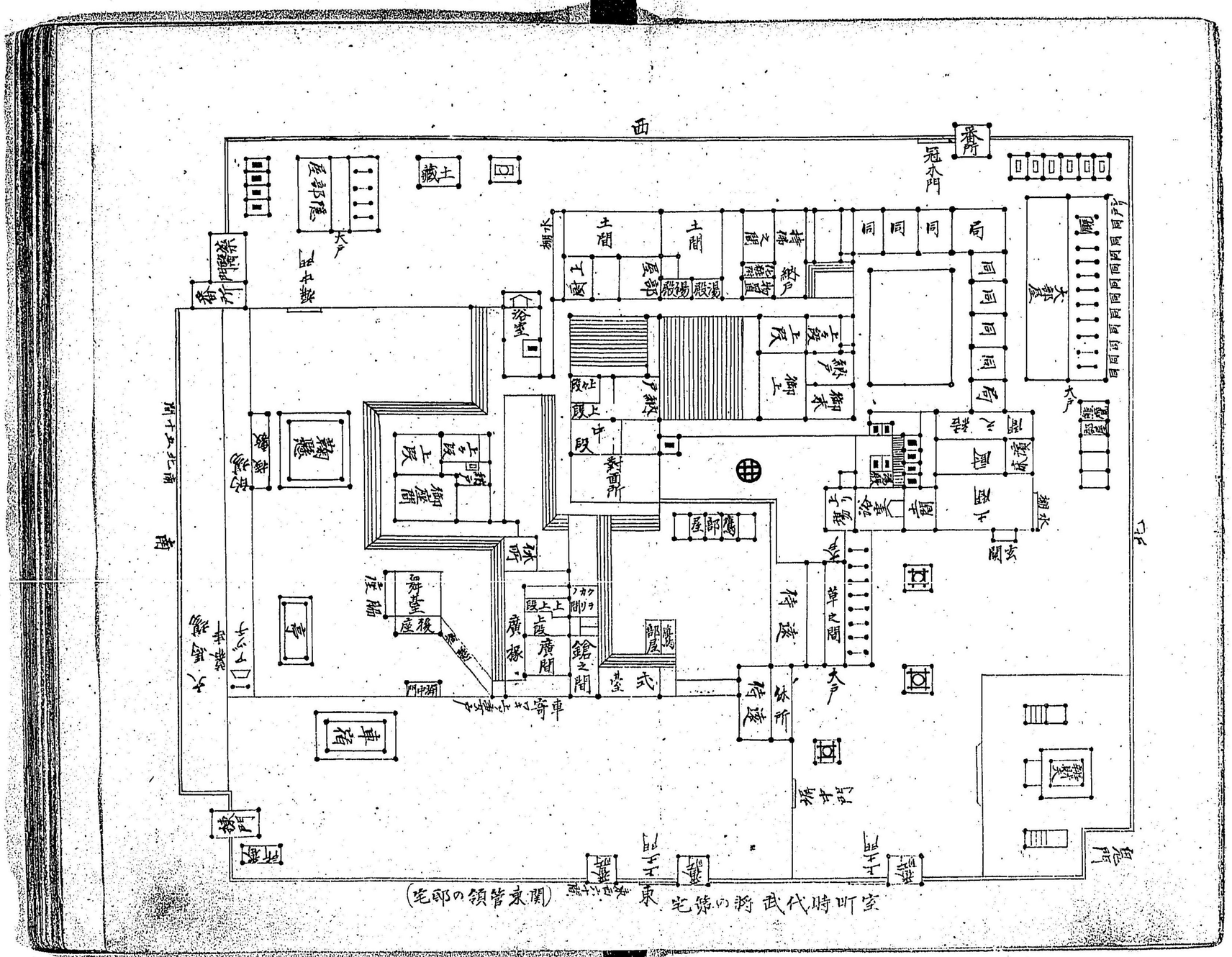

(関東管領の邸宅)

東 宅第の將武代時町室

東山御所

第の圖にして、其規模の小なること殆と意外といふべけれど、その後奕世奢侈に趨りて、義詮の時には諸將に命じて一殿一閣を分營せしめ、義滿の三條室町の第は鎌倉の舊式に據らずして、公家攝關の制に基き、寢殿、對屋、釣殿等あり、名花を植ゑ列ねて花の御所の名を博したり。將軍義輝の時、耶蘇教の宣教師新年の賀に與かり、謁見の狀を記して曰く。

公方[illegible]第一廓内にあり(京師七口を謂ふ)、第二廓は公族元老の[illegible]諸侯の從者二十人以上を從へ且つ乘馬して至るを禁ず(六門内なり)、第三廓は公方の居殿なり、大諸侯と雖も僅かに從者二人、持履の少年一人を從ふるを許す。廓内には守兵夥多に、諸人輻輳すれども喧嘩の聲を聞かず、少しく騷擾を起せば死刑に處す。公方の外國使節、諸侯を見る所は華奢なる一大室なり、柱は金を以て包み、表面を蓋ふに美麗なる茵席を以てす。公方は上壇の華美の蓐に坐し、四公族は後に、八大臣は左右に別れ坐し、周圍に高位の臣三百餘人列坐す。上には天蓋を釣り、四方各々四龍の形あり、天井は全面金光あり、種々の寶玉を以て飾る。公方は廣帶表被の上に、また珠玉燦然たる金繡の衣を着し、扇を執り、神の如くに端坐し、諸侯の敬禮を受けて默答もせず、微かに扇を傾くるのみ。公族及び大諸侯に限り拜顏を得れども、その他の諸臣は假令ひ威力ありて莫大の貢獻をなすも參謁を得ず。また大夫人の居に至れば、衆女官列坐の中央に坐し、禮拜堂に阿彌陀佛の像を安んじ、室内すべて沈靜にして敬禮を遵守す。大夫人は貴重の器に茶を點じ、先づ自ら喫し、次

に親ら教師に賜ひ、箸にて一種の砂糖漬を挾みて與へたりといへり。將軍衰えたりと雖も、起居坐臥に威嚴を保つ狀概ねこれにて想察すべし。

要するに公家は萬事衰憊して、住屋また平安の昔に及ばず、武人は威勢を籍りて凡て宏壯なり。貞和の頃、執事高師直が京一條今出川の第宅を見るに、當時の例には、四品以下の平侍、武士などは、關板うたぬ舒葺の家をだに構へぬことなるに、民部卿三位殿、後醍醐帝の女御の住み荒らしたまひし古御所を點じて、棟門、唐門四方にあげ、釣殿、渡殿、泉殿、棟梁高く造り雙べて壯觀を逞うし、庭園には伊勢島、雜賀の大石どもを集め、奇木芳樹を植ゑて、名所の風景を集めたり。その後三管領、相伴衆の家々は上土門を立て、その他供衆、詰衆より、管領被官の家々は上土門を立つるもあり、また冠木門を立つるもあり。初めはさはなくて武人は上土門を造ること稀なりければ、況して棟門をたつることはなく、屋根も板屋作なりしに、後には將軍渡御の在所と稱して、何れも檜皮屋を造りたりき。戰國割據の世となりては、門の左右に常に井樓を上げて警戒し、[redacted]敵に備へたりき、[redacted]

この時代には前期に續きて、禪法盛に公武を通じて行はれければ、屋制も皆禪味を加へ、壯麗を尙ぶよりは雅致あるを旨とし、書院作になして玄關、書院を設けたり。玄關の名は既に前期よりあれども、此時代に至りて體をなし、義滿が花の御所を新造せし時は、玄關と沓脫とを一所にして客殿の前に附けたり。抑々寢殿作の廢れて書院作の普く世に行

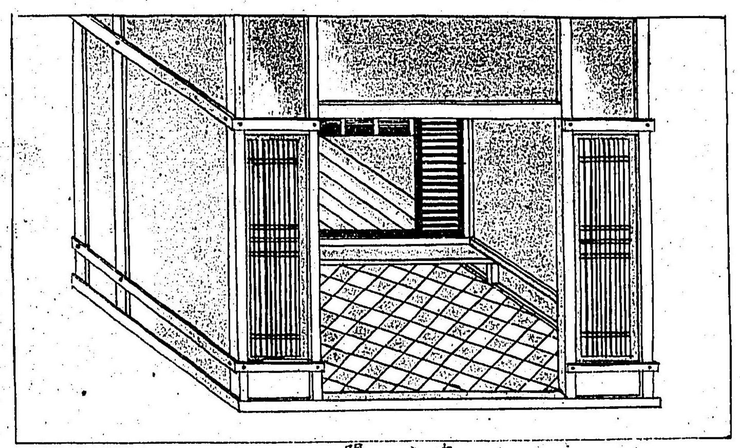
玄關

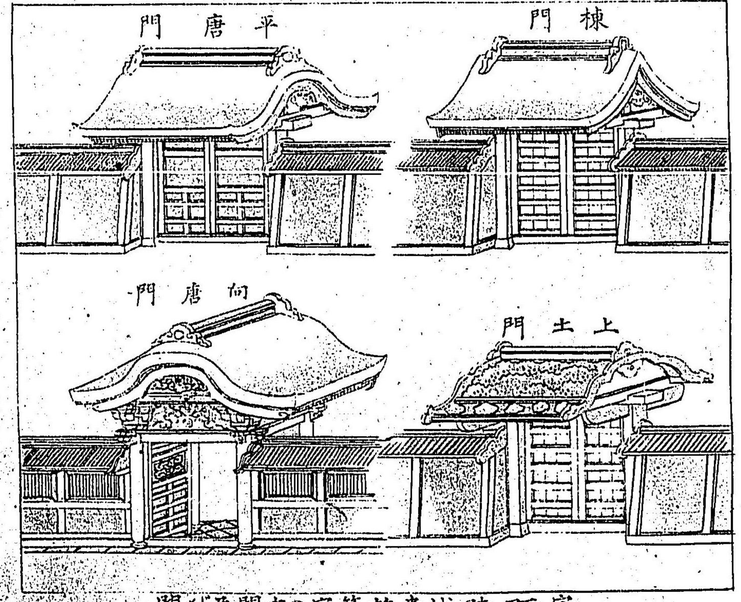

室町時代貴族第宅の玄關及び門

はれたるは、一時のことにはあらず。鎌倉時代には京師の公卿はいふまでもなく寢殿作の舊制に遵ひ、關東の武士はこれに倣ふもありけんが、概ね質素を守りて宏壯華麗の造營を希はず、中には簡略なる禪院の書院作をまなぶもの少からざりしてと、見ゆ。然るに此時代に至り、東國の武士京都に出づるに及びて、早くも鎌倉素樸の風を失ひ爭うて家屋を公家の第宅に擬したり、たとへば師直が今出川の第、義滿が花の御所の如し。その他大名の第宅の一として寢殿作ならざるはなく、家屋の制古へに歸りて、公家、武家の差別なきに至りぬ。しかるに應仁の大亂ありてより三好松永の亂に及ぶまで、京師は修羅の巷となり、綺羅を盡くしたる殿宅概ね兵燹に罹りて、殘る所は十が一にも過ぎず、攝關大臣の御所とても雨露を凌ぐに足るのみなれば、將軍を始め大名諸士が造築する第宅も簡便を旨とし、また戰亂の世柄て多數の郎從を一邸のうちに住ましむる必要をも生じて、これが爲めに寢殿作を止めて書院作となすに至りぬ。曾に武家のみならず、公家もまたこれを倣ひ、家屋の制こゝに於てか一變して、書院作の體公武上下ともに行はれ、玄關書院、客座敷、居間、奥の屋などいふ制となれり。

書院作の制行はれて入口に玄關を設けし以來、その內部を廣め、または側部を經營して一室とするもの多し。これを廣間といふ。亂れたる世には武士を遠侍に宿直せしむるのみにては未だ急變を防ぐに足らずとて、遠侍の郎從家人を廣間に移し、こゝに武具兵器を飾りて威嚴を示したる警備に備ふ。その飾りたる器具の種類によりて、弓之間、鎗之間

などの名あり。かくて遠侍を客するもの多し。また茶を弄ぶことも盛になりしより高貴の家には茶席とて特に小亭を設くるもあり、猿楽の大いに行はれしより、第内に舞臺を構ふるもあり。足利氏の如く驕奢に耽り、寺院の制に倣ひて樓閣を設くるもあり。將軍義滿の建てたる金閣は三重にして、第一階を法水院と號し、第二を潮音洞と稱す、第三を究竟頂と號し、後小松帝の宸翰の額を掲げ、床は三間四面にして板一枚を以てこれを作る。閣の内外、戸扉柱壁みな金箔を貼し、燦爛として人眼を眩ます。また義政の建てたる銀閣は二重にして、第一重を心空殿と號し、第二を潮音閣といふ。

この時代には武家にては書院作は勿論よしや寢殿作にもせよ、禪刹の制に倣ひて床を設け、その傍に棚を置く。床には佛菩薩の畫像を懸け、棚には書籍名家の筆蹟茶じ、花瓶に花を挿し、香爐に香を蒸じ、また魚鐘掛子などを懸け、棚には書籍名家の筆蹟茶湯の具などを載す。床はもと料紙筆硯の類を置く押板より移りたるものなるべし。武人が禪法を好みて坐禪を修しけるより、壁間に佛畫を懸け、その前に押板を置き、香花を供へて、宛も佛壇の如くなしたりけるを、後には其押板を作りつけにして、これを床といへるなり。床の上のものも押し移りては佛畫ならぬ山水花鳥の畫幅をも懸け、種々の置物をすゑて裝飾をするに至れり。されど徳川氏の世に至りても、書院の眞の飾とて佛前のそれを見れば、床及び其飾の由つて來れる所

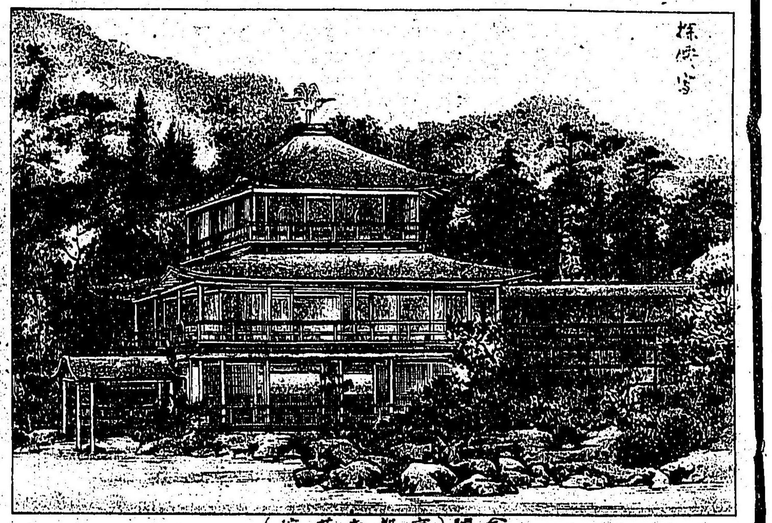

金閣（京都鹿苑院）

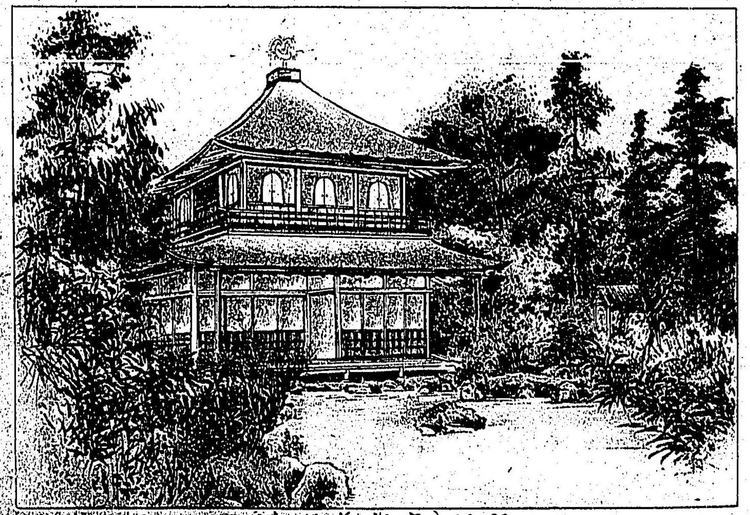

銀閣（京都慈照寺）

室町時代床の裝飾

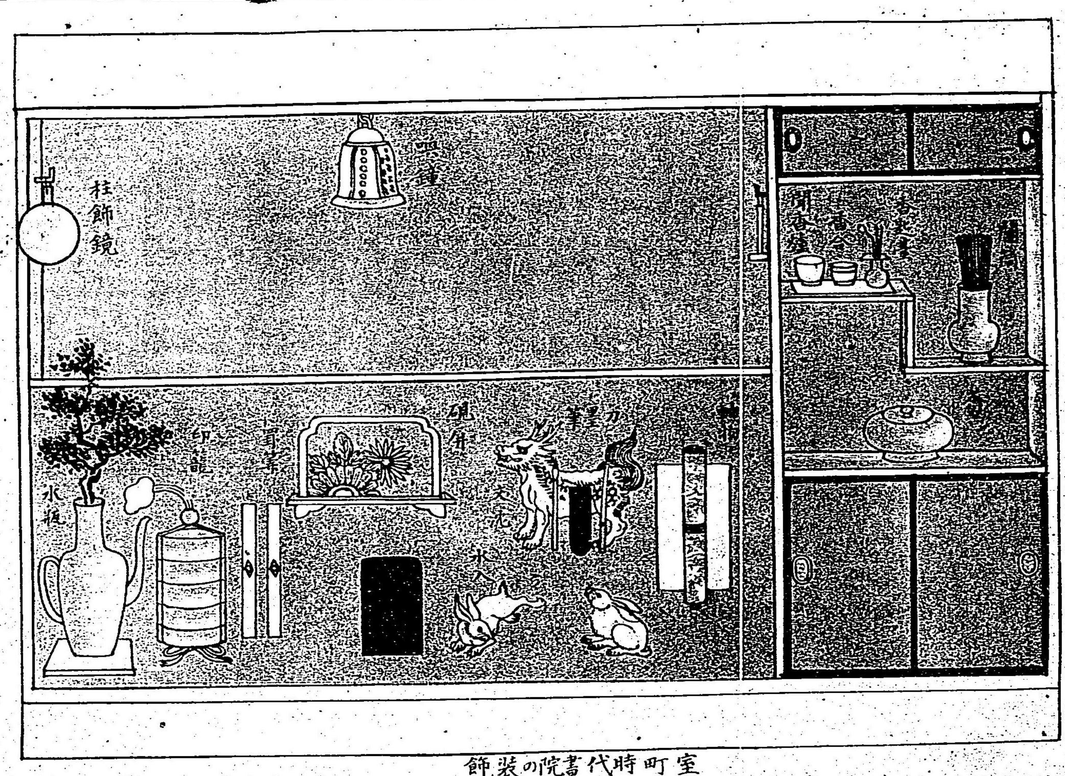

室町時代書院の装飾

自ら明らかなり。床を壁間に設けずして、明障子のもとに作りたるを明床、明書院などいふ。讀書に便ならしめんが爲めにして、書籍文房具などを載す。棚の類は古よりありて、鴨居の上に一枚の板を横にわたしこれを間木といへり。されど古は調度器具を載するには概ね動移すべき厨子二階の類を用ひたりしが、書院作の行はるゝに至りてより、棚を作りつけにしたるもの多くなりたるなり。また棚に扉を設けたるもの多し。これを袋戸といふ。障子は既に前期に於て説きたる如く、書院作行はれてより格子は廢れて、明障子多くなりぬ。明障子は日光を入るゝを專らとして、骨も細く間遠なれば、警備の用に充て難し。されば別に障子の外に板の繰戸を設けて、夜間はこれを閉づ。雨雪を避くるがためにも用ひたるより、これを雨戸といへり。また家々に定紋あるに至りてより、車輿を始めその他の調度の雜具にこれを付くることゝなりぬ。或は杉障子の縁の繪、或は唐紙障子などにも家の紋をつくるもの多し。疊はもと客人の座或は主人の座など要處〳〵に敷くことなりしを、當時に至りては室内一面に敷きつひることゝなれり。疊に深縁、差縁あり。深縁とは縁を廣く差したるを云ひ、差縁とは疊表の兩面にして裏の方をば床へさし付けて所々とかたるゆゑ差縁といふなるべし。貴人は疊の上にまた疊を重ね更に茵席を敷きて座す。院宮にては繧繝縁を用ひらる。臣民は憚つて用ひざれど、神佛を安置したる前儘かに半疊のみこれを以てすることあり。親王大臣家にては大紋の高麗縁を用ふ。その以下は小紋の高麗縁、四位五位は紫縁、六位は黄縁とす。

室町時代

商人の家は取葺屋根にして表に棚を構へ、その側に入口ありて長き暖簾を懸け、軒に塵除ありて板、筵などにて造れり。棚には商品を陳ねて人の見て購ふにまかす、故に見世棚といへり。暖簾には特に人目に觸れ易き記號をしるすことあり、例之ば紅葉の摸樣の如き、寶珠の畫の如き類なり。また別に看板を出だすことも蓋し此時代に既にありしなるべし。倉庫は寧樂、平安時代には木を組みてこれを作り、床を高くして濕氣を防ぐ、現時東大寺正倉院の三つ倉の如き制にして、これを「あぜくら」(校倉)または「たかくら」といひしが、鎌倉時代に至りては商家に土倉の設あり、此時代にも多くこれを作る、殊に質屋は質物を護するが爲めに專らこれを構へたれば、質屋を一に土倉といへり。

點燈には油火を專らとし、猶ほ燭臺、短檠などを用ひたり。晴れの客來、婚嫁の時などには燎火をたき、夜行には松明を用ふ。また此時代の中世より行燈を用ふることあり、この頃、行燈は松明とひとしく夜行に用ふるものなりき。竹を編み紙を張りて風を防ぐを籠挑燈といふ、此時代の季に至りては伸縮自由なる籠を製し、世を經るに從うて大いに行はれたりき。蠟燭も此時代の中世より漸く廣く行はれぬ。硫黃を木片に塗りて點火の用に供することも、此期より書に見ゆ。當時極寒には室內に火爐を造り、榱(やぐら)を置きて蒲團をうちかけ、以て脚を煖むる爲めにす、これを火燵(こたつ)といへり。また蚊帳も漸く世に行はれ、夏日はこれを懸け垂れて蚊を防ぐ、蚊帳は既に第二期の頃にありきといふものあれども、今これを詳かにせず。

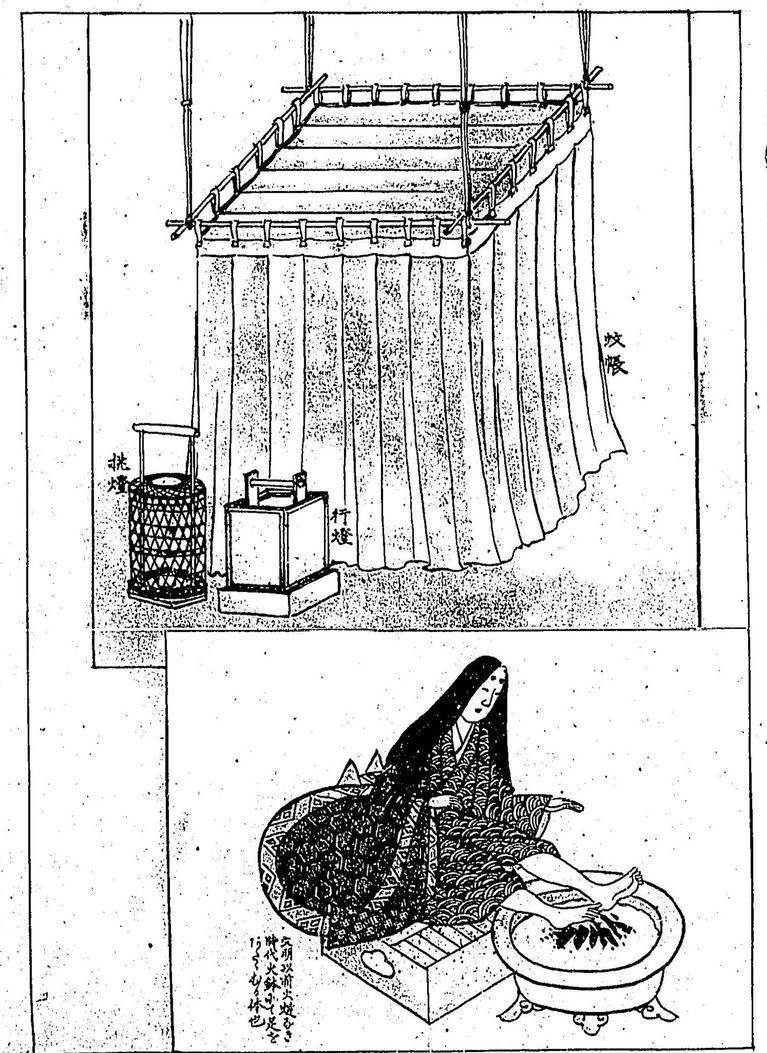

園藝は前期以來傳はれるが上に、僧疎石夢窓國師作庭を好み禪味を加へて更に發達せしめしものあるを見るのち相阿彌出でゝ別に一種の作庭法を創む、茶道の流行と共に專ら此法行はれたり。假山水には海機、河機、池機、泉機、遣水機、岩井機、細谷川機、枯山水機、山形、野形、洲濱形、葦手形等あり。立石には海川石、野山石、流波石、水分石、逃石、追石、添石、離石、起石、臥石、鷗鷺羽千石、鴛鴦並居石、三尊形、品文字等あり。島には吹上の島、波寄の島、打寄の濱、中島、客人島、主人島等あり、中島は蓬萊の形なれば橋を架せず、これ海中の島を擬べばなり。吹上の島及び鹽濱には苔をふせず、石をうたず、これ砂の流れあがりたる形を裝へばなり。敷砂、盛砂もこの時代に始まれり。園藝家は三息五禍、二祥三吉、一草二木、四石四花、本所離別なぞゝ稱して深秘する所あり。相阿彌の作庭は更に一機軸を出だしたり、今當時の作庭として見るべきものは、かの金閣、銀閣の庭園なり。金閣(鹿苑院)なるは規模宏大にして、衣笠山を望み、池あり、山あり、中島あり、立石あり、法水院、潮音洞、究竟頂、鏡湖池、龍門瀑、安民澤、岩下水、銀河泉の八境具はりて、月の夕、雪の朝なぞ眺望比すべきなし。銀閣(慈照寺)の庭園は相阿彌の作にして、向月臺、錦沙灘、落照岡、月待山、迎仙橋、分界橋等の名所ありて、配置の雅趣あるは遙かに金閣に優れり。作庭法の類に盆山法あり、盆山とは盆の上に假山水を設くるものにして床の飾なぞにするものなり。其作法は白居易の盆山石の詩

養情延愛顏　助顏除睡眠
室町時代

澄心無穢惡　草木知春秋　不遠見眺望

不行入岩窟　不導見海浦　追夏看納涼　歷年無朽損　愛之無惡業

の如きを秘訣として一法を立てたり。

第二節　船舶車輿

船舶　船は太古既に丸木舟の製あり。海外交通の發達するに從うて、造船の術も進歩したるなるべし。應神帝の朝、伊豆國に令して大船を造らしむ、名づけて枯野といふ。その朝に新羅船工を獻りしかば、攝津の猪名に居らしむ、猪名部の工人是なり。爾來韓風の船行はれしが、元正帝の朝、歸化の唐人始めて飛舟を造りて獻ず、飛舟とは櫓の多き快船ならむか。寧樂の世、舟棚（ふなだな）の名あり、棚とは水手の登つて楫棹を操る所なり。舟に棚を構へざるを棚無小舟（たななし）また「ひらた舟」といふ。その頃また小舟に丹赭を施すものあり、これを「あけのそぼふね」また「にぬりのふね」といふ。平安の世、高瀨舟（供）の名あり、蓋し池溝に泛ぶるための小艇なるべし。藤原氏擅權の頃、貴族の遊興に龍頭鷁首の船を造りて園池に泛ぶることあり、また唐屋形船を河流に掉さすこともありき、唐屋形船とは唐破風を用ひたる樓船なり。後公家の衰ふるに及びて、龍頭鷁首の船を造ることは廢れたりき。

初め韓土との交渉多く、隋唐との交通盛なりし頃には巨舶を造らしめ、戰艦をも備へたりしが、平安時代に至りて外交衰へし後は其事なく、造船の術また衰ふ。鎌倉の世に至りて將軍實朝、宋人陳和卿に命じて大舶を造らしむ、舶成りし後由比浦に泛べんとす、和卿數百の人夫をして曳かしむるに、舶重うして動かず、徒らに砂頭に朽損したりといふ。北條氏執權の初め、土佐、兵庫、坊津三港の士を鎌倉に徵集し、行船法三十二條を議定して頒布したり。此時代に至りて明、朝鮮との通交旺となり、西陲不逞の徒連りに彼に邊寇したれば造船、航海の術また發達したるなるべし。明の茅元儀の武備志にいへらく、

日本造船與中國異、必用大木、取方、相思合縫、不使鐵釘、惟聯鐵片、不使麻筋桐油、以草塞罅漏而已（名短水草）、費功甚多、費材甚大、非大力量未易造也。凡寇中國者、皆其島貧人、向來所傳倭國造船千百隻、皆虛誑耳。其大者容三百人、中者一二百人、小者四五十人或七八十人、其形卑隘、遇巨艦難於仰攻、苦於犁泥、故廣幅船皆其所畏、而廣船旁陡如垣、尤其所畏者也。其底平不能破浪、其布帆懸於桅之正中、不似中國之偏桅機常活、不似中國之定、惟使順風、若遇無風逆風、皆倒桅盪櫓、不能轉戧、故倭船過洋非月餘不可。

と、記事必ずしも信を措き難しと雖も、畧ぼ當時船舶の制を伺ふに足らんか。後、織田信長は長さ三十間、横七間の大船を造らしめしことあり。豐臣秀吉征韓の役に數多の軍艦を造らしむ。武藏國八王子の信松寺に傳ふる小早川秀秋朝鮮陣所用の軍艦の摸型は當時戰艦の狀を見るに足るべきものなり。古へ遣唐使船の無事歸朝するときは、其船を從五位に叙してこれを賞せしことあり、この時代に至りて船號を何丸と稱することありき。

車輿　貴紳の車に乘り牛に曳かして行くことは古への如くなれども、この時代には車よりも乘輿盛に行はれたり。車には絲毛、檳榔毛、唐庇、六八葉、小八葉などあり。輿（こし）はもと屋形車の車輪を除きて、屋形ばかりを殘したるものなり。これに板輿、網代輿、張輿、塗輿の四

品あり、塗輿は最も式を正す時に用ふ。塵取といふも輿の類なり。足利義政輿の雨覆を除き、其一を屋上に置きかへて猪籠を製出す。猪籠とは乗物の腰に籠目あるを以てしかいふなり。武人は概ね騎馬なれども、將軍を始め三管領及び吉良、石橋等の相伴衆は猪籠に乗ることを得、その他は幕府の特許なければ乗るを得ず。これに反して、公卿のいつしか武人の風に倣ひて、騎馬するものも少からず。諸國の道路宿驛には輿昇といふものありて、賃を取りて旅人を乗せ歩きたりき。

將軍の鹵簿は前期に於ける親王將軍のと大差なけれども、足利氏京師に居りて公卿百官を隋使せしかば、高位貴官の人も鹵簿に陪從して沓を執り裾を捧ぐるを榮としたり。將軍の啓行を御成と稱し、牛車または輿に乗り、車副、牛飼等これに副ひ、その前後に前駈、番長、番頭、帶刀、衙府侍隨身これを護り、雜色、仕丁は雨皮笠等の具を携へ、猶ほ大刀の役、沓の役あり。公卿殿上人、後宮人、扈從し、供衆、猪を護じ、走衆、左右に驅使して不虞に備へ、恪勤は前駈扈從し、末衆、足輕衆もまた驅使に供す。將軍の輿後に從ひて湯器を持つ者を朝夕といひ、履を執り鞋を捧ぐるを小者といへり。

第三節　容儀服飾

容儀　公家を始め貴族は一般に總髪にして、髻結の色は堂上は紫色、地下は白色、將軍はいふ迄もなし。僧形をなせり。武人は前期より「さかいき」とて髪を抜きすかして逆上を防ぎしが、此期には戰亂多くして冑の重きに堪へざれば、其の風愈々熾になり「げつしき」とて木にて剪刀を作りて、頭髪を抜き薄ろがし、髭毛を五味子汁にて堅め、髪の末をもみ總の如くに結ひ、或はいれ髪とて假髪を入れ、もみ縮めて花房のやうにしたりといふ「げつしき」とはもと曆日の名にして、俗に此日沐浴すれば毛髪落つといひ、若し沐浴することあらんには、刀も髪を抜くために、それに因みて斯くは名づけたるべし。鬚髯は武人の剛勇を裝はんが爲めに、伸ぶるがまゝにこれをのばせり。關東にて北條氏の盛なる頃鬚はえたる人を「面にくていひげ男」といひて褒むる故に、人皆鬚を願へり。されば鬚のはえぬ男は一期の片輪に生れたることの無念さよ、女面を見らるゝ口惜しさよなど歎くも多かりき。天正の頃小田原にて岩崎嘉左衛門といふ士の鬚なかりしを片井六郎兵衛といふもの戯言をいひあかり、あの鬚なしと惡口しけれども、嘉左衛門即時に刺しちがへて死したりき。かく武人は鬚を尚びて、頬髯をば鐘馗將軍とて好み、頤さきの鬚は天神鬚とて柔弱に見ゆるを嫌ふ。老人の白髭をば白髭明神の神意に叶へりとて敬意を表し、慶賀の席には上座に据ゑたり。またかく相貌の剛勇なるを稱するより、大刀傷の痕鮮かなるを戰場の功名ありし人なるべしとて賛美す。永祿七年、下總國國府臺の合戰に、北條氏康強敵三十餘騎を切つて勇名を顯はし、身に鎗刀の疵七箇所、頬さきにも大刀疵を受けしより武士の面の疵を褒美して氏康疵といへりき。

男子の齒を黑く染むることは、京都の縉紳または、在京の武士にのみ限りしに、此時代に至りて關東にも行はれたり。さるは北條氏京都より下りて常に齒を黑く染めたりしかば、東國の武人またこれに倣ひ、常の放言にも、賢臣二君に仕へず、黑色變せざるを以て鐵漿とすとて、武士たる者は老若ともに齒を涅めたり、されど下賤の者にはこの風なかりき。されば白齒の者を「あをは者」と呼び卑しめ、甚だしきは鐵漿をつけぬ者は狼藉なりといひ、戰場の功名にも鐵漿黑に匂ひ留めたる首級を尙び、首實撿の時、齒を黑めたる首をば武士の首とて先づ上に懸けたれば、狡猾なる者は白齒者の首を獲るも、これに鐵漿を塗りて實撿に供へたりき。

童子は兒輪に結ぶものあれど、武人の子は多く喝食(かつしき)とて髮を髻結にて結びて後へ下げ、肩に至りてその端を切り揃へたり。十五六になれば唐輪といふに結びたるもあり。婦女は前期の如く髮の長く垂るゝを尙びて、「かもじ」髢を入れて粧ふ。寐ぬる時は枕のもとへ打亂箱を置きて、ろれに髢を納め、或はこれを枕屛風、簾臺にかけたり、歩行の時も侍女をして其末を打亂箱に受けしめ、着座の時はこれを伸ばさしむ。またこれを不便とするものは、垂髮を右肩の上に綰げて、その結びめを紙にて結び、着くることあり、これ後の片外(かたはづし)といふ髷の權輿なり。また「びんぶく」とて毛髮を糊にて固め、〇此くの如きもの三つを作りて、額の髮際より下ぐることあり。卑賤の婦女も同じく垂髮なれども、末を束ねて下げたるあり、また頭上にて「つのぐる」といふに結び、白布にて頭を卷きたるもあり、垂髮は優美なれども、勞役には頭上に結ぶ方便利なればなるべし。

服飾　貴紳の服裝は前期と甚だ異ならず。當時連年兵革の餘を受け、剩へ諸國凶荒にして人民塗炭に苦み、衣食の好美なるは到底望むところにあらざれども、上には將軍を始め諸大名諸侍、下を顧みずして驕奢に趨り、下には富有なるは商人と雖も綾羅を被るに至れり。初め前期の季、武士既に淳樸の風を失ひ、金銀錦繡を以て服裝を飾る、世にこれを婆娑羅風といふ、婆娑羅は梵語なり。此時代の初め貞治六年、幕府武人の驕奢を誡め、精好の大口、織物の小袖、金銀の鞍等を禁じ、中間凡下の輩の烏帽子懸、直垂の絹裏、絹腰を用ふることを禁せしが、行はれざりしかば、應安二年この制を重ね、また法師の覆面及び笠を着ることを禁じぬ、されどもまた行はれざりき。

當時、武人の服に素襖あり、素襖の名は鎌倉時代に未だ見えず、此期に至りて始めてこれあり。ろの製、大抵直垂にひとしけれども、素襖は專ら布を用ひ、また紐菊綴(ぎくとぢ)に差異ありて、直垂よりは省略下品の服なり、されば正式の時は概ねこれを脫ぎて、直垂を着したり。素襖をまた上下(かみしも)といへども、一般に上下といふは「手なし」に袴をつけたるものにして、上下同色同紋なるをいひ、應仁以後武人の平服には最も行はれたり。直垂は專ら武人の禮服たりしが、義滿治世の頃より公家もこれを着用するに至れり。無位の武士は布直垂に革の緒をつけたり、これを革緒の直垂といふ。布直垂に家の紋を着くることもこの時代の初めよりあり、後世これを大紋といへり。小袖の白きは平人の着ることを禁じたり、古へ

は公武貴賤ともに袍、直衣、もしくは狩衣、直垂、水干の下に着る小袖は皆白衣なりしに、鎌倉治世の頃、染小袖といふもの世に行はれ、白衣は公家のみ用ひ、その他は色染のものを用ひたり。さればまた「片身がはり」の服につくりたるもあり、衣の腰をあけて熨斗目、かた色などにつくりたるもありき。在國武士の衣服を着るならひに「のけ衣紋」とて袵を背中の下まで推し下げ、袴の腰を高くかき上げて、袵と腰との間僅に五六寸ばかりとする風ありき。

將軍の小袖は織物、白綾、綾紬を色染、加賀梅染、遠江茜染等にし、紋と裏とを紫にす、義政の時より織筋を用ふ。唐織物は特に尚びて、將軍の夫人及び殿中上﨟など御免のものを除く外は、三職と雖も著るを許さず、普通の織物も拜領のものゝ外は憚りて用ひず。島織物は地下人の用ふるものとす。丸生絹は將軍及び上﨟は用ふれども其以下は用ひず、單の生絹は特に尚びて大凡の者は用ふることなし。小袖に繻子、緞子を用ふるは幕府より禁ずるところにして、紫裏及び紫色の袷も將軍を憚りて用ひず。帷子の料には唐布、越後布、紋紗等ありき。

戰亂うち續きて世の中、事繁くなりぬれば、上下「手なし」、肩衣など簡畧の服裝を尚び、十德、羽織などいふものも出で來るに至りぬ。肩衣、上下を着るときは露頂なること、當時よりの風なりき。十德とは直綴（ぢきとつ）の略製にして僧俗ともに着し、長袖裳附の道服なり。直綴は僧服の名にして、上部と下部とを綴ぢつけたるが故に此稱あり、十德のこれと異なるは左

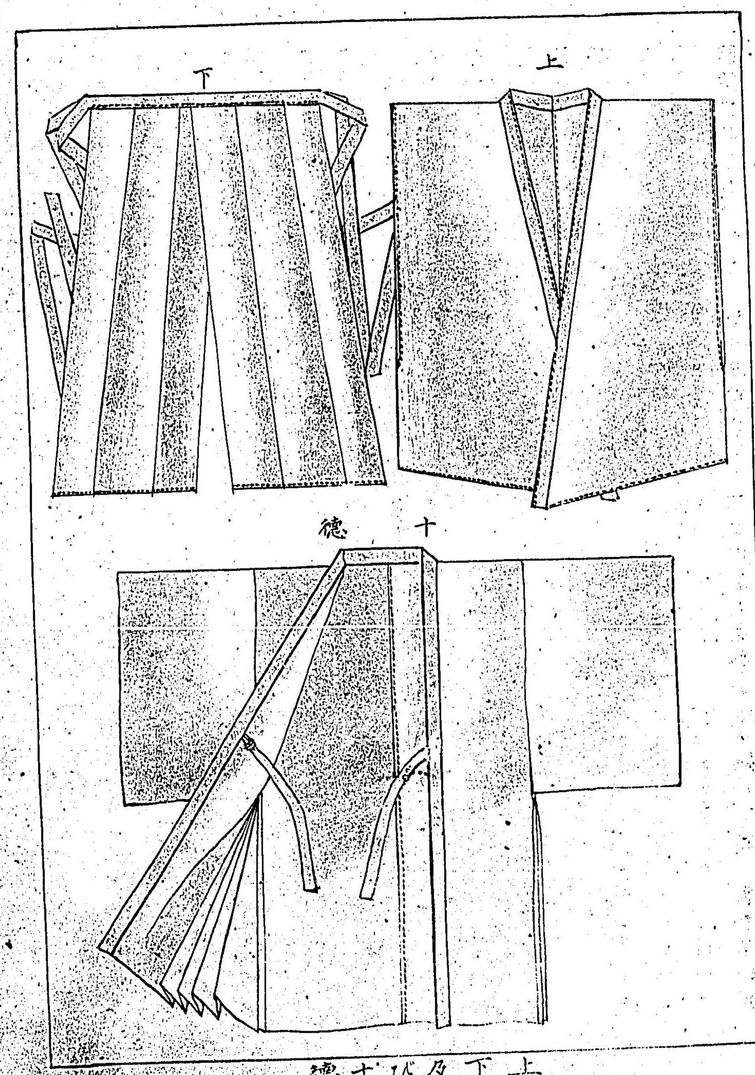

上下及び十德

名古屋帯を纏ひたる少女（元和年代）

右の脇に襞積なきにあるのみ。十徳に似たるものに八徳あり。羽織はもと行旅に土埃の衣裳を垢すことを防ぐものなり。これ等は衣を着たる上に被るものとす。また旅装に袴を高く括り上げて臑を露せば、塵泥に汚るゝを以て、脚絆を着く、脚絆は布若くは獸皮にて造れり。

婦女の服制は詳かならざれども、武家にて禮式の時には、帶を結びたる上に小袖をうちかけて着る、これを袿衣（うちかけ）といひて公家の五つ衣に當れり、後世これを「かいどり」といへり。帶は男帶の廣さ二寸ばかりもあるを、左右を論せず一方の脇にて片膝に結び下げたり、されど前に結ぶを正式とす。昔は帶は一幅の六つ割を用ひたるを、義政の時より八つ割とす、されどこの制も行はれずして、その幅愈々廣くなり、四つ割とまでなるに至れり。夏は生絹（すゞし）の帶を用ふ。組帶は名古屋帶と稱して、男女共に用ひざるにあらねど、鄙き風なりとて、上流にてはこれを忌みたり。

時候の寒暑に應じて衣服に單衣、袷、綿入の三類あり。正式には九月九日より明年三月晦日までは小袖を着る、小袖は即ち綿入なり。四月朔日より五月四日までは袷を着る、故に四月朔日を俗に綿抜期といひたり、五月五日より八月晦日に至るまでは帷子を着る、帷子は即ち單衣なり。九月朔日より同八日までは袷を着る、初めは八月朔日より袷を着たりといふ、但し男女によりて稍々異なりとす。

第四節　飲食

室町時代

飲食の料は別に前期と異なることなし。なほ其種類を擧ぐれば、獸肉には鹿、猪、狢、狸、兎、熊等あり、鳥類には、雁、鴨、雉、鴨及び鶉、鶫、鴫、鵐、雀等あり。されど京師の公卿は猶ほ舊癖を守りて獸肉を啖はず、鳥類にも制限あり、その頃の諺に後村上天皇は獸肉をも脈はずめさるし故に終に聖運開けざりきといへり。魚介には鯉、鯽、雉、鱒、鮒、鱚、鯵、鯛、鰯、鰤、鮑、鮹、鮒、牡蠣、蛤、蝦、蠑螈、蜆、水母等ありて一々擧げて數ふべからず。海藻には昆布、海松、莫、丸苔、海蘿、雞冠苔、心太、海雲等あり。野菜の類には百合、蕨、芥子、萵苣、蓮、荷、薑、蕗、葱、牛蒡、蘿蔔、水茄子、蕷、麥、蕓豆、澤蘭、蕺、萩、野老、老松、松茸、平茸、志女、治滑、唐瓜、大和瓜、白瓜等あり。菓實には金柑、柑子、柚、温州橘、枇杷、林檎、楊梅、柘榴、桃、杏、梅、李、梨、胡桃、銀杏、柏實、椎、榛、栗、烏芋、薯、生栗、干栗、搗栗、糒栗等あり。調味類には甘味を添ふるが爲めに百合、砂糖、飴、千歳、煎、煎あり、酸中舊に從ひて千歳、煎最も多く用ひられたるが如し。醎味をつくるに酢あり、醎味を與ふるに鹽、黒鹽、胡麻鹽といふ、唐醬、味噌あり、近世の醬油を用ふべき所には、大抵味噌を用ひ、醬油にて蒸すを常とす。按ずるに太古以來、飯は甑にて蒸すを常としたるが、戰國の世、兵馬倥傯、武士

百姓ともに安んじて食物を調理し、またこれを食ふ暇なかりしかば、專ら姫飯の製になりしが、後世に至りては單にこれを飯と稱するに至れるなるべし。雜炊は味噌にて煮たる粥の如きものにて、多く用ひられたり。點心には、概ね麺類、餅類、餅類を茶湯に添へて食す。それは先づ焦香湯を出して「きんとん」饅頭、水鱠、精鶏鮮、粟、猪、粟、鱧、腸、粟、白魚、粟、巻餅、粟、羊、粟、海老、粟、すし、金、粟、日鼠、粟、雲鰒、粟、蠣、粟等を用ふるなり。庖厨の具には行器、椀、楪子、厨子、皿、御器、引入合子、瓦器、饒磁、洗梗皿、折敷、追膳、衝重、縁高、菓子盆、饒州椀、再進鉢、組板、魚箸、庖刀、杵、臼、京籠、桝、概、擂、瓶子、飯銅、鐵、輪、擂、鉢、甑、擂、茶、風爐、炭斗、火筋、漉水嚢、筒、盥、釣瓶等あり。武將軍義滿の頃より、驕奢の進むと共に種々模型的の祖儀を生じ、從うて割烹の法も錯雜なるに至り、遂には其術を一の奥秘として、四條大草の兩家世々これを傳へたり。食物を割烹調理する術はこれを料理といふ。組板の高長其胸の大小庖刀、魚箸にも皆流義に從ひて寸尺を定め、その据ゑやう持ちやうもまた一定の規矩によりたり。其家々にて法を說くもの、鳥類には生鶴料理、鹽白鳥料理、鹽鳥肴、鹽鳥汁、具雁料理、生青鷺料理、雉の青かち、鶉汁等あり、獸類にはひじな料理等あり、魚類には鯉の汁、鯛、鰡、鼠頭魚等の刺身、川魚料理、具鯉の汁、鮒の膾、鮭料理、鮎料理、ぬたあへ、膾、鯛の苔燒、及びうしほ煮、鮑のさゝら切、宇治丸かばやき、河豚汁等あり。動物性の食品にあらざるものゝ料理は、これを精進物料理といひて、昆布汁料理、うどん、豆腐料理、あん豆腐、ときり豆腐、納豆汁等あり。越川汁とはかしかをい

筍、白瓜などに加へて調ずるもの、松笠いりとは鯛の身を松笠の如く切りて煮たるもの、鴫の壺燒は燒茄子の上に枝にて鴫の頭の形を作りて置くものなり。いと膾は鮒の膾にして、山吹膾は王餘魚の膾をいふ、また卯花膾といふ作り方もあり。その他盛り樣により て鴻鵠のいけ盛、鴫の羽盛、鮒の重波、鰹の岸盛、海老の鮒盛、蟹の甲盛、鮫の沈盛及び花盛、つま重ねなどいふ名目あり。切り樣に從ひて鶴の筋打、鯰のさゝら切、螟脯乾（すゑ）のゑり切、そぼろ切等あり。鳥獸の肉には共に盛り合はすことを忌むものあり、例之ば猪の兎に於ける、雉子の狸に於ける、鮭の海豚魚に於ける、干鱈の榮螺に於けるが如し、若しこれを犯せば百日の內に大患に罹るといひ傳へたり。魚鳥を組み合はすときは、左に山の物、田の物、右に海の魚、川の魚とし、また其物によりて搔敷をも異にす。搔敷とは食物の下に敷く草木の葉をいひ、鮑には海草、鱸には榎の葉、鯰には藤の葉、雁に水草、鶴に蘆葉、鴨に野茨菰（ぶ）、鶉に振笹等とす、檜葉、南天燭の葉はすべてに通じて良しとし、これを年々葉の搔敷といへり。また大（ナロ）事には葉の面を上になして敷き、凶事にはその裏を上にす。すべて宴饗などに穀を出だすには、生薑、梅干、鹽等を添ふ、これ生薑は物の味をよくせんがため、梅干はこれを見れば口中に唾を生じて、物に咽せざらんがためにて、鹽はこの兩用を兼ねたるなり。祝賀の宴などの式を正すものに、式三獻、七五三などの儀あり、皆獻の數に依りて名づけたるなり、獻とは殺を出だす毎に更めて盃を勸むるをいふ。古より三の數を貴びて、式正の時には三獻を用ひ、猶ほ驕奢の風の增加するに從ひて、五獻、七獻に及び、殊に三を三た

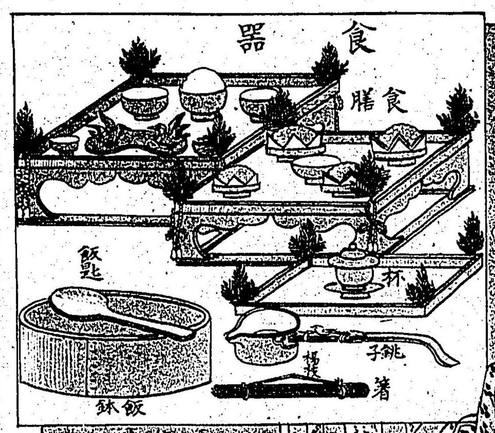

室町時代の饗應及び調理

び重ぬるを目出度しとして九獻を進む、されば此時代には酒の異名を九獻と呼び、江戸時代に至りても婚儀の盃を三々九度といひならはせり。七五三は七獻五獻三獻を重ぬるものにして、猶ほ將軍家などには十七獻を重ぬることもありき。

調理に種々の法則あるが如く、飲食し、給仕するにも、一々ろの儀式備はれり。飯の喰ひやうに左を一箸右を一箸向を一箸ての三箸を一口に喰ふべしといふが如き、殻の喰ひやうに山海野里と次第して喰ふべしといふが如き、吸物を喰ふに先づその汁を吸ふべからずといふが如き、その他配膳の樣箸のとり樣、再進の替へやう、酌の取り樣などは頗はしきまでに法則あり。酒を飲むには三ほし五ほしのみやう、十度のみ、鯨呑一露などの飲みかたあり。當時人に陪するには、左膝を立つるを禮とし、已の前に膳すはらて後始めて膝を組むまた酌をとる時なども人の前に進むには、膝にて這ひ出で、右膝を立てゝ酌をなし、また膝にて這ひ退くなり、殊に婦人は禮式を愼みて、男子の如く齒音をたてゝ物を喰ふが如きことあるべからずとす。されば食物の名を呼ぶにも單直に其名をいふを卑しとして、別に女房言葉とて敬語を添へまたは異名を設けて、婉曲にこれを稱したり。例之ば飯を「御だいぐ」または「おなか」といひ、菜を「おまはり」汁を「おしる」肴を「こん」魚を「御まな」精進物を「御しやうじもの」味噌を「ひし」鯛を「さ文字」鳥賊を「いもと」鰯を「する〳〵」雉を「かから」鍋を「くろもの」豆腐を「白もの」海鼠を「はなだ」鰤を「ひらさき」海鼠腸を「紅梅」鮒を「山吹」饅頭を「まん」牛蒡を「でん」松茸を「まつ」五月豆を「さゝ」など呼べり。これ等の中には傳はりて今

日に殘れるもの勘からず、餅を「すもと」、餅を「かちん」、小豆を「あか」、あさづけを「あさ〳〵」、菜を「青物」、椀を「まき」、茄子を「なす」といふなどは、現今近畿或は邊僻の人にても、普通に呼びて奢も怪しまざるところにあらずや。

第六章　冠婚葬祭

第一節　婚姻

この時代に妻を娶るを「よめむかへ」といひ、女子の嫁するを「よめいり」といへり。太古以來の男が女の家に通ふ風何時しか移りて、大抵妻を自家に迎へて婚姻の式を擧げ、それより妻は夫の家に共棲す。當時將軍家及びその他の貴族の婚禮に、まづ其當日妻となるべき女の衣裳は、上衣にさいはひ菱の紋樣をる白き小袖に同じ袿衣を用ひ、下衣は綠の紅梅中衣は定まりたる色なし、但し夏は丸生絹の腰卷を着る。胸に護身の符を懸け、輿に乘りて行くなり。隨從の輿は十二挺にして、其の行列の次第は、一番輿には大上臈、二番には小上臈、その間に新婦の輿をたつ、三番に御局四番に中臈の頭、五番に同中臈これより十二挺次第に列なるなり。その他の輿は何挺にてもこれが後にありて、次第に拘らず、三十挺もあり、五十挺もあり、輿昇の人夫は皆何れも十德を上に着、白き布の帶をなす。これに續きて五騎、三騎、遠路は七騎隨從す。その時齎らす調度には、一番に具桶、次に色直しの中特、二番に厨子、棚、黒棚、三番に擔唐櫃、四番に長櫃、五番に中特、六番に屏風、箱、七番に行器と

すゝの他のさしもなき物は先きに送るなり。新婦の輿門を出づればその右側にて門火を焚く。婿の方にても時期をはかりて門火をたき、迎の人を途に出だす。さて輿の受取渡しといふことありて、送るものも迎ふるものも大刀折紙にて一禮ありて、輿を婿の家に迎へ、二の室或は三の室へ廻し、婿方に待女房といふものありて、新婦を婚儀の席に導く。婿やがて出で來り、酒を酌み盃を交して式三獻あり。其席には二重瓶子、置鳥等を飾り、床の立花は一瓶の中に心二本さし向はせ、總べて常葉なる木を用ふ。さて第三日目までは婿を始め隨從の女房に至るまで何れも白小袖を着く、其日に及びて色直しとて他色に改め、また祝の式ありて舅姑を始め一家一族對面の禮あることは、平安時代の所顯の式の遺風なるべし。

高貴の社會に於ける婚禮の正式は斯くの如くなりしも、應仁以後はすべて簡略に流れたり。傳へいふ元龜の頃には高祿の武士の妻にても乘物を用ふるものなく、婦女の婚禮にも麻の被衣を着て、負木といふものに尻かけ、うしろざまに負はれて行きたりといふ。』

平安時代の季より鄙俗の間に一種の惡弊あり。妻を離別して後、一箇月の內に更に新妻を迎へたる時は、離別せられたる先妻は必ず後妻打（うはなりうち）といふことを企てたり。後妻打一に騷動打と稱す。上古には「うはなり」とは唯後に迎へたる妻をいひし語なるが、前期以來、一夫一婦の風となりしより「うはなり」は先妻を離別せし後に新たに迎へたる妻を指せり。後妻打とは先きに妻たりし者の舊夫に新婚ありと聞くや親緣より奮力ある女をす

ぐりて借り、身分に應じて人數二十人も百人も集め、使を新妻に遣はして「御覺可有之候、騷動打何月何日何時に可參候」といひ傳へしめ、併せて持參の道具(木刀、捧の類)を告げしむ。新婦の方よりは「驚入候、何分にも御詫言可申」と物柔かに答ふるもあれども、多くは剛壯の風を裝ひて「成程御尤、心得相待可申候、何日何時待入候」と答ふ。男子は一切これに預からざる習なり。さて其日となれば、先妻は輿に乘り、數多の女これに從ひ行く、或は袴を著け、襷を掛け、髮を亂し、または被り物、鉢卷などして、甲斐〳〵しき扮裝にて、手々に得物を携へて押寄せ、臺所より亂れ入り、當るを幸に打ち合ひ、器具を破り、障壁を傷け、亂暴狼籍至らざるはなし。新妻の媒人と待女房となりたる女と隙を伺ひ、同時に出合ひて、詞を盡くし、やう〳〵調和して歸すなり。その頃の女に後妻打に二三度頼まれて出でぬはなかりきといふ。この風、江戸時代の初めに至るまで行はれしが、遂に廢れて今はそのことありきと知るものもなし。

第二節　出産

貴賤を通じて婦人懷姙すれば、第五箇月に着帶の儀あること、前期以來然り。その鎭帶は白綾或は布を用ひ、將軍家にては佳例として白絹と白綾とを用ふ。平人は布を用ひたり。帶の長さ八尺、廣さ一幅ばかりにして、兩方に端縫あり、これを以て全腹を掩纏す。この帶を進らするは其家の主人にして、これを結ぶは其家の重臣なり。鎭帶の式終りて三獻、七五三等の祝あり。姙婦には過勞を停め、食品にも鮎、鮭、蟹、鰻、鯉膾、鴨、鳩、雀、兎等を忌み、次で產

後妻打

後百二十日間もこれを禁じたり。その他、南向の小用、北向の大用、鏡を二つみる事、高物ををよびてとる事などをも禁じたり。

産屋は別に設け建つ、廣さ大凡疊十二帖敷とす、これ一年十二月に象りたるものにして年に閏月あれば十三疊とす。北を上座とし、南面せしむ。其壁障は悉く白色を撰び、胡粉を塗り、雲母を以て松竹梅を畫けり。また産屋の蟇目とて、産の時弓を射るべき座敷をも別に設け、弓、蟇目、的疊、鏑等を備ふるなり。

姙婦分娩に臨めば、肩疊を作りてこれに倚らしむ。臍帶は竹刀を以て切る眞似をなし、別に小刀にてこれを切る、これを「きる」とはいはずして「つぐ」といふ、「きる」といふ詞を忌めばなり。臍帶は胎衣桶に入れ、他處に運び去りて土中に埋む、埋みて後、その事に從ひたる人々は故らに笑聲を揚げて歸るなり。さて生兒には産湯をひかせ、時に虎の頭の影を湯にうつすことあり、産湯の後、第三日に至りて湯を浴びさするを湯始の祝といふ。産時の蟇目は産所の方を射手の前にあてゝ、白緣の疊をよせかけ置き、ろれを的として射る。先づ初めに二箭を射、産後男兒なれば猶ほ一矢を放ち、女兒なれば發せず。その後は時々弓弦を鳴らして邪鬼を退くるのみ。産兒の傍には常に天倪(ゆまぢつ)を置きて、其身の受くべき災難を代つてこれに負はしめ、犬箱に小兒の護身符等を入れ置く。その守刀は殊に勝れたる名作を選び、また寶壽など目出たき銘の物を用ひたり。

産後吉日を撰びて祝をなし、始めて生兒に産衣を着せしむ、これを産衣(うぶぎ)の祝といふ。産衣

の下衣は筒袖に縫ひて、脇を塞ぐ、大さ定法なし。將軍家にては嘉例として伊勢氏より白絹の帶を進上す。上着は定數なく、その表は堅紋に織りたる白綾に、銀箔にて松竹、鶴龜を押し、裏は白練とす、家の紋など付くることなし。產婦の湯帷子は白布を以て作り、生兒のものは白絹三尺四方にして端縫あり。生兒の頭髮は吉日を撰びて剃る。また河臨祭とて、吉日吉方を撰び、水邊にて陰陽師に祈禱をなさしむることあり。

產後まづ初夜と三夜とに內々の祝あり、五夜、七夜に式三獻、七五三等の祝あり。將軍家にては初夜、三夜の祝は政所方の沙汰とし、五夜は管領、七夜は三職の沙汰とす。七夜には小兒に名を命ずるなり。誕生の日より百日の間は、產婦も小兒も皆白色の衣服を着し、百一日目に至りて色小袖に更む、これを色直(いろなほ)しの祝といふ。その日にまた箸立とて始めて小兒を食膳に向はしむることあり、これを世に喰初(くひぞめ)または箸揃(はしぞろひ)といへり。色直しの後、三七日を經て吉日を撰び、母子相伴ひて鎭守の社に參詣す、これを宮參りとも產神(うぶすな)參りともいふ、其日は置鳥、置鯉、二重折、瓶子等を室內にかざり供へて產神を祭れり。

第三節　元服

男兒は三歲(公家は二歲)、女兒は二歲となれば、吉日を撰びて髮置の祝をなす。其日には吉方を撰びて、小兒をこの方に向はしむ、吉方とは既に平安時代元服のところにて述べたる如く、玉女又は聞神の方をいふ。玉女の方は其日の支より九つ目にあたる方なり、玉女の方若し北方にあたるか、若くは塞りならば聞神の方を用ふ、聞神とは其日の支より三つ目なり。さて小兒を吉方に向はしめ、淸絲にて白髮を造りてこれに被らせ、櫛を以て左右の鬢を三度づゝ掻く體をなす。その後髮をはさみ剪りて其端を揃はしむる祝あり、これをふかそぎの祝といふ、男兒は五歲、女兒は四歲のときにす。また其歲に帶直しの祝をなす、即ち小袖のつけ紐を放ち、始めて帶を纏はしむるなり。男兒は七歲、女兒は六歲にして袴着をなす、男子には袴を穿たしめ、また身分に應じて素袍の着初(きぞめ)をもなさしむ、その時には素袍を廣蓋にのせて飾り置くのみにして、躰に着せしめず。女兒の袴着は唯貴族の間にのみ行はるゝことにして、紅の袴を穿たしむるなり。此等の儀は凡て吉日吉方を撰びて行ひ、儀竟りて式三獻、七五三等の祝あり。

男子の元服は貴賤を問はず年齡に定期なし、或は三歲にして既に元服の儀を終へたるもあり。當時元服するを「男になる」といへり。高貴の元服には剪刀を以て毛髮の端を鋏み、髻結を以て髻を幾重にも括り、組紐を以てその上を結び、更に烏帽子を冠らしむ。關東管領家の元服は、室町幕府に告げて、將軍の諱の一字を請ふを代々の嘉例とせり。女子は十二三歲に至れば齒黑めの祝をなし、始めて齒を鐵漿にて染む。十六歲の六月には髮そぎの祝をなす、通常十六日にこれを行ひ、また其月に壬午にあたる日あれば、これを最上吉日となしたり。

第四節　喪葬追祭

盛裝盛儀は何人も望むところなれども、財なき身にはこれを行ふ能はず、されば戰亂の

世には天皇崩じたまへども、葬儀を營む資なく、皇親の薨去にも夜中忍びやかに其葬儀を行ひて、公けには屍體を盜まれしといひなしれくに至れり。當時天皇の葬儀は火葬にして、遺骨を寺院に納む、故に陵墓は土を封ずる要なく、概ね卒都婆を建て、樹木を植ゑて墓標となすのみ。前期に四條天皇を泉涌寺に葬りしことありしが、後光嚴帝の晏駕に至りて、また此處を陵所となす、後、後圓融、後小松、稱光、後土御門、後奈良、正親町の諸帝相尋で皆しかせしかば、後陽成帝以降、世々の天子は皇族と共に此寺に葬るに至れり。泉涌寺は京南今熊村にありて、齊衡の頃、藤原緒嗣の建てし所なるが、貞應三年より官寺となりにき。また將軍は代々、洛北衣笠山の麓なる等持院に葬るを例となしたり。

この時代に於ける高貴の葬儀を畧述せんに、屍體を棺に納め輿に乘せて寺に送る、僧侶、扈從の臣僕みな素服して供奉す。寺に到れば輿を西に向はしめ、香爐を供へて寺僧先づ燒香し、供奉の人々これに次ぎ順を追うて燒香す。さて後、寺僧は屍體を沐浴剃髮せしめ、黑衣、袈裟、帽子を着せて戒を授け、更に位牌を作りて法號を與ふ。ろの前に燈火を點じ、花瓶に花を挿し、卓臺に茶湯を供し、香爐、香盒を据ゑ、大抵二週日の間僧徒集まりて不斷陀羅尼を誦す。かくて未亡人の髮を切りて尼となるもあり、日頃愛眷を蒙りし臣從の墨染に衣を更へて後世の菩提を吊ふもあり、知己親緣よりは香奠として金錢を贈る。

屍體を葬らんがために葬場を設け、大屋、火屋を營み、外周に埒を繞らす。大屋は大抵方七間にして、四面板を以て圍み、各々一間半許の門口を開く、各門口に鳥居あり、東は發心門、

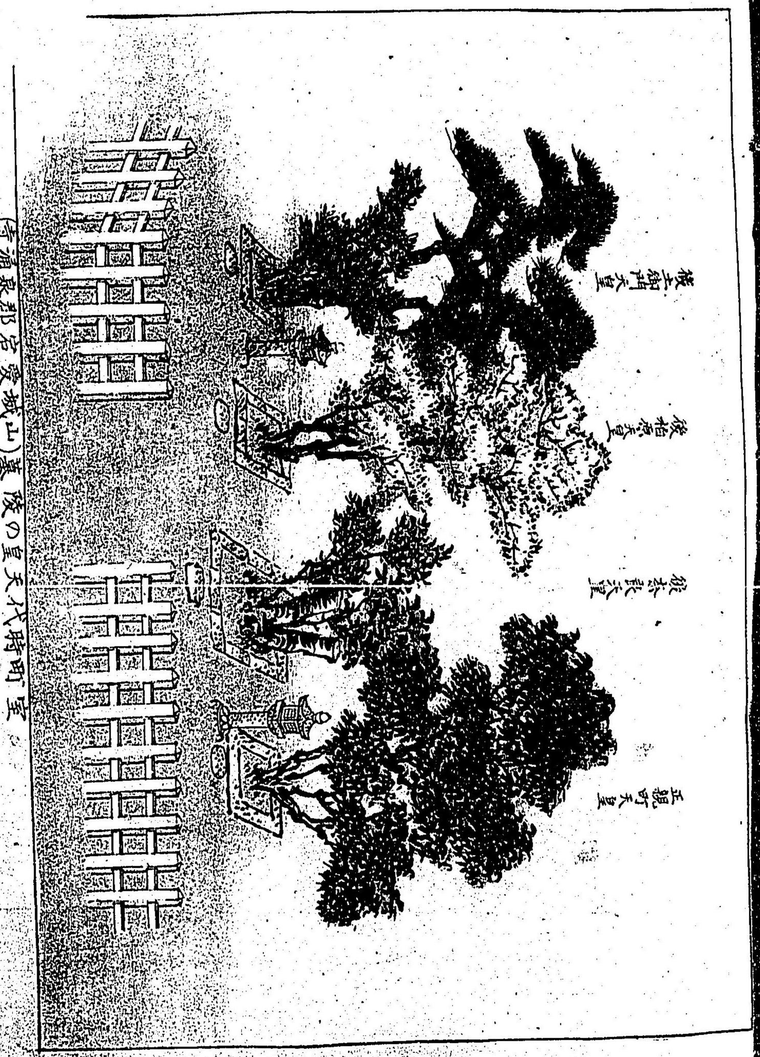

（寺涌泉郡宮愛城山）墓陵の皇天代時町室

南は修行門、西は菩提門、北は涅槃門といふ。その中央に火屋あり、方一間半、高さ二間、四面壁を以て塗り、各々龕を入るべき口を開く。偖を行ふ日となれば、名僧智識、喪主となりて、龕前の佛事を行ふ。別に下火、起龕、鎖龕、點茶、點湯、掛真、衆經、念誦、起骨、初七等の役者ありて、皆僧侶のなす所なり。佛事終れば、勤仕の人各々燒香し終りて、棺を葬場に送る。力者數人して棺を昇き、松明を乘る者、幡天蓋を持つ者、鉢を打ち、鋲鈸を打つ僧、燭臺、香爐、花瓶、湯瓶、茶湯掛具、花等を持つ僧次第を追うて扈從し、位牌は通常家督の人これを捧げ、棺の善の綱は日頃愛顧を蒙りし者これに取りつき、衆僧は阿彌陀の大咒を唱へて歩み行く。葬場に到れば三たび火屋を廻り、諸寺の諷經ありて佛事こゝに終れば、終にこれを荼毘一片の煙となし、當日に遺骨を灰燼の中より收ひ、これを起骨といひ、後瞎寺に分ち納ひるなり。その頃死人の家には物忌札を門口に立つ。

さてその後の佛事は七日毎にこれを營み、また臨時にこれを設くることあり。七七日（四十九日）に至りて一段落とし、これまでの間を中陰といふ。その後は百箇日になし、一週年になし、三年、七年、十年、十三年、十七年、二十三年、廿五年、廿七年、三十年、三十三年、三十七年、四十二年、五十年、百年を經る毎に各々佛事を營み、諷誦をなすなり。

第七章　年中行事

初め後醍醐帝が中興の業成りしとき、建武年中行事を撰ばせたまひしが、幾くもなくし

てまた戰亂の世となりて行はれず。されば此時代には平安以降、朝廷にて定められたる恒例の節會、その他百般の行事の、次第に壞れゆきて其名を傳へたれども其實の詳ならざるに至れるもあり、また其儀の跡もなく失せしもありて、特に朝儀に關しては言ふべきことなし、故にこれを略して、次に幕府の年中行事に就いて述べんとす。

幕府年中行事　正月元日には將軍對面所に出御あり、三職、相伴衆、國持衆、准國主、外樣衆、御供衆の賀禮を受け、これに衣服及び酒を賜ふ。此日管領より埦飯を獻る、また大草家より强飯を調進す、これを御强供御といふ。二日に乘馬始あり、管領以下庭上に祗候し、土岐氏より埦飯を獻る、此日管領家へ御成始あり。三日に京極、六角の兩氏より隔年毎に埦飯を獻る。この三日の間、毎朝祝盃を擧ぐ。四日には式日參上の公家、醫師、及び觀世大夫等參賀す、この日謠始あり。また風呂始とて、將軍、伊勢氏の第に臨みて風呂に浴す、伊勢氏は世々足利家の禮法を司る家なれば、年中の恒例、臨時の儀式には特に重んぜられて、常に坐作進退の師範たりき。五日に吉良、澁川、石橋氏等參賀し、次に關東衆來り賀す、鎌倉にてはこの夜管領、執事の第に御行始あり。七日の朝、祝盃を擧ぐること元三に同じ、赤松氏埦飯を進む、この日田樂、千秋萬歲來り賀す。八日に陰陽頭及び諸社諸寺の社務、執行、護持僧、門跡、十日に攝家、公家、官務、外記、典藥等參賀す。この月の上旬、將軍、六條八幡に詣拜するを例とす。十一日に評定始あり、管領以下これに出仕す、鎌倉にもまたこのことあり。この日祈始、普請始、次に作事始あり。十三日に和歌會始あり。十四日には馬場殿に爆竹あり、松の庭にて觀世、松囃子を勤む、また猿樂あり。十五日にも松の庭に爆竹あり、山名氏埦飯を進らす。十七日に弓場始あり、十八日に鬮的始あり。十九日に連歌始あり、攝家、門跡、公家、大名、供衆、番方、同朋等のうち堪能の者祗候す。廿八日に鞠始あり。この月、吉日を撰びて齒固の祝あり。鎌倉にては此月下旬、管領鶴岡八幡に參詣す。

二月初卯に連歌會あり、この月重代の太刀を研ぎ、鐙を磨がしむ。三月三日に雞合あり、これを合はするは牛飼の役とす。四月朔日に小袖を更めて、五月四日まで袷を着し、また吉日を撰びて蚊帳をつり始む。四月八日、等持寺より釋迦像を參らせて灌佛會あり、この日、將軍、土岐氏の第に行きて猿樂を見るを例とす。五月四日には檜皮師をして殿舍に蓬、菖蒲を葺かしむ。五日より帷子を着る、諸士はこの日より七月晦日まで透素襖を着す、透素襖は越後布を以て製したるものなり。女中衆は生絹裏の練貫を着る。この日端午の嘉例として菖蒲酒を飲み、菖蒲湯に浴す。將軍は伊勢氏の第に行きて浴するなり、伊勢、赤松、有馬の諸氏より粽を進む。六月朔日には大草家より氷堅餅を調進す、この日より女子、帷子を着る。同七日に將軍、京極氏の第に行きて祇園會の神幸を觀る。

七月七日には將軍より草花を禁裏に進らし、また梶の葉に七夕の歌を七首かき、これを殿舍の屋根に上げて七夕を祭る、この日伊勢氏の第に行きて浴す。同十一日には女中、生御魂の祝儀のため參賀す、生御魂の祝とは、佛說によれば、盂蘭盆會はもと現在の父母の壽命を祈ると、過去七世の祖父母の菩提を祈るとの二事を兼ね行ふことなりしを、後に

は過去の父母のみを祭ることになりしが故に、別に生御魂の祝といふを設けて、現在父母の壽命を祈り、其生靈を祝ひしなり。同十四日より三日間は盂蘭盆會にて、將軍より禁裏に燈籠を奉る。この間新米の飯を蓮葉に包みて食ふ。大草家の調進するところなり。晦日より八月二日に至るまで御頼(おんたのみ)の義あり、禁裏へ物を獻る。八月朔日には大草家より尾花粥を調進す。この日より九月八日に至るまで女中袷を着す。十五日には月見の祝あり、大草家より芋、菰粥を調進す。この月畠山武田朝倉の諸氏より初雁初雉を進む。

九月八日に菊を庭中に植ゑ、五色の綿を被らしめ、同九日、菊の祝とて菊酒を酌む。此日より小袖を着す。將軍伊勢氏の第に行きて浴す。十三日に明月の祝あり、所謂後の月なり。廿四日は等持院開山忌とす、等持院は尊氏以來足利氏の菩提所なり、將軍これに渡御す。同晦日に作事奉行、祇候して圍爐を開く。十月初亥に玄猪の祝あり、亥子の餅を禁中に獻り、また諸臣に賜ふ。この月、將軍、北野の經堂に赴きて誦經を聽く、また西芳寺に紅葉を觀ることあり。十一月朔日は初雪の次第とて、また祝酒を酌む。十二月朔日には煤の掃始あり。この月下旬に至りて攝家、公家、諸寺の僧侶、樂人など歳暮の禮とて參賀し、幕府よりは朝廷へ貢馬の儀あり。また吉日を撰びて煤掃あり、その日、大草家より煤掃の餅を進む。立春の前日は即ち節分にして、煎豆を撒き、連りに福は內、鬼は外とよびて邪鬼を逐ふ。この日、大草家より麥飯及び芋を調進し、伊勢氏より船の絵を獻る。

この他正、五、九、十二の四月には、四季の祈禱とて泰山府君の祭あり。毎月朔日には月次の祈禱あり。また毎月晦日には將軍の身固めあり、其日また伊勢氏に行きて浴す。されどこれ等の儀式も應仁以後幕府の衰ふるに從ひて大半廢れたりき。

民間年中行事

更に歳時に關する民間の風俗をいはんに、正月には門前に門松を樹て、注連繩を結びて、齒朶(ゆづりは)、交讓木の類を附くることと前期に同じ、これ等の草木は千秋萬歳を契りて雪霜にも凋まざるものなればなり。元三の間、家々には屠蘇、白散の酒を酌み、齒固の餅を食ひて、長壽を祈り祝ふ。また元旦の曉に先づ井水を汲み、若水といひて呑む。七日には小宴を催し羹を食ひて、萬病邪氣を除く。十五日には粥を食ひ、また爆竹のことあり。春の初めには千秋萬歳とて、門々に來り立ちて祝詞を諳び舞ふものあり。兒童は板を以て胡鬼をつき、毬杖の球をうちて遊び、また蘇民將來と呼びあるきて、これ健康を祈る意より出づといへり。二月初午の稻荷詣は前に述べたり。此日伏見の稻荷祠に插花會あり。同十五日の釋迦涅槃會には、寺院に釋迦涅槃の像を懸け、遺敎經を讀誦す。三月三日には桃花酒を酌み、草餅を啖ふ。四月八日の灌佛會には、兒童長き竿の端に花を掲ぐることあり。加茂の祭日には京中の家々の軒に葵桂を掲ぐ。五月五日の節會には菖蒲の根を酒に入れて呑み、或は菖蒲湯を沸かして浴す、また粽を食ひ、薬玉を懸くるもあり。この日兒童は印地打とて二群に分れ、礫を投げ交して戯る。其月九日には今宮の祭あり。六月朔日は貴の家に氷を食ふことあり。七日に執行する祇園會は京中最も晴れの祭にして町々より山鉾を出だし、或は八撥、曲舞等を催すもあり、神幸の儀ありて神輿、四條大路を過ぐ。

七月七日に索餅を食ふは高辛氏の少子の故事によるといへり、蓋し附會の說ならん。この日剪秋羅を人に贈ることあり、夜に入りて星祭をなす。十五日には精靈祭を行ふ、前期既に此夕北斗に火を手向くるためとて、洛外の山々にて火を焚くことありしを、此歟。に至りて洛東淨土寺の山上に薪を燃きて大文字を點ず、或は云ふ、幕府繁昌の日遠望遊觀の爲めにすと、或は延德元年、相國寺の僧橫川が將軍義尙の冥福を禱りしに始まるといへども、未だ信ずるに足らず、後にはこれに倣ひて、愛宕には鳥居の形、船岡山には船の形、松が崎には妙法の字を點じて、京都の盛觀たり。八月朔日には「たのみ」とて人に物を贈ることあり、これは前期建長の頃より始まりきといふ。その日、火難盜病口舌の災を拂ふと て日出前に「八月朔日天中節、赤口白舌隨節滅」といふ札を家の柱に貼ることあり。此月の八幡放生會には石清水、鶴が岡兩社ともに盛儀あり。九月九日は重陽の宴とて菊酒を酌む。十二日に太秦廣隆寺の牛祭あり。十月亥の日には亥子餅を食す、萬病を除くがためなりといふ。十一日には御火焚とて庭火を燃く。節分の夜には福は內鬼は外と唱へて炒豆を撒じ、また白朮を焚く、其燕臭を以て邪鬼を攘はんが爲めなり、因りてまた京都五條天神には白朮餅を參詣人に配與す。歲暮に近づけば門松賣頻りに街巷に賣りありき、鉢叩は門に立ちて物を乞ひたりき。

第八章　武技雅遊

第一節　武技

世平かならず干戈を以て相爭ふときは、文弱の遊戲廢れて、尙武的のものゝ行はるゝに至るは、勢の當に然るべき所なり。されば源平の合戰以來四民兵事に馴れ、殊に文學を知らずして唯武術をのみ鍛鍊する士人の世となりてより、平安安逸の世に行はれし詩歌管絃の遊は、衰へきつたる京都公卿の間にのみ餘命を保ちて、武家にては專ら弓馬の術を鍊るべき遊戲を弄びぬ。武術のうちには射藝、馬術、刀劍の技など種々あるが中に、弓箭の術は古より特に重んぜられて、此時代にも最も世に行はれたり。平安時代とても柔弱の游技のみ行はれたるにはあらず、其中世以降は弓馬世襲の家も生じて、武人次第に勢を張りたれば、射藝にも騎射、笠懸、八的、三々九の手挾などの種類ありき。源頼朝、鎌倉に幕府を建つるに及びたるものに命じて、射藝の式法を定めしむ。武家弓馬の術の規矩こゝに於て定まれり。足利氏政を執るに及びて、小笠原長高其藝を以て尊氏に重用せられ、これより子孫累世弓馬の法を司れり。當時行はれたる射藝には騎射と步射との二種あり。騎射のうち最も行はれたるは流鏑馬、笠懸、犬追物にして、これを馬上の三ッ物といひ、步射には大的、草鹿、圍物遊を步立の三ッ物といへり。

流鏑馬は矢馳馬の義なりとの說あり、馬を馳せながら矢を放ちて的を射る技にして、武家の射藝のうち最も古きものなりとす。幕府の世となりては殊に盛にして、毎歲鎌倉に

は八月鶴が岡八幡の神祭にこれを行ひたりき。この技の正式にありては、射手の扮装は袴の裝を括り結ひ、水干を着、右の袖口をくゝり締め、左の袖を肌ぬき、行縢をはき、小手をさし、箙を負ひ、笠を着、弓をとり、馬に跨りて馬場にうち出づ。的は先づ三の的を射るを常例とす。笠懸はもと綾藺笠を懸け、これを的として射たるによりてこの名あり、鎌倉以來大いに行はれたり。射手は烏帽子、素袍に袴を着け、行縢をはくを正式とす。笠懸に遠笠懸と小笠懸との別あり、遠笠懸は馬塲本より馬を走らするをいひ、馬塲末より逆に走らするを小笠懸といふ。その他この技に神事笠懸、圍笠懸、七夕笠懸等の名あり、また射流す笠懸、つれ笠懸等の故實あり。牛追物は犢を射る技にして、古へは定まれる塲をも構へず、野飼の牛ある所に行きて射たりけんを、後には馬塲を構へて行ひ、また牛にては數少くて、其費も多きことなれば、犬を以てこれに代ふるに至れり。これを犬追物といひ、後には犬追物のみ行はれたり。その射手の裝束を射手具足といひ、打烏帽子に素襖を著て、左の袖を肩ぬぎ、小手をさす。その小手は犬射小手として製法を奥秘とす。下には小袴をくゝり、行縢をはく。犬追物盛に行はれてより、射手及び犬の數を定め、概ね射手の人數を三十六騎とし、犬の數を百五十頭となしたり。八ッ的は馬塲を六町に設けて的をたて、馬上にこれを射る技なり、或は云ふ、三騎にして射るものなりと。その他三々九の手挟、こひたれ、脇ぼうなど、其式亡びて今詳に知り難し。

以上は騎射の藝にして、歩射の技には圓物遊、草鹿、小串の會あり。圓物遊は鞠の如きもの

犬追物流鏑馬

を的として射る技、草鹿は野草を束ねて鹿の形に擬し、これを射て狩獵に倣ふものなり。これ等を一に作物といひ、これに對して流鏑馬、笠懸、犬追物を馬上の作物といへり。小串の會とは紙を四つに疊み、六寸許の串に挾みて的とし、互にこれを射るなり。また大的、半的、小的、圏的等の名あり、猶ほ射藝に獨弓、二弓、二度弓、三度弓、五度弓、一五度弓、九度弓などの故實あり。

馬藝には古より競馬(角走)、走馬等あり、その故實には輪乘、流鼓乘、遠走、曲乘等のことあり。この時代の初め大坪道禪、最も馬術に巧にして、また善く鞍を作るに妙を得たりき。

劍術はこの頃、猶ほ兵法といひ、太刀打に四方切、八方拂、撫切、拂切、さげ切、車切、隻手打、峯打、胴切、立割、瓜切、梨子割、から竹割、雷切、茶臼切、袈裟懸、拜切、天狗倒しの笑ひ切等の切りやうあり。武人は武道の嗜みとて、互に木刀を以て仕合し、また武者修行とて氣慨を鍛錬し武技に成熟せんが爲めに、山川を跋渉し、勇士に會して其技を試むることありき。

相撲も武人の間によく行はれ、その手に內搦、外搦、亘繫(わたしがけ)、小頸、小脇、逆手、手斧かけ、入蹴、爪げ、逆手け腕組、前亘、後亘、走亘、小頭掛、たぶさ取、胸反し、辻膊、肚取、入相撲、懸相撲、踢相撲、內給、外給等、四十八手ありといへり。また彼此の力量を鬪はすに頸引、頸挾、目比、腕推、指引、指抓、膝挾、綱引などあり。その他武技として早態、飛越、早走、輕業、力持、水練等の技あり、また扇切とて扇を投げ付くるを指にて打ち落すわざもありき。

狩獵は武人の殊に嗜むところなり。既に鎌倉時代に那須野の狩あり、富士野の狩ありて、

これを狩競といへり。狩競には獲物の名によりて鹿狩、狐狩、猿狩、兎狩、追鳥狩の名あり。犬を使ひて狩するを犬山といひ、山野に鹿を放ちて獵するを鹿狩、又は鹿野といひ、殊に鶉を獵するを鶉野といへり。京師の貴族は弓箭の術に拙ければ、鷹を放ちて獵するを常とす。鷹及び隼鶻を飼養することも平安時代より既に一の技藝となりて、其形相により其否を評し、これを養飼すべき法を講じて、養鷹法、夏養鷹法、養雛鷹法、著脚絆法、繋鷹法、偃鷹法等の諸法あり。其病を治するにも、目病、鼻塞、喉塞、脚腫、脚疣等を療する方あり。その源に泝れば此遊は夙に仁徳帝の朝に行はれ、その後桓武帝は毎日政を聽こしめしながら、南殿の帳の中にて鷹を倚子の上に据ゑて、親ら其爪を切りなさしたまひき。嵯峨帝殊にこれを好み、弘仁二年に新修鷹經を鷹所へ出だされ、別當親王、大臣連署して、これを天下に弘行せしめられき。宇多、醍醐の二帝またこれを嗜みて禁裏の鳥の曹司に數十の鷹を連ね繋ぎ、また毎年坂東諸國よりこれを貢せしめらる。天皇の御鷹場を宇多、交野に定め雑人の獵を禁ず。これを禁野といへり。また鷹を近衛次將隨身に分ち、鳥の多き國に遣はして獵らしめらる。これを鷹の使といひたりき。

第二節　雅遊

喫茶　鎌倉時代に於ては武人質朴を旨とし、專ら武技に從事せしかば、その遊戲も皆武道を離れずして、自ら勝負を爭ふ意を中に藏めたり。然るに其末期は武人も漸く心を風雅の道に傾けて、稍々京華の奢靡に倣ふ所ありき。この時代に至りて幕府は京師に移り、武人もまた其處に在留せしかば、愈々遊惰に流れたり。就中茶の湯は鎌倉の中世より武人文士を問はずこれを玩び、後には武人が陣頭に臨を枕にする夜さへ暇を偸みて茶の湯の會を催せり。南北紛亂の頃、高師泰、天王寺の塔の九輪の赤銅にて製られたることを知り、これを下して鑄させしかば、和泉、河内の間數百箇所の塔一基も全きはなく、九輪を下されて升形ばかり殘るもあり。眞柱を切られて九尺ばかりになりたるもありき。かくて茶を弄ぶことさへ燒となりてより、四種十服の茶の品定あり、猶ほ進みては七十服茶、百服茶などいふことさへ聞えそめたり。これ等は何れも十服茶の式を基としてその數を多くするなり。十服茶とは猶ほ香に十炷香あるが如し。其式は茶三種をとり、各々四服に包みて一服づゝ取りて試み、剩れる九服に更に茶一種を加へ、これをば試みぬものなれば客と名づけ、合せて四種十服としてたつるなり。これを三種試とも貢茶ともいへり。後にはまた茶三種を三服に包みて何れをも試みず、更に客一服を加へて十服とし、初めにたつるを一とし、次に二三と定め出だす式あり。これを褒攻とも無試茶とも回茶ともいふ。また最初に試むるを一と定めて禮をせざる故に一種試ともいふ。貢茶、回茶といふは頗回は一を聞いて十を知り、子貢は一を聞いて二を知るといふ故事によりたるなり。また辻々に茶具風爐釜等を列ねて茶の御茶めし候へなどゝ呼びて茶湯を一服一錢に賣ることもありき。

當時茶の名苑は栂尾を第一として仁和寺、醍醐、宇治、葉室、般若寺、神尾寺、その他大和の室

尾、伊賀の八鳥、伊勢の河居、駿河の清見、武藏の河越等なり。就中栂尾最も賞翫せられ、時人これを仁和寺、醍醐に比して、さながら黄金の鉛鐵に對するが如しといへりき。

足利義政は特に茶事を好み、東山に銀閣を起し、閣東に東求堂を建て、その中に疊四帖半の茶室を設けて同仁齋といふ、障壁の畫みな同朋相阿彌の手にかゝる、世にこれを茶室の權輿とす。義政こゝに移り、南都稱名寺の僧珠光を聘して、旦暮茶の湯にのみ耽りしかば、上の好むところ下これに倣ひ、海内愈々これを玩びぬ。甚だしきは貧窶に甘んじて、土居に圓坐を敷き、賓主應對といふこともなく、獨り茶を喫して一生を樂みし者あり、一箇の提梁釜を以て朝に糝を和し、夕に湯を沸かし、彷彿たる松濤の聲を聞いて、終日幽邃の情を遣りし者もありき。傳へ云ふ、珠光は奈良の人、村田某の子なり、幼にして同所北市邑稱名寺の僧となり、長ずるに及びて出でゝ京都紫野大德寺に寓し、禪宗に歸して座禪を修するに、睡氣の屢々これを妨ぐるを惡み、茶の功を知りて抹茶の術を考へ、其式法を定めたり、世呼んで茶道の鼻祖となす。その頃大德寺に宋より渡來せし臺子ありしが、人何の器たるを知らず、其具は風爐、釜、熟盂（みづさし）、分盞（ひしやく）、建炭（たてひ）、撾（ばしみづこぼし）、建水なり、珠光これを茶事に用ひ、方丈の室に飾り、敬禮を備へて詣人に飲ましむ、茶道の極意眞臺子傳受といふは畢竟其式法を敷衍したるものに過ぎざるなりといふ。珠光、臺子の法を志野道甘に傳へ、道甘また宗陳、宗悟等に傳ふ。弘治の頃、因幡守武田仲村、薙髮して一閑齋紹鷗と號し、和泉の堺に住し、宗陳、宗悟より茶道を受け、終に自得して一家をなす、名海内に鳴りて珠光と並び稱せら

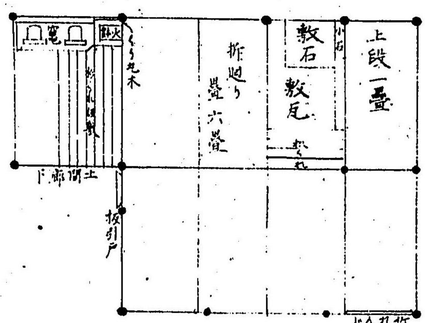

利休好高臺寺傘亭

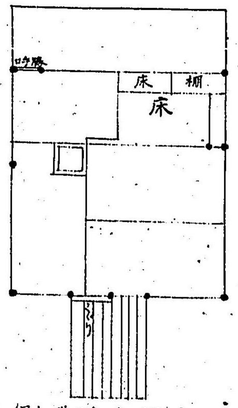

南禪寺（三疊大目）

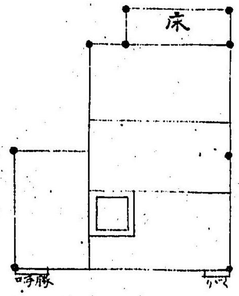

利休數寄屋（三疊大目）

茶室指圖

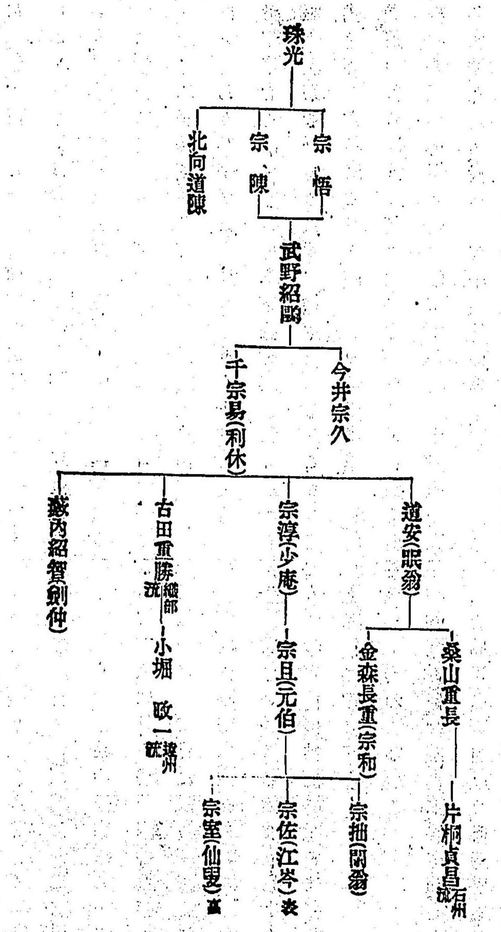
珠光
宗悟
宗陳
北向道陳
武野紹鷗
今井宗久
千宗易(利休)
道安(眠翁)
桑山重長
片桐貞昌石州流
金森長重(宗和)
宗拙(閑翁)
宗淳(少庵)
宗且(元伯)
宗佐(江岑)表
宗室(仙叟)裏
古田重勝織部流
小堀 政一遠州流
藪内紹賀(劍仲)

る。其門に納屋與四郎あり。薙髪して名を千宗易と改め、抛筌斎利休居士と號す。茶道を以て織田信長に仕へ、後秀吉に仕ふ。珠光に次いで茶事の式法を定め、或は茶器の寸法を定めたり、後世茶事をいふ者仰いで宗易を宗とせざるはなし。この後また茶人として世に知らるゝものには今井宗久、古田重勝（織部正）、金森宗和、片桐貞昌（石見守）、小堀政一（遠江守）等あり。重勝は織部流、貞昌は石州流、政一は遠州流の祖と稱せらる。宗易の子宗淳其子宗且また斯道に精しくして家聲を振へり。宗且に三子ありて三家に分る。嫡子宗拙武者小路と稱し、二子宗佐、表と稱し、三子宗室、裏と稱し、表を以て嫡流となす。また宗易の高足に藪内紹智あり、其子孫よく祖業を承く。千家は洛北に居り、藪内は洛南に住みしかば、人呼んで千家を上流とし、藪内を下流と稱したりき。かく茶道の家といふもの定まりしより、一服の喫茶も一定の法式に拘束せらるゝことゝなりて、秘事傳授甚だ嚴重となり、其法式を知らざればこれを喫するを憚るに至りぬ。僧角上諷して歌ひけらく、

茶の會とは湯に茶をたてゝのむことを知らぬというて人のこはがる。

されば茶式に、傳授前の箇條には長緒、仕組點、組合點茶釜飾、盆香合、軸飾、盞飾、茶碗飾、花入飾、名物飾、花所望、炭所望等十三箇條あり、傳授には茶桶函、唐物點臺天目、盆立、亂舫等あり、尚ほうの上を長盆三段と稱して具の點方とす。其三段の中に復た具草行の三等ありて何れも奥秘とするなり。當時茶器には釜、甑焙爐、茶磨、茶節、鐺子、風爐、水桶、茶杓、茶柄杓、茶匙、茶筌、茶巾、茶瓢、茶碗、櫁座、茶桶、建盞、胡盞、天目、饒州、油滴等ありき。

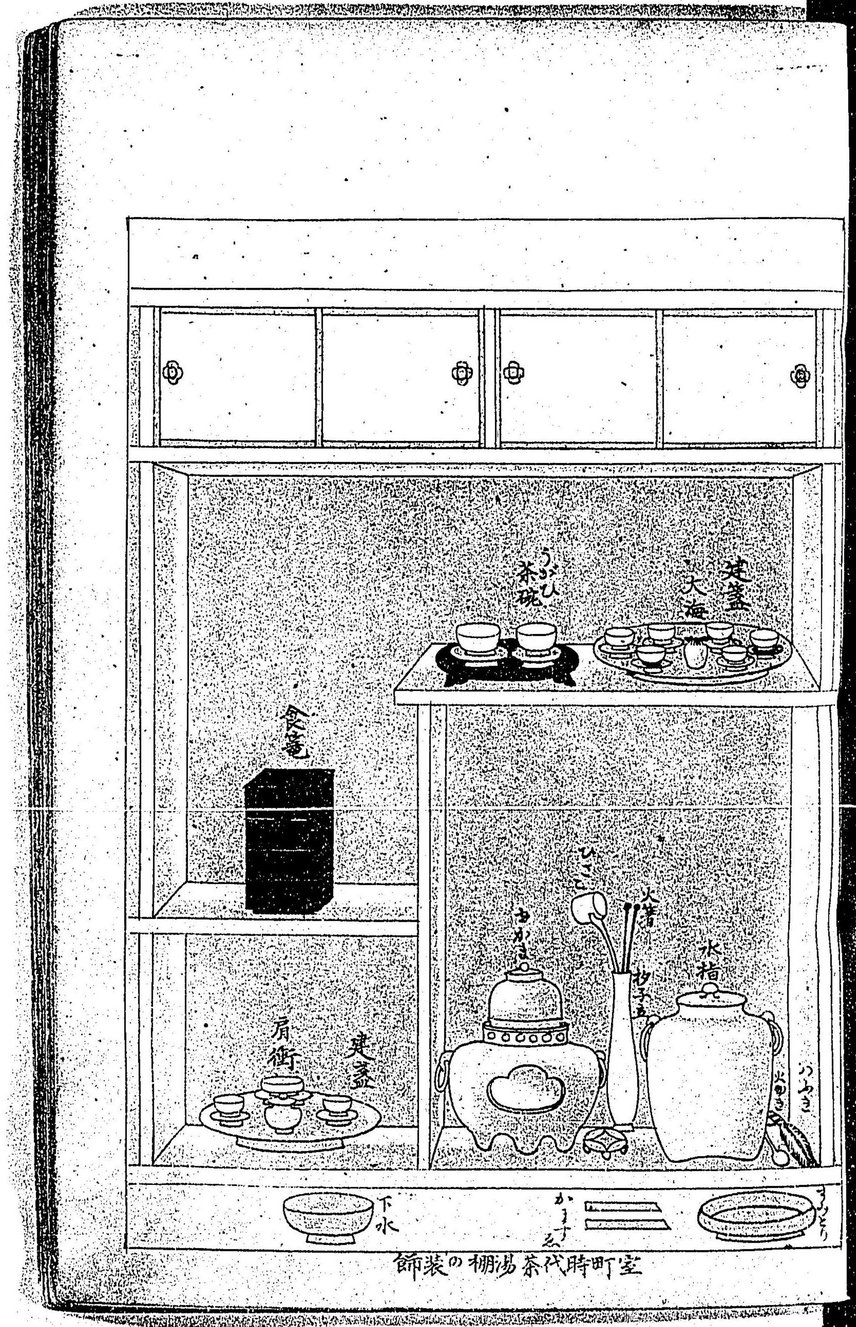

室町時代茶湯棚の裝飾

茶湯は專ら高貴の間に行はれて、其會に風流綺羅を盡くし、用器に雅致好趣を競ひ、庭に珠砂を鋪き、軒に幕を張り、窓に帷を垂れ、床の脇繪、面饌みな名家の筆蹟を撰べり。群雄諸國に割據せし頃にありては、武人も茶會を以て相招き相聘して、和親を結び、密談をなす。されば士人茶室に臨むには、刀を脫して入り、以て隔意なきを表したりとぞ。この頃武人にして茶道を好みしものは、足利義政を始めとして三好實休、松永久秀、荒木村重、蒲生氏鄕、織田長益(有樂)、北畠信雄等皆然り。信長また、これを好み、永祿十二年大いに天下の名器を集めたり。豐臣秀吉更にこれを嗜み、天正十三年十月、洛陽北野の松原に十日の間茶湯會を催し、遠く奈良、堺に至るまで榜示し、茶を嗜むものは貴賤を問はず好む所に從うて茶亭を構へ、各々風流を盡くし奇趣を競はしむ。秀吉その間を遊行し、意に適する所あれば、入りて茶菓を喫し、雅興を遣りたりき。世呼んで北野の大茶湯といふ。斯く茶道上下に通じて行はれ、名器愈々尙ばれたれば、從うて製陶の術大いに發達し、古は茶器には唯唐物のみ好みしに、遂に和物特に藤四郎燒を撰ぶに至れり。また大永年中朝鮮の人陷也我に歸化して名を彌吉と改め、後京師にて吉左衛門と稱し、世々樂燒を家業とす。樂燒は秀吉、樂樂の第を造營し、其屋瓦を造らしめて、天下一樂燒の號を賜ひしより此名あるなり。當時釜の作に蘆屋、天猫ありて最も人口に膾炙したり。蘆屋は筑前にて明惠法師の作り所、天猫は下野國天猫山下の鑄物師の作なりといふ。

聞香　既に平安時代に於て述べたるが如く、古來香を玩ぶに二樣ありて、一は天然二木

の香材を賞するもの、一は人造合劑の蒸物を弄ぶものなり。香木には宇治、薬殿、山陰、沼水、無名、名越、林鐘、初秋、神薬、道遠手枕、中白、端黒、早梅、疎柳、岸桃、桂、苅萱、菖蒲、芝蒸、富士根香、紛風、蘭麝待、伽羅木等の種類あり。昔し聖武帝の時、海外より蘭奢待と稱する香木を渡して、東大寺に藏めたりしが、將軍始めて天下を經營するに當りて、此寺を修造し、その香木を少しづゝ切り去るを例とす。尊氏、信長何れもしかせり。合劑の蒸物を賞するは平安時代より大いに行はれたり。これは沈香、丁子、貝香、蒸陸、白檀、麝香の六種に、唐、薬金、花橘、甘松、麝香、零陵、乳香等を加へて製し、梅花、荷葉、侍從、菊花、黒方、承和、秘方、薫衣香、薫衣香、承和、白歩香等の種類あり。香器には火取、香爐、香盒、火箸、火匙、香盒、香袋、香裏香、鋸、香刀、鐵臼、鐵杵、梅杵等あり。將軍義政深く香を愛して、花の旦、月の夕、雨夜、雪中に蒸炷せずといふことなし。當時茶人珠光、同朋相阿彌その術に巧にして、珠光の門人志野道甘またこれをよくせり。文亀の初め志野宗信といふ者あり、道甘の門に出で、大いに香道を弘む。これより香を弄ぶこと一の技藝となりて、其式法頗る備はれり。蓋し香の式は十炷香を本として、これより種々の組香を發明したるものにして、十炷香とは三種の香を三服に分ち、三々九薬とし て更に一花を加へたるものなり。これより出でたる組香に系圖香、源氏香等あり。系圖香は十炷香の三種に一種を加へて四種としたるものにして、尚ほ一種を加へて五種としたるを源氏香とす。すべてこれ等の香を嗅ぎ試むるを聞くといひ、これを聞くには右直左半として鼻端の右にて二息或は三息聞くを法とす。斯く香の式定まりて、世にこれを傳ふるものに志野流、相阿彌流あり、公卿にては香の家を轉法輪三條西とす。下りては米川常伯といふもの志野の流を汲んで別に一家をなしたり。訴りてその源を尋ぬれば、珠光道甘等何れも茶事をよくするものにして、彼此併せ修めたれば、聞香の禮式といふも概ね茶道に基づきて、香の茶事といふことも出で、また點茶式の内に も香技を加ふることゝなりたるなり。

挿花　挿花は元來草木花卉を愛する餘に、これを瓶中に養ひ、更に坐右に置きて日常の親に供ふるより出でたり。初めは作庭と其術を一にして、特にこれを修むるものなかりしが、此時代に茶事、香道の盛なるに伴ひ、挿花の風盛に行はれ、これより作庭法と別れ、專ら其道に工風を凝らす者ありて、また秘事口傳などいふことを生じ、こゝに一種の技術となりたり。この頃京都六角堂の僧專慶坊池坊、同朋相阿彌の傳を受けて其技に名あり。後專好坊またこれを善くして、法式を定め、山水幽谷を小瓶の中に盛み四季折々の草木を自在にして風趣を立花とす。其秘傳に七一色（櫻、水仙、杜若、松、竹、三箇の前置、松、線、菊、三箇の胴松、竹、三箇の流枝（中段流枝、晩牡丹、二つ具、合具等の十九箇條あり。就中段踟躕といふは種々の踟躕を集めて、加茂の壇の踟躕といふ勝景を花瓶に移すことなりといふ。後世池坊を以て斯道の宗とし、猶ほその他に遠州、石州、未生なぞの流派を生じて、技の優劣を競 へり。

蹴鞠　蹴鞠は武家の世となりても盛に行はれ、此時代には歌と鞠とを以て雨道といへ

り。主として上流の間に弄ばれ、朝廷にも記錄所の設の廢れて要なきを以て、飛鳥井雅世の請に任せてこれを蹴鞠場となすに至れり。就中、飛鳥井難波の兩家を以て本家とす、飛鳥井は參議雅經難波は刑部卿宗長以來その家業となり、冷泉家も蹴鞠を業とせしが、何時しか其職を失ひたり。その家定まりて後は、この道にもまた奥義秘事といふこと出で來て、其技藝一に儀式的のものとなれり。蹴鞠の庭を遊庭または鞠の懸（かゝり）と稱す、境域凡そ方六間、或は八間、或は十二間、四方に細き竹を樹て、四隅に松竹楓柳を分ち植う、これを四本懸といふ、懸の大なるものには松六本を植ゑたるものあり。飛鳥井家には四方に柱をたて、細木を以て横に圍む、これを横算といふ、四隅には共に松を植う、四隅の松及び懸の横算は飛鳥井、難波の外はこれをつくることを許さず。その他裝束より烏帽子、履、韈の着やう、扇のさし樣等に至るまで、各々其家によりて法則あり。態度にも手持、足踏、顏持、腰仕等あり、また延足、歸足、傍身鞠、隨鞠、樹外鞠、數鞠、誰無鞠等の稱あり。

連歌　和歌は平安時代の末に大いに流行せしが、其流行と共に却つて眞價を失ひて、公卿大夫の玩弄物となり、鎌倉の初世に藤原定家出でゝより、益々模型の中に羈束せられ、此時代に及びては秘事傳授などゝいたり儀式の末にのみ移りぬ。かくてまた和歌より出でゝ遊技の如くなりたるもの、中流以上の社會に行はれたり。連歌是なり。連歌はもと一人が短歌の本末の句れか一句を詠めば、他よりこれに他の一句を和して以て一首を完くするをいへり。此躰は上古以來これありて寧樂平安の世にも文人墨客往々これを唱

和して、一時の興を催したりき。金葉集勅撰の頃に至りて始めてこれを連歌と名づく。されど猶ほ當時は互に一句づゝ言ひ捨てたるばかりなりしを、建保の頃より公卿が消閑の戲に、句より句を受け、また他の句を撰けて、長く連鎖せしむることとあり、斯くて五十句百韻などの會を生じ、柿の本、栗の本の座を分ち、有心、無心の躰を判めなどし、また連歌の式目を定むるものもありき。此時代に至りて最も盛に行はれ、本式、新式などの制規こゝに確定したり。僧宗祇は後土御門帝の世の人にして最も連歌に名あり、世に稱して花の下といへり。これに先んじては二條頁基、善阿、救濟、周阿、宗砌あり、これに次いでは三條西實隆、宗長、肖柏あり。これ等を始めとして公家、武家を論せず少しく文字を知るものは、連歌をなさゝるはなく、或は獨吟百韻を作り、或は千句の多きを詠むもありき。連歌の例を擧ぐれば次の如し。

名を思ふには命惜まず、——弓取は引きかへさぬを道にして。

黄鳥のかひこのなかの杜鵑、——卯の花がきにのこる青梅。

行く袖のあくるをぼそにまた見えて、——消えんは悲し夜半の面影、——

老が身やこの世の月を返るらん。

傳へいふ、戰國の世に三好長慶或はいふ、長慶の弟安宅木冬康連歌の會に臨みしに、或る人句あり、

すゝきにまじる蘆の一むら。

人々つけ煩ひてある時、長慶の許に使あり、長慶書簡を讀みて後、われ此句につけんとて、

沼水の淺き方より野となりて

と吟じて、さて衆に向ひて曰く、和泉なる味方敗れて弟實休戰死す、されば今生の思ひ出に、此一句を申し受けて候ふなりとて、直ちに戰場に向つて去りにきといふ。これを以て當時武人が兵馬倥偬の間にも、好んで連歌を弄びしを知るべし。

和歌に連歌あるか如く、漢詩にまた聯句あり。蓋し平安の世、漢詩の盛なると共に行はれたるものなるべく、此時代には京都五山の僧徒これを能くしたりき。また漢和連句といふもあり、逸狂の詩を作るものもありしか、廣く行はれしにはあらず。

第九章　歌舞遊戲

第一節　歌舞音樂

此時代の初めには前期に引き續きて、田樂、猿樂共に世に行はれしが、後には猿樂特り盛になりて、田樂は漸く廢れ、遂に纔に春日、日光などの大社の神事に其遺趣を存するのみ。この頃僧徒等が寺塔を修し津橋を架せんが爲めに、勸進猿樂を催すこと屢々これあり。京都にては四條河原、糺河原、祇園の旅所等にて行はれぬ。公家は初めは其品位を貶さんことを憚りて往きて覽ざりしが、何時しか爭うて場に上り、院宮、槐門までもこれを嗜み、仙洞に延覽し、淸涼殿に猿樂舞臺を建つるに至りぬ。覽る者の舞技に感じて逸興切りに催せば、衣服を解きて投與すること多し。後世、纏頭を「はな」といふは、この頃伎人を賞せんがために、剪綵の花を遣はし、翌日これを證として金錢財物を與ふる習あるに出でたりといふ。

當時大社の神事に從ひたる猿樂の諸座には、大和にては外山(後の保生)、結崎(後の觀世)、坂戸(後の金剛)、圓滿井(後の金春)の四座、春日の神事に從ひ、近江にては山階、下坂、比叡の三座、日吉の神事に從ふ。また丹波に本座あり、河內に新座あり、攝津に法成寺座ありて、此三座は加茂、住吉の神事に從ひ、伊勢に和屋、勝田、主門の三座ありて大神宮の神事に從へり。右に擧げたる如き大社にては、神祭の時、神樂の外に田樂、猿樂の技を行ふこと、この頃の例なりしかば、各社に座を定め員を置きたるなり、この員を能の大夫といふ。應永の頃大和の人結崎次郎淸次、猿樂を善くせしかば、足利義滿これを召し、同朋となして觀阿彌と稱せしむ。其子左衞門大夫元淸また世阿彌と稱し、よりて子孫觀世の名あり。此父子從來の猿樂の能に田樂、曲舞等種々の舞を折衷して舞態を定め、數多の新曲を作りて謠曲を興したり。其曲に鉢木、藤永、檀風など鎌倉時代までの事蹟を敷衍したるもの多けれど、この時代の事實に至つては憚つて作らず。其作者には淸次、元淸のほかに僧一休(山姥、江口)、河上神主(源氏供養)、僧正徹(高砂、兼平)等あり。當時曲の有名なるものは田村、高砂、竹雪、檀風、當麻、唐船、谷行、大會、大刀堀、道明寺、玉葛、丹後物狂、短尺忠度、爐鐺重衡、立田等なり。さて其曲節も郢曲と平家とを撮合して、時好にかなへて作り、橫笛、大鼓、小鼓、太鼓等を樂器と定め、其

名稱は舊に據りて猿樂と唱へたれども、最早滑稽の技にあらずして、人情の奥を穿つを旨とし、古へより可咲(をか)しき態(わざ)を專らとしたるものは狂言として、これを區別したり。世阿彌の子左近元重、音阿彌と稱す、其子三郎正盛、蓮阿彌と號し、將軍義政の寵を受けたり。是より先き義滿、猿樂を以て武家の式樂と定めしかば、此技は日々に盛にして、義政の頃は觀世、今春、保生、金剛等各々座を分ちて、四座の猿樂と稱するに至れり。而して觀世、保生を上掛(かみがゝり)といひ、金春、金剛を下掛(しもがゝり)といふ。一代一度必ず京師に出でゝ技を施す、これを代の能といへり。豐臣秀吉また頗る此技を好み、芳野詣、高野詣、明智討、柴田、北條などいふ新曲を作らしめて、自ら德川、前田以下の諸將と共にこれを舞ひ、天正十三年、關白に昇進したる時も、參內して猿樂を叡覽に供へたり。當時、堺の人喜多七大夫長能、金春より出でゝ秀吉の寵を得たり。子孫累世、德川氏に仕へ、下掛に加はりて、これより四座の猿樂になほ一座を增したり。

狂言は元來、狂言綺語または興言利口ともつゞけて、所謂さるがう言をいひしを、直ちにさるがうわざの名としたるなり。かくて能と分れて後、專ら狂言のみを力むるものも出で來て、一家の業となり、鷺、大藏の二家今に傳はりて最も古し。其曲に狐塚、末廣、附子、素襖落、武惡、宗論、瓜盜人、萩大名、六人僧、狐塚、靱猿、酢薑、不聞座頭、鱸庖丁、犬山伏、柿山伏、釣女、三人片輪、入間川、墨塗等甚だ多し。

凡ろ猿樂一座の役者には能大夫、脇大夫、狂言大夫より以下、横笛、大小の皷、太皷、地謠の者

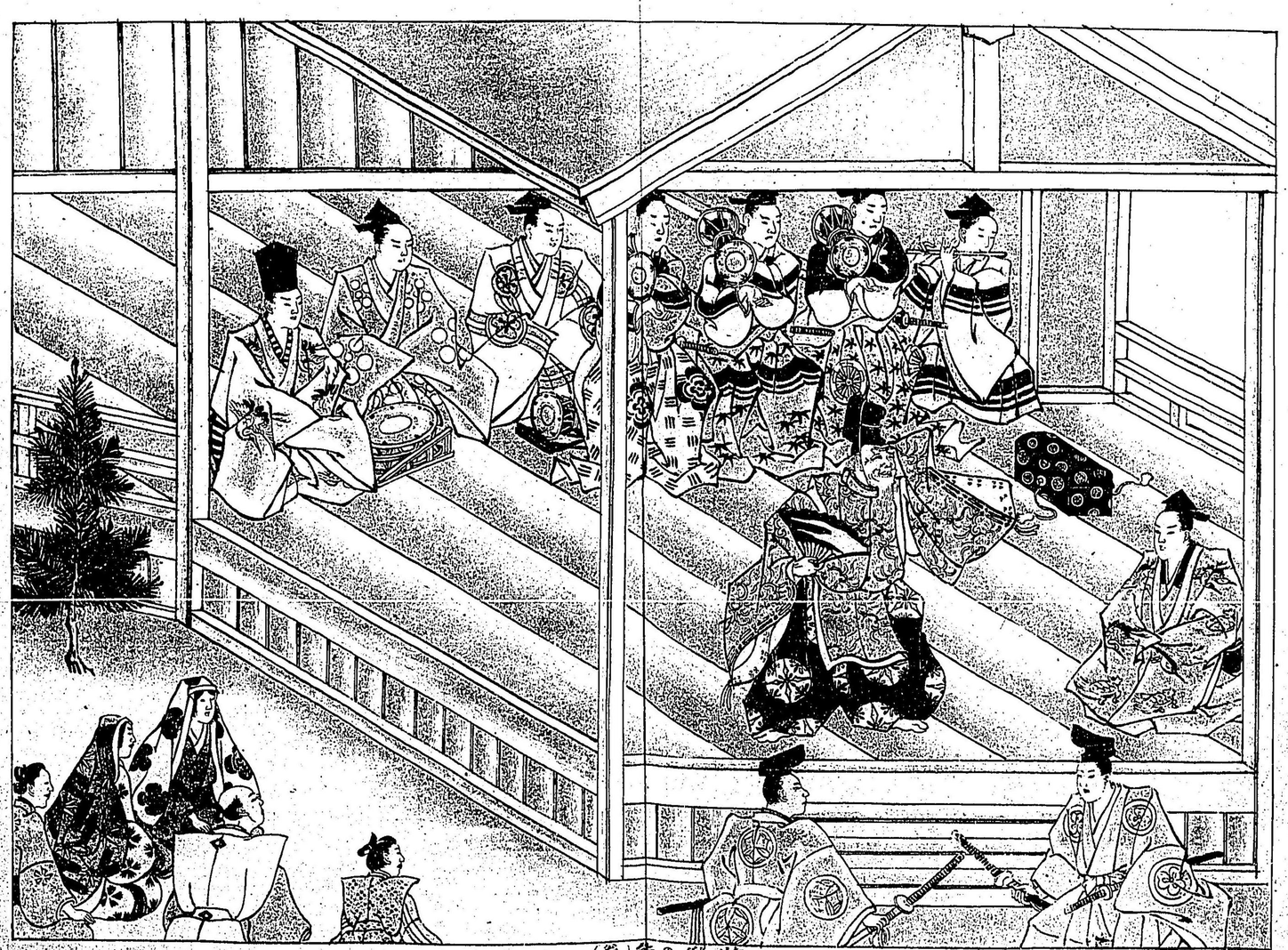

猿樂の能(翁)

に至るまで悉く備はれり。一座の中、諸藝に通達するものを樽頭といひて、樂屋にありて萬事を主裁するもの、地謠とは能大夫の音を助けんが爲めに十人、二十人も同音に謠曲を唱ふるものなり。舞臺の式をいはんに、其外圍は壇垣を繞らし、中央に舞臺を設け、その左右二方に高く床を架す、これを幾敷といひて技を覽るところなり、正面に高く構へたるは、殊に公方幾敷と稱へて、將軍の居る處とす。舞臺の廣さは概ね方三間餘、これを藝術を施す場とす。その後に一室を構ふ、これを樂屋といふ、役者こゝにて裝束を整へ、橋懸(はしがゝり)を經て舞臺に出づ。橋懸は棚千を設けたる橋形の廊にして、これと樂屋との間に鏡の間あり、圓鏡を懸けて、役者の裝束姿を正すところとす。能、脇、及び狂言の三大夫は橋懸に出づる時、二人をして幕の左右を揭げしむ、これを諸幕(もろまく)と稱して、その道の榮となす。笛、皷等の役者は大夫の號なく、また橋懸に出づるときも幕の右一方を揭げしむるのみ、故にこれを片幕と稱したり。

高砂の一節（謠曲）

ツキ次第　今を始めの旅衣ひもゆく末ぞ久しき　同抑々是は九州肥後の國、阿蘇の宮の神主友成とはわがことなり。我未だ都を見ず候ほどに、此度思ひたち都に上り候、又よき次なれば、播州高砂の浦をも一見せばやと存じ候。道行旅衣、末遙々の都路を、今日思ひたつ浦の波、船路のどけき春風も、幾日來ぬらん跡末も、いざしら雲の遙々と、さしも思ひし播磨潟、高砂の浦に着きにけり。シテツレ一聲高砂の、松の春風ふき暮

れて、尾上の鐘も響くなり。ツレ波は霞の磯隠れ、二人音こそ潮の満干なれ。シテサン誰をかも、知る人にせん高砂の、松も昔の友ならで、過ぎこし世々はしら雪の、積りく、て老の鶴の、ねぐらに残る有明の、春の霜夜のおき居にも、松風をのみ聞き馴れて、必友とすがでもの、思をのぶるばかりなり。二人歌おとづれは、まつに言問ふ浦風の、落葉衣の袖そへて、木陰の塵を掃かうよ。ところは高砂の尾上の松も年ふりて、老の波も寄り来るや、木の下陰の落葉かくなるまで命ながらへて、猶ほ何時までかいきの松、それも久しき名所かな。ワキ前里人をあひ待つところに、老人夫婦来れり。いかにこれなる老人に尋ぬべき事の候。シテ前こなたの事にて候か。何事にて候ぞ。ワキ高砂の松とは何れの木を申し候ぞ。シテ唯今木陰を清め候こそ、高砂の松にて候へ。ワキ高砂、住の江の松に相生の名あり、当所と住吉とは国を隔てたるに、何とて相生の松とは申し候ぞ。シテ仰せの如く、古今の序に高砂、住の江の松も相生のやうに覚えとあり、さりながら此尉は津の国、住吉のもの、これなる姥こそ当所の人なれ、知ることあらば申さたまへ。ワキ不思議や見れば老人の、夫婦一所にありながら、遠き住の江高砂の、浦やま国を隔てゝ住むと、いふは如何なることやらん。シテうたての仰せ候や、山川万里を隔つれども互に通ふ心づかひ、妹背の道は遠からず。シテまづ案じても御覧せよ。シテツレ高砂、住の江の松は非情のものだにも、相生の名はあるかかし、ましてや生ある人として、年久しくも住吉より、通ひ馴れたる尉と姥は、松もろともに

同上高砂

に此年まで、相生の夫婦となるものを。ワキ謂れを聞けば面白や。さて〳〵さきに聞ねつる、相生の松の物語を、所にいひ置くいはれはなきか。シテ昔しの人の申しゝは、これはめでたき世の例なり。ツレ高砂といふは上代の、萬葉集の古への義、シテ住吉と申すは、今此御代に住みたまふ延喜の御事、ツレ松とは盡きぬ言の葉の、シテ榮えは古今あひ同じ、シテツレ御代をあがむるたとへなり。ワキよく〳〵聞けばありがたや。今こそ不審はるの日の、シテ光和らぐ西の海の、ワキ彼處は住の江 シテこゝは高砂、ワキ松も色そひ シテ春も ワキのどかに、地四海波靜かにて、國も治まる時つ風、枝を鳴らさぬ御代なれば、あひに相生の松こそめでたかりけれ。げにや仰ぎても、言も愚かやかゝる世に、住める民とて豐かなる、君の惠ぞありがたき。

酢薑（すはじかみ）（狂言）

はじ罷出たるは山城の國はじかみ賣で御座る。また今日も商賣に參らふと存ずる。それ商人とは足をばかり、聲をばかりに商はねばならぬと申。まづこれから呼はりませう。はじかみこん。す罷出たるは和泉の國の酢うりて御ざる。また今日もあきなひに參らふと存ずる。やれさて一段の日和に出合せたることかな。まづ賣りませう。酢こん。はじはじかみこん。すすこん。はじやい、其處な者。耳のはたへよりて、何をすこん〳〵といふぞ。すやい、そこなもの。おぬしはまた何をはじかまろ〳〵といふぞ。はじや、そちが、何ごとをいふたとまゝよ、この藁苞（わらづたう）などには甚（いか）ふ系圖のある物ぢ

お。す何といふぞうのわらづたうに系圖があるといふか。はゝ中々有る。すちつと聞きたうれちやるの。はゝいや知らずは言うて聞かせう。藁苞にこがねといふて有り。その上はじかみなどには、いかふ系圖の多い物ぢやが、そちが其酢などには系圖があるまい。すいや酢にこそけいづが有るといふか。す中々れちやる。はゝやちつと聞きたうおぢやるの。すれ中々語つてきかせうがして位にまけたらば、其方は資子になるか。はゝれんでないこと、どちらなりとも資子にならふず。すさらば是へよつて聞かせませ。昔すいこ天皇の御時に、一人の酢寛禁中を資りまはる。其時王院酢資〳〵とめされしがずの門をするりと通り、ずのこの様にすいとたつてれちやる。其時王院、すぎはり障子をするりとあけずる〳〵と御出あつてずきの御酒を下された。一つたべ二つたべ三つめに御詠歌を下された。おぬし是を聞かうずるよ。はゝいそいでかたりやれ。す住吉のすみに雀が巣をかけて、ざやすゝめはすみよかるらんと下された是にましたるけいづはあるまい。うり子にならせませ。はゝまづそれがしもおきゝやれ。むかしからく天皇の御時はじかみ資とめされしがからもんのからりと通り、から様にかしこまる。其時王院からかみ障子をからりとあけて、から〳〵と御かん有り、からき御酒を下されたり。一つたべ二つたべ三つめにおさかなとて御歌を一首下された。是へよつてきかせませ。からし、から物、からきでたいて、からいりにせんと下された。

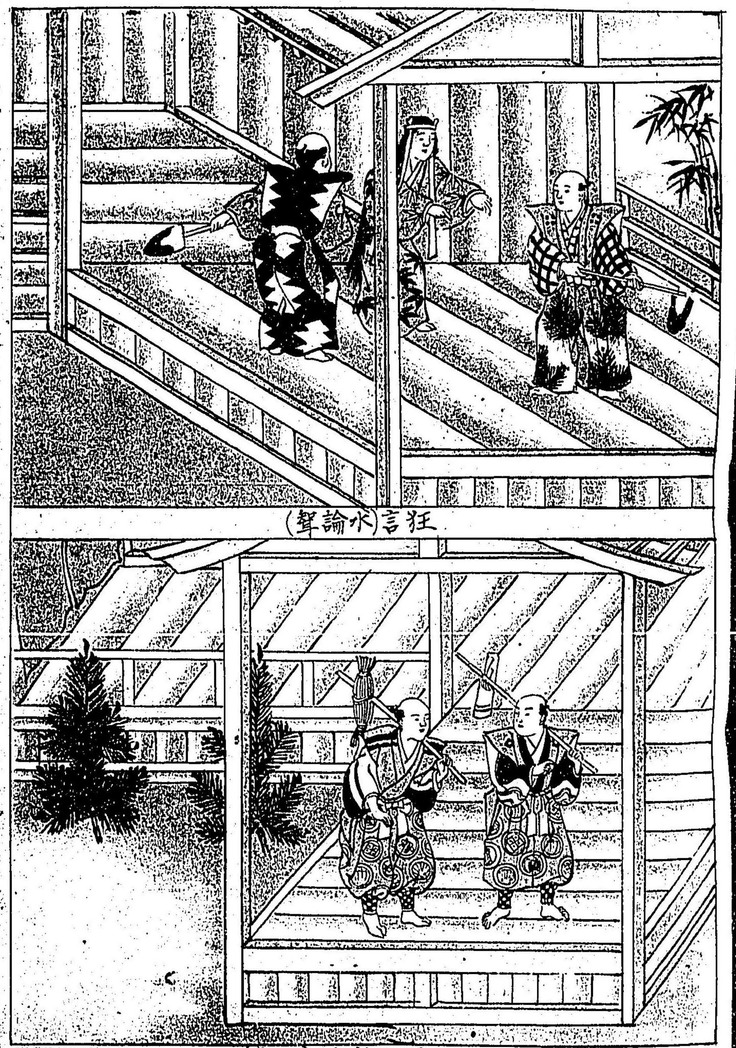

狂言(水論聟)

(みかしはす)上同

これにましたる系圖はあるまい。おぬしうり子にならせませ。すいやはや、これもよつぽどの系圖でおぢやる。さりながら、推古天皇もからく天皇も位は同じこと、今からは相商ひに參らふず。はじお、まことに、おしやる通り、酢のいる所にははじかみも入ふず。さゝ、まづ賣らせませ。どれへむけて參らふず。すまつすぐに往かせませ。はじやあ、それがしは烏丸通へ參らふず。すまづ賣らしませ。はじ心得ておぢやる。はじかみこん。すすこん。はじのふ〳〵、あれを見させませ。いかひ紙店でおぢやらぬか。あれはみな唐紙でおりやるほどにの。すのふ、そばにつんだは杉原でおりやる。はじおぢやらしませ。此店を見さしませ。すはて、ゑいいけ物。はじあれを見さしませ。からのかしらがおぢやるわいの。すたゝく物は、水牛でおぢやる。はじのふ、のふ、此藪を見さしませ。はれ、いかひ大竹でおぢやるの。のふ、皆から竹でおぢやる。すあれをすつかときりて、酢筒にしたらばおぢやろ。はじは、よつぽどにおぢやらひで。すいや、おもふことが、色、外にあらはるゝとやらで、酢筒がほしいと思ふことぢやによつて、申たことでおぢやる。はじのふ、よつぽど來ておぢやる。すこゝはどこでおぢやる。はしおばんじよへついておぢやる。あの桃を見さしませ。すはれ、いかひ桃でおぢやる。はじあれが皆から桃でおぢやる。すのふ、これを見さしませ。すもゝでおぢやる。はじのふ、ほどなふ五條河原へ着ておぢやる。時の物とてやさしや、からゑもぎいかい事おぢやる。すのふ、すぎなもせくらべしてをるは。はじあれ、上を見さし

ませ。あれ、子どもがからかふは。すあれは相撲でおぢやる。はじのふ〳〵、あれ〳〵、
川上をからげてわたるは。すいや、あれはすそをぬらすまいがためでおぢやる。
はじのふ〳〵、清水寺には、おちでなりとやら、かしきなりとやらがあるといふが、そな
たはのぞみはおやらぬか。すいや、身をもゝ参らう。はじほどなふ着ておぢやる。
すのふおちでなりとやらはずきたと申は。はじその義でおぢやるならば、某はせん
くに一くで、からからと笑うて歸ろうとそんずる。すいや、それがしも住家へ向け
てすつこも。

なほ舞には幸若舞、曲舞あり、曲舞のことは前期に述べつ。幸若舞は將軍義政の頃、既に貴
族の間にもてはやされしものにして、越前の桃井直詮に始まる、直詮、童名幸若丸といひ
しより其名あり、盞し曲舞の類なるべし、其舞詞は戰闘の態、盛衰の變、戀慕の情などを旨
として、演出、硫黄島、常磐問答、入鹿、夢合、那須與市、小袖曾我、和田酒盛、腰越、景清、十番斬、滿仲、
高館、夜討曾我、烏帽子折、八島等、三十六番あり、その後に出來たるを新曲と稱す。大夫の左
右に二人ありて、連といひ、脇といふ。大小の鼓を用ふ。後の猿樂は此舞よりとれること多
し。幸若八郎、同九郎、同彌次郎の三家共にこれを家業となしたり。松拍子、多武峰様といふ
もまた舞の一種にして、後の猿樂はまたこれ等の舞態曲調をも取りたる所多きが如し。
その他、手くゞつ、女猿樂などいふものもあり。此時代の季には踊とて黒鬼赤鬼、餓鬼、雑鬼、
鷲、天人などに扮装ちて舞踏することもありき。

義盛御覽じて、やあいかに朝夷、汝は日頃のちせうには似ぬものかな。十郎をとつて
追ッ立てよ、早立てよとぞ怒られける。朝夷心に思ふやう、あふ酌たるも道理、また飲だ
るも道理、その上弓取は今日は人の上、明日は我身の上なるべし、さすが名ある弓取
に、如何にとして耻を見すべきぞ。實にやらん、此もの藤原兄弟は魚と水との如く
にて、兄が酒を飲むときは弟がのまず、弟が飲まば兄がのまで、互に用心すると聞き
つるもの、今もや弟の五郎が内に有らんに、惡しうかゝつて坐敷をは立そんじ、まつ
かう吾等あしかりなんと存ずれば、人も嘸さぬ舞を立てゞ舞ふたりける。謡折敷の
そばを取て、その頃海道にはやりし砌ありといふ歌のたいをはつたと揚げ、半時
ふんでぞ舞はれける。よしやあしやとて、切りすてられし呉竹も、くれ竹も、本に一夜
はある物を、よしやあしやとて、つき捨てられし庭草も、本しのぶとてあるものを、義
盛このことを御はらねさせたまふべし、十郎殿も虎御せも心にかけたまふなよ、一
かうこの義秀に免したまふべきなりとはんじふんでぞ舞はれける。朝夷が生々世
々にいたるまで忘れ難くぞ覺えける。舞も過ぎ時分になりし時、障子の内に金物
の音がからりと鳴つたされば、こゝをちつと御免なれやと言ふまゝに、
あひの障子をさつと明け、内をきつと見てければ、なには知らねをも、六尺ゆたかな
る大男の、肥板みれば異白なるが、五尺餘りなる大刀を七八寸寛ろげかゝらば斬り

よげに見えしかば、鬼のやうなる朝夷もたゞ膝慄うてゞ立つたりける。いかにや、御身は五郎殿にてましますか。舍兄祐成も座敷にましますに、何とて座敷にましますに、など酒盛をばしたまはぬぞと有りしかば、時宗仰せ畏まつて候へども、御覽せられ候ごとく、ひやくえてさうとて出もせず。朝夷心に思ふやう、げにやるらん。五郎はじやに綱を付たりとも、馬ならばのらんと、廣言すると聞きつるものを、座興ながらじつに力のほどを試さばやと思ひ、げに御邊は出まじいかといふまゝに、走りかかつて腹卷の草摺二三枚かいつかんで、胴の板にひつしめ、前へゑいやつというて引きけれども、ちつとも更にはたらかず。げに是は強かりけるぞや、三浦一門は九十三騎、れんはんは四百八十餘人が中に、小林の朝夷とて名にしおうたる某が、五郎を唯今座敷へひき出さぬものならば、しやうがいなりと思ひでに、朝夷の三郎が力の出づるしるしに、雙の腕とかひなに力筋といふものが、十四五、二三十ふつ〳〵と出でにけり。胸に生ふる力毛、碁盤の面にあるかねのはりをすり並べたるごとくなり。胴の筋が額へあがり、額の筋が胴へさがり、ものによく〳〵譬ふれば、きうちやうの藤が松をからんで、麒麟がともをこうたるに、ちつとも違はざりけり。あふげう〳〵しの有樣や、うさみ、くすみ、河津三箇莊のうちにして、暴馬乘つての大力の五郎とよばれ、朝夷ほどの小男に、やみ〳〵とひかれて座敷へは出でまじもの、げに強く引くならば、三枚の草摺が斷るゝか、ひきの節がちがふか、踏まへた板が大地へ落ちつくか、三つに一つは定のものと思ひて、ふんしかつて、たつたはつしんをいらゝげ、前へゑいと引た、後へゑいとのびた、草摺切れてのきけれど、立どころを去らずして、ふんじ立た曾我の五郎時宗を、大力と申しておぢぬ人こそなかりけれ。

譬者の平家をかたることも盛にもてはやされ、宮中にもこれを召さるゝことありき。初め生佛の後に恕一あり、或は云ふ、生佛の演せし頃には詞曲を琵琶に施さず、素拍子にて語りしを、恕一に至りて始めて琵琶に合せたりと。恕一の弟子に覺一(明石撿校)、城一あり、後世此道に城方、都方の兩派あるも、恕一、覺一、城一等を祖とすといへり。この時代の季に方りて、淨瑠璃といふ節行はる、蓋し平家より脱化せしものなるべく、譬者これを傳へてかたりたりき。この頃尺八を弄ぶこと貴賤を通じて行はれぬ、また三絃といふ樂器の渡來せしこともあれども、これ等は猶ほ江戸時代に於て詳述すべし。

今樣歌漸く廢れて、小歌盛に行はれぬ。當時民間に行はれたる小歌に、

一天四海をうち治めたまへば、國も動かぬあらがねの、土の車の我等まで、道狹からぬ大君の、みかげの國なるをば、一人せかせたまふな。

こゝ通る熊野道者の、手にもつたもなぎの葉、笠にさいたもなぎの葉、是はどなたのおひじり樣ぞ、笠の内がおゆかし。大津坂本のお聖ぢや、あゝくはんじや聖ぢや。

はんじよやの娘子の召したりや〳〵、帷子肩に、かんな箱腰に、小のみ、小ちよんの、さらづちや、鋸わすれたりや、すみさしすそにかんな屑、ふきや散らした、はつとちらし

室町時代

たゞかたに名殘が惜しけれど、ようら濱の手ぐら母が急ぐほどにの、やがてこうそ。』

文祿の頃より隆達節の小歌行はる。隆達は和泉國堺の人にして、日蓮宗の僧なりしが、故ありて還俗して藥種を商ひ、一流の小歌を歌ひ出だしたり、これを隆達節といふ。其歌は例之ば、

千たび、もゝたび、おしやるとも、なるまじ物を、うつゝなのそなたや、我にぬしある、思ひきれとよ。

この春は花にまさりし君もちて、青柳糸のみだれ候。

鐘さへ鳴ればいなうとおしやる、こゝは佛法東漸の源、初夜、後夜の鐘はいつも鳴る。

などの如し。就中、

おもしろの春雨や、花のちらぬほどふれ、

といふ歌をこそ老若普く歌ひしか。その他歌をつくりて人を嘲罵諷刺することも少からざりき。其一二を擧ぐれば、織田信長の淺井氏を攻めて、小谷城に逼りし時、その兵士歌ひけらく、

淺井が城はちひさい城や、あゝよい茶の子朝茶の子。

淺井の兵これに答へて曰ひけらく、

淺井が城を茶の子とおしやる、赤飯茶の子で強茶の子。

信長殿は橋の下のさら飯、ひよつと出て引込み〳〵〳〵、も一度でたい首を取ろ。

またその頃信長の士矢部善七といふ者を誹りて、

矢部の善七、犬名ならば、竹の二また世はふしぎ。

と歌ひ、信長をも

一にうきこと金が崎二にはうきことと志賀の陣、三に福島野田ののき口〳〵

と歌ひき。本能寺の變に織田源吾郎、織田信忠に自殺を勸め、從士またこれに殉せしに、己獨り難を逃れて近江の安土に着きたりけるを嘲りし歌に、

織田の源吾は人ではないよ。お腹召せ〳〵、めさせておいて、われは安土へ逃ぐるは

源吾。むつき二日に大水いで、をこの源なる名をながす。

また落書、張紙などして諷嘲することも少からざりき。その一二をいへば、嘉吉元年、將軍義教、赤松滿祐の爲めに弑せらるゝ。走衆遠山市三郎奮鬪して、これに死す。京人が其勇を賞したる落首に、

討死の名を遠山にうげぬれば、弓箭の道は市の三郎。

その年關東にて結城城陷り、結城持朝戰死し、持氏の遺子春王安王捕へられて殺さる。時人また落首して、

ひと年に京鎌倉に御所たえて、公方にこと を嘉吉元年。

近江の佐々木六角四郎は將軍義澄を扱けんことを諂ひながら、窃かに京都を落ち下り

しかば、京童ろの未練なるを嘲りて、

室町時代

高綱がつらまでよごす四郎かな、たらすばかりか、錢を盜みて、

と落首したりき、これ六角氏の被官某、義澄のために細川澄元を討たんと約して、預め其賞を貪りしことあればなり。また天文中、美濃の齋藤道三、其主土岐頼藝及び頼充を弑して、其國を奪ふ。時に道三の陣屋の前に、一首の狂歌を詠みて立てたるものあり、其歌に、

主をうち、婿を殺すは美濃尾張、昔は長田、今は道三。

頼充は道三の女を娶りしが故なり。

この時代の季、京畿には七月の初より終までの間に、老若男女相集まりて躍を催し、其衣裳みな風流華美を盡くし、貴人もこれを見物して喜びたりきといふ。蓋しこれ後の盆踊の起原ならんか。

第二節　雜戯

貴紳の遊は猶ほ平安時代を追うて革まらず。されど局上の遊戯などには種々の異類も出で來て、十不足、百五減、盜人隱、郎等打、繼子立、石抓、入金、要金、重啖、小童敷、婆羅門雙六、一居去、島立、左々立等ありき。

陣中の慰としては、大將より仲間足輕の輩に至るまで、多くは博奕を事とす。或は一たてに五貫、十貫、沙金五兩、十兩をたて續くれば、山を欺く金銀も分秒の間に耗し、後には軍用の寶をもかけて、武具馬具を悉く取らるゝものあり。ある時畠山氏が手のものゝ戰場に向ひけるに、冑着て素肌の武者もあり、鎧着ながら太刀、冑なきものもあり、中下の士卒の扮裝には概ね全きものなかりきといふ。されば應安二年に博奕、雙六を嚴禁したりしが行はれず、兵士の掠奪亂暴は常のことゝなりて、人これを怪まず。應仁、文明の頃に至りては敢て兵具を失ふが如き醜劣の態を露さず、金銀を賭けて盡くれば直ちに轉じて、町々の土藏を恣まにたて物にするもあり、寺社の庫をたつるもあり。勝てば則ち藏代如何ほどとつもりて金銀を請け取り、負くれば何日の夜には某の藏の寶を奪ひて遣はすべしと約束などして、後には賭場に一錢もなくして、唯盲葉の質のみにて勝負を爭ふに至りたりき。

兒童の避戯には振鼓、石子、礫打、竹馬馳、編木摺、文字詰、文字書、書占、何立、宿世結、宿世燒等あり。また祖父祖母の昔噺も既にこの頃より幼き子供を慰むる爲めに語られたりき。

第九期　織田豐臣時代

紀元二千二百二十八年(正親町天皇の永祿十一年)より。
二千二百七十五年(後水尾天皇の元和元年)に至る。

第一章　歷史上の概見

物極まつて變轉す、四海黯黮として日月光なく、群雄並び起りて城地を爭ひ、龍の如く闘ひ虎の如く戰ふ。皇室の式微は其極に達し、將軍は奔竄して臣下の庇護を求め、京都は見る影もなく荒廢したるに、地方の大名は財寶を普へて奢靡に趁り、細民は戰國の情況に慣れ、逸樂を貪るのみにて、永存の計をなさず。德敎衰より地を掃ひ、殖產興業の道また振ふことを能はず。此時に當りて世一大英傑の起りて、四海を掃蕩し萬民を綏撫せんことを望むこと切なり。今こゝに逃べんとする所の織田豐臣時代は、この望にううて前期を繼ぎたりしかば其極盛の時に於ては、恰も暴風吹き荒みし後、空うらゝかに波靜かなるが如く、數百年前稀に見るところの盛觀を現はしたりき。

幕府權を失へる日に當り群雄迭に興りて郡國に割據し、虎視狼吻相呑噬すれども、或は城土に眷戀し、或は封疆を爭ふのみにして、未だ遠謀に暇あらず。織田信長、尾張に起りて、四方に號令せんとの志ありしも、まづ比隣を征服し、永祿十一年、遂に足利義昭を奉じて京師

に入る、實に此時代は其年に始まれり。その京師に入るや皇室を尊敬し、禁裏を造營し、幕府を設立して義昭を主とし、自ら近江の安土に城きて居るされど昭、信長の威望を猜みて兵を構へ、却つて敗れて足利氏遂に滅びぬ。信長その後を受けて四方を平定して、領所三十三國に及び、全國の半を占むる猶ほ征定の功を奏せんとするに遑なかりしに天正十年明智光秀の爲めに弑せられぬ。信長の將羽柴秀吉、光秀を誅し、織田氏の遺業を繼ぎて東は奥羽、西は九州に至るまでに諸國を征定し、城を攝津の大坂に築きてこれに居り、從一位關白太政大臣に昇進し、天皇より豐臣の姓を賜ひ、天下の機務に預かるされば此時代に至りて京都は興隆せられたれども、政權は猶ほ皇室に復せず。秀吉大志を懷き、大軍を發し朝鮮を征して大いにこれを破り、進んで明を伐たんとせしが、慶長二年凱旋の功全からざるに斃れ、遂に外征の師を旋すの已むを得ざるに至りき。

秀吉薨せし後、子秀頼その後を承けしも、朝神にして將士の向背定まり難く、黨を分ちて軋轢する姿あり。これより先き秀吉關東を平定して、其入州を德川家康に與へしかば、武藏の江戸に城きて住めり。家康もと經略の才に富み、撫民の道に精しくて、其威關東に振ふ。豐臣氏の將士これを疾み、家康と大いに美濃の關が原に戰ひて敗れしかば、家康征夷大將軍に拜せられ、心窃かに秀頼を殄さんと謀りしが、元和元年に至り大坂城を陷れて、遂に豐臣氏を滅ぼしぬ。こゝに於て天下悉く德川氏に歸したり。

第二章　社會の情態

織田、豐臣の二氏によりて京都は興隆せられ、皇室もまた漸く舊態に復したりと雖も、大政は武人の手を離れず、公卿百僚の四方に流落したるものは、多く召還せられて員に備はれども、皆空位を貪ふのみ。朝廷には別に武人にして三槐の位に具はり、土地兵馬の實權を握り、朝政を參決するあり。諸國には大小名の土地を分管すること、室町時代の守護に大差なく、其實權の重きは却つてこれに過ぎたり。天下は英雄割據の世を經て、漸くこに一定せしてとなれば、大小名或は僕隷の與きに身を起したるあり、或は無頼頑凶の輩の風雲に乘じたるあり、或は農賈の子弟の蹶尾に附したるありて、高下の紛亂また比なし。豐臣秀吉の如きも尾張中村の足輕が遺子に過ぎざりき。

織田氏は足利氏に代りて政權を執り、四方に號令を下せりと雖も、その定まれる吏員としては僅かに村井貞勝を所司代として京都の檢斷を掌らしめ、瀧川一益をして上野の厩橋に居て、上野信濃を管せしめたるのみ。その他は舊來其家に傳へたる制を以て、家老奉行人、出頭人、武者大將、足輕大將などの名稱を用ひて、未だ職制を定むるに遑なかりき。豐臣氏海内の大半を平定したるとき、奉行五人を置きて政務を管理せしむ。即ち前田玄以に所司代を兼ねて京都の市政及び神社、佛閣、僧祝などの事を管らしめ、淺野長政、石田三成、增田長盛に法令、土木、訟獄の庶務を分掌せしめ、長束正家に貢賦、租稅、會計の事を司

らしむ。大事は德川、前田、毛利、宇喜多、上杉の五人にて議す、世にこれを五大老といへり。諸國には大名を封じ、國郡を管轄せしむ。蝦夷は前期の季より松前氏これを管し、土人を東西蝦夷奉行となして、商舶の稅を以てこれに給す、この稅を役取といへりき。秀吉更に松前氏に蝦夷及び松前を管せしめたり。

季吉また諸國に令して、國郡を圖りて寺田、祠田の數を錄進せしめ、撿田使を發して五畿七道を臨撿せしめ、田數はその貫高(收納の金額)を以て計りしをも、石高(米穀の產額)に改め、田畑を上、中、下、下下の四等に分ち、上田の收穫は每段一石五斗とし、上畠は一石二斗と定む。この時全國の田高、一千八百二十五萬零四百七十七石一斗五舛あり。その稅率を斗代と稱して、概ね收穫の三分の二を納れしむ。されどもその實は四公六民、五公五民、六公四民など、地によりて差異ありき。また黃金の大判、小判、及び丁銀を鑄、新たに銀銅二種の天正通寶錢を造りて通用せしむ。當時の物價は、永祿十年に大和國に於て米一石の價八百廿七文、小麥は百文に一斗九舛、油一舛六十文、天正九年に砂糖一斤百四十文、蜜半斤二百卅四文なり、また京都に於て慶長六年に油二升の代、銀子二貫目なりき。

織田、豐臣二氏の軍賦は詳かならざれど、大名小名に其分限に隨うて兵を出ださしめしが如し。或は云ふ概ね祿高百石につきて三人なりきと。初め源平二氏の頃には諸國の豪族、皆家ノ子郎黨を養ひ、戰時には兵となして率ゐしも、平時はこれに農耕を命ず、故に兵農の區別明かならざりしに、前期に至りて地方豪族の興廢頗る多く、家ノ子郎黨屢々浮浪して其主を求めしかば、諸國の兵士稍々土着せず。既に戰國の世となりし後は諸國割據の姿をなし、常に兵士を城內に蓄へて攻守に備へ、浮浪の處士を招致せしかば、兵農の別こゝに立ちたりき。此時代に至りては其別益々明かにして、兵士を悉く武士といふ、武士に士と卒とあり、士は戰場に馬に騎り、卒は徒步す、故に卒を足輕ともいへり。

第三章　宗敎及び惑信

佛敎はこの時代に於て更に前期と敎旨の相違したるものあるを見ず。信長及び秀吉の宗敎に對するや、敎旨の上には甚だ冷淡にして、その措置は宗徒の向背從違の奈何によりたるのみ。元龜二年、信長の江越を伐ちしとき、延曆寺の僧徒は飜つて敵となり、石山の一向宗徒もこれと謀を通じ、再三山僧を諭せしも、終にこれに從はず。時に叡山の有樣を見れば、根本中堂を始め堂坊みな荒廢に歸したれども、僧徒はこれを意とせずして酒を呼び葷を啖ひ、山下より婦女を招集して、濫行破戒いたらざる所なかりしかば、信長は諸將の諫をも聽かず、吾國賊を除くのみとて、火を放ちて滿山を赭にし、僧徒及び其蓄妾を併せて鏖殺し、其領邑をも削り去りぬ。されば加茂川の水、雙六の采に比せられし山法師の威勢もこゝに頓挫して、この後遂に神輿振動の狂態を演ずることなかりき。信長は飜つて石山本願寺の衆徒を攻めしかども、志を得ること能はざりしかば、天正八年、天使の辱臨、關白近衞前久の周旋を待ち數通の誓紙を交付して、僅かに退城の約を結びぬ。その

後は本願寺衆徒、毫も敵意なく、寧ろ互に禮遇したりき。斯く信長の佛者に對する峻酷なる處置は、宗義の上よりなせしにあらざること明白なりと雖も、奉佛の念は實に薄かりき。既に延暦寺領を沒收せし上に、鎌倉幕府創立以來、猶ほ干渉を免れ來りし大和興福寺領にも守護を置き、また法華淨土二宗の軋轢水火もたゞならざりしかば、安土に召して、兩々相辨難せしめ、法華僧の語詛むを見てこれを逐ひしことあり、世にこれを安土の宗論といふ。信長は斯くの如く僧徒の勢力を減殺せしのみならず、更に佛法興隆の上に大いなる敵を輸入したりき。敵とは何ぞや、曰く、切支丹宗耶蘇教是なり。

室町の中世より、歐州にては拓地貿易の事業隆盛の運に嚮ひ、新たに亞米利加を發見し、また印度に航通し、資あれば土地を侵食せんと欲し、常にその方便として人心を歸服せしめんがために先づ切支丹宗を輸入したりき。永正七年、葡萄牙人、南洋の臥亞島を占領して、「ゼジュイト」教會を建て、廣く明と貿易を營みたり。天文十七年、薩摩國の一少年、鄉里において人を殺してこの地に逃れ、耶蘇教を信じて洗禮を受け、日本に布教せんことを勸めしかば、宣教師「フランソア、ザヴィエイ」等、鹿兒島に到り、先づ島津氏の許諾を得て布教に從事し、尋で九州諸國に布教し、これより漸次東方に及び、關東諸州を經て遠く仙臺會津に至り、北は金澤、南は和歌山に及べり。その間、教徒は陽に德行の眞願なるを示し、教法の仁慈なるを顯し、貧窮を賑し、病患を憐みて、巧みに福音の說を演べしかば到る處に人聽を傾け、貧賤を問はずこれを信ずる者多かりき。永祿二年、宣教師ケイレラ京師に入り、始め

寛永年間耶蘇宗徒所拜の聖像

て會堂を建て布教に從事し、將軍義輝もこれに謁見を賜へり。西國には此教弘く宣布せられて、諸侯多くこれを奉ず、就中周防の大內義隆最もこれを喜びしかば、其封內に洗禮を受くるもの一年に三千餘人に及び、豐後の大友義鎭もこれを信じて「ザヴィエイ」を其國に迎へたり。斯くて山口、府內、博多、平戶等には切支丹教堂の設立多く、神社佛閣は從ひて破壞せられぬ。この時全國に在留する宣教師、五十九人に及び、教堂は二百五十箇處ありて、俄かに改宗して耶蘇教徒となりたる者十五萬人に至れりといふ。肥前の大村純忠、有馬義純等は內地に於ける宣教師の講說を以て不足とや覺えけん、更に使を羅馬に遣はし、法皇「グレゴリイ」第十三世に拜謁して、信書方物を獻せしむるに至れりき。

織田信長は宗教に意なく、たゞ從ふを愛し、抗するを憎み、また天下經營の政畧に適用したるのみ。天台、一向宗徒の如はき、頗る不遜にして、舊來の勢威を恃みて從はざりしかば、大いにこれを攻擊したり。これに反して耶蘇教徒は布教の念に篤く、ひたすら諂諛を呈せしかば、その懇請するまゝに布教を許し、京都四條坊門に方四町の地を與へ、一寺を創建せしめて南蠻寺と稱し、五千貫文の地を寄附したり。これより近畿に信徒頗る增加す。信長に昵近したる日蓮宗徒、朝山日乘、異教を憎みて、數々これを禁絕せんことを乞ひたれども、意を得ず。尋で信長は更に耶蘇教のために安土に大成寺を築きたりき。

秀吉の宗教に於けるはまた信長の如く冷淡にして、佛教を排斥するにもあらず、耶蘇教を崇信するにもあらで、某僧正、某長吏といふにも敬禮を施し、耶蘇教の宣教師をも禮遇

したりき。然るに耶蘇教全盛の九州に在つては教徒意外に跋扈し、神社佛院を破毀焚燒して、信徒以外の感情を害ふこと勘からず、またその誹謗の念を逞くするよしをも察したりけん、天正十五年、秀吉薩摩を征定して暫らく博多に留まり、九州の政務を處理しける折柄、長崎在留の宣教師「ガスパルケロ」の戰勝を賀せんが爲めに來り謁せしに、頗る倨傲無禮なりしを機として、これを捕へて海外に放逐し、乃ち耶蘇教を禁じ、令を海内に布きて、日本國者神國たる處、きりしたん國より邪法を授候儀甚以不可然事」とて、南蠻寺をも毀たしめたりき。さりながら一方には黒舟の儀は商賈之事候間、格別に候」とて海外との貿易を許しゝかば、國禁必ずしも國禁とならずして、猶ほ私かにこれを信奉する者あり。文祿の末には宣教師の京都及び大坂にある者を捜捕して斬に處し、邪宗の禁を嚴にせしかども、外人の猶ほ來りて、布教に從事したるもありて、耶蘇教の布及を止むるに足らず。其宣教師の書簡によれば、天正十八年の一年中に耶蘇教信者の發露して死刑に處せられしもの二萬五百七十人ありしも、其十八、十九の兩年に於て、新たに一萬二千人の信徒を作ることを得たりきといふ。その前後には基督教を信ずる者の中に洗禮を受けて法號を用ひ、印章にこれを刻むものあり、刀鍔の飾に羅馬文を鏤るものあり、十字架を以て自家の紋所とするものもあり。秀吉の臣小西行長は熱心なる耶蘇教信者にして宗名を「ドム、オウギユスタン」と稱せしが、關が原の役に敗れて將に自殺せんとせしかども、其教制を思ひて天理を害せんよりは寧ろ耻辱苦惱を受けんとて、縛に就きたりき。

國民の惑信は前期と大いなる變化あるを見ず。神佛の威力靈現を始め、蛇の執念く恐きまでひし話、亡魂の水を所望せし話、人魂の死に先だちて出でし話など、さまざまの世にもてはやされぬ。また大坂にて大谷紀之助といふ者惡瘡に罹りしが、千人の生血を飲めばなほ治すべしといふことを信じて、市中に千人切をなして刑せられたることありき。

第四章　京都、大坂、及び諸國の交通

京都　永祿十一年、織田信長京都に入るや、父信秀の遺志を承け、皇室を崇めて先づ禁裡を修營し、公卿の領邑を復し、二條城を築きて足利義昭を居らしめ、京都に所司代を置き、京中の民庶に貧富を問はず米五百二十石を貸し、其利米を以て禁裡の供御に充てたれば、是より帝室漸く裕にして、皇儀日々に備はれり。また京中の地子錢を免じ、鰥寡孤獨を救卹せしかば、市民も漸く堵に安んずるに至りき。

この時に當りて京都は戰亂の餘を承けていたく荒廢したれども猶ほ日本第一の都府なれば、上京に八十四街、下京に四十三街あり、上京には公卿諸臣及び織紝を業となす者多く居住して頗る殷富なりしも、下京はこれに比しては貧賤なる者の居住するところなり。信長兩京の人民に課して金を獻ぜしめたりしに、下京はこれに應ぜしも、上京の人これを拒みしかば、大いに怒りて天正元年、將士に命じ上京の處々に火を放ち、掠奪屠戮を恣まにし、其市街の大半を灰燼に歸せしむ。この時御寺の破毀燒滅せられたるもの、大

小併せて一百に至れり。されど斯くの如く害を蒙りしに拘はらず、直ちにまた隆盛の運に向ひたりき。

信長薨せし後、其將士等相議して、嫡孫三法師の十五歳に至るまでは柴田、羽柴、池田、丹羽等の諸將より、所司代各々一人を出だして京都を管せしむることゝ定めしも、秀吉の威獨り日に月に熾なりしかば、天正十二年よりは池田、丹羽は各々其下代を還し去り、秀吉の所司代のみ京都を管するに至りき。かくて其翌十三年、秀吉は南北は一條より二條に至り、東は堀河を限り、西は內野を劃りて城地となし、大第を築きて聚樂と號す。石の築垣山の如く、樓門は鐵の柱、銅の扉にてかため、殿舍を始め局々に至るまで、百工心を碎き、丹青手を盡くしたり。本丸の內に假山あり、山里あり、また外門に黑門、日暮門の號あり。黑門は鐵を以て飾る、日暮門は其門闕に鳥獸草木を彫刻す、諸人これを眺むれば覺えず日暮に及ぶとて、かくは名づけたるなり。天正十六年秀吉、天皇及び上皇の臨幸を請ふ。應仁以後、戰亂の世となりて諸役久しく廢せしかば、前田玄以をして攝待の事務を掌らしめ、諸家の記錄故實に據りて舊儀を追ひ、應永の北山殿行幸、永享の室町殿行幸の例に倣ふ、其盛儀行裝實に眼を驚かせり。車駕其第に駐まること五日、その間舞、和歌の會等ありて燕饗甚だ盛なりき。秀吉また禁裡、仙洞、公家、門跡に御料を上り、將士をして共に皇室を尊奉し、これを押妨することなく、また關白の令に違はざらんことを誓はしめたりき。されば皇室こゝに愈々興隆したりと雖も、猶ほこれを室町の盛時に比すれば、十が一にも及ばざりしならん。この時正親町上皇歌ひたまひけらく、

萬代にまた八百萬かさねてもなほかぎりなきときはこのとき。

秀吉後にこの城を關白秀次に讓り、自らは別に伏見城を築きて移り住み、朝參する每に五條橋を過ぎ、京極の西を經て禁闕に詣る、世秀吉を尊び、院宮に准じて御幸といへり、今の御幸町その通路なりき。聚樂城は文祿四年、秀次事ありて高野へ逐はれし後は、城樓門廡、離折敗壞し、其跡民家となり、田疇となり、天守、二の丸、樓閣、門池等の名のみ殘りて町の號となり、また田の字となりたり。

秀吉の聚樂城にありし頃は、諸將またこれに比隣して第宅を營み、更に一都を添ふるが如くにして、洛中洛外彌々榮えぬ。當時京都は荒廢の後を承けて內外區劃の別なかりしかば、所司代前田玄以、周回七里の中を京都とし、四方に封境を築き、脩竹を植う、これを四方の土手と稱す。また諸寺を一區に聚め、京極より六條までを寺町と名づく。寧樂、鎌倉既に大佛あり、京都豈これなかるべけんやとて、天正十四年、秀吉五條の東に方廣寺を建て、本尊の釋迦は木材を以て刻み、膠漆を以て塗る、高さ十六丈、華嚴說法方廣佛の體相なり、故に其寺號あり。四方の石垣は佛法破滅の世には大いなる石を以て作らざれば、盜み取らるべしとて、役夫を廿一箇國に課し巨石を築き重ねて墻垣となす。堂の甍高く空に輝き、玉の瓔珞風に戰ぎ、貴賤の參詣群集いふばかりもなし。後慶長中回祿の災に遇ひしかば、豐臣秀賴再建して銅像となしたりき。この頃より次期に通じて、門前に餅を賣るもの

あり、味美にして其名高し、稱して大佛餅といふ。

當時京都には五條河原に常芝居あり、秀吉伏見より參內する途に當りしかば、その喧囂なるを嫌ひて、四條河原に移さしむ、遊女町は六條荒神河原の口、三條、四條の樵木町、下衆田口の松阪、五條及び北野などに散在せしを、天正十七年原三郎左衛門、林又市郎といふ浪士官許を得て萬里小路柳馬場に遊里を建て、諸方に散在せる娼樓をこゝに集めたり、名づけて柳町といふ、その後十三年を經て慶長七年、柳町を更に室町の六條に移す、娼樓多くたちて、嫖客こゝに遊遊したりき、これ實に島原傾城町の起原なり。

大坂　大坂は古の難波なり、地形快濶にして河海を襟帶し、南海、西海みな指顧の間に在り、古來近畿の要津として、諸國往來の船舶輻輳す、故に古は津、國と稱し、津守氏を置きて津務を掌らしめられき、かくて外藩の朝貢頻繁となりしより、仁德帝特にこの地に別都を置きて、高津宮をたてたまひ、後孝德帝に至りてまた長柄豐崎宮をたてらる、因りて特に攝津職を置きて津國一般の政務を兼ね行はしむ、延曆中其職廢せられしも、外藩の使者を饗應するためとて、鴻臚館を此地に設けられたりされど猶は漁舍參差の地にして、住民の生業は一般に魚介の利に據りしが如し、高市王は「網引する難波男の手にはふるとも」と歌ひ、藤原清輔は「なには女のすくもたく火の下こがれ」と詠みたりき、室町の世に至りて和泉の堺津を以て海外貿易の要津とせしかば、難波の盛運はこれに移れり、然るに明應四年、本願寺の僧兼養、攝津石山の地を卜して一寺を建て、天正の初めその五世の孫光佐は城塞五十一箇所を築き守線內に所務五萬石を有ちたり、うの退城せし後、京師は山勢逼塞し、運輸の便を缺くを以て、秀吉この地に城を築き、力を殫くしてこれを經營し、六萬人の工夫を役して晝夜兼ね行はしむ、規模宏大、東は田沼を控へ、西は東橫堀を外濠に充て、南は平地にして、北は淀川を帶ぶ、城樓の壯麗なる亞ぐの堅固なる實に天下一と稱せらる、秀吉また堺の商人をこゝに移しかば、殷賑を極めて商業第一の地となれり、豐臣氏の滅ぶるに當りて、城壕は埋められ、外郭は毀たれ、天守は燒けたりと雖も、尋で元和四年に幕府松平忠明に命じてこれを修繕せしむ、六年にして功を竣へたり、初め忠明こゝに封せられしが、元和五年より番城となして城代を置き、幕府の直轄となしたり、城の天守は寬文五年、雷火の爲めに燒失し、爾來再築せられしことなし。

諸國の交通　信長、秀吉共に民政に注意せしかば、從うて道路交通の便を計りしことも少からざるべし、信長近畿を平定して後、元龜二年、使者を四方に發して里程を定め、道路を修繕し、大路は幅三間半、小路は三間とみな其兩傍に松柳の二樹を列ね植ゑしめ、且つ所々の關劍を廢す、これより道路の制漸く具はりたりされど列國の大名は戰國の習を帶び、秀吉の時より干戈漸く靜かなりと雖も、なほ比隣に備へ、要路を塞ぎ、ことさらに橋をも架せず、渡をも設けざる所多かりき。

第五章　人情風俗

織田豐臣時代

織田氏尾張に起り、豐臣氏また尾張に出づ。其部下柴田、丹羽、前田、加藤、福島、蜂須賀、池田等の諸將にもまた尾張の產多し。されば此時代に京都にては、下品は知らず上流社會の言辭は、尾張詞に轉訛したるもの頗る多しと。言辭にして既に然らば風俗また然らざるを得んや。かくて鎌倉の中世以後、都人は却つて關東の方言を學び、また其風俗も關東風を混化したりしに、今はまた尾張武士の風を融化したり。これに反して質朴なる尾張武士も、華美なる京都に出でし後は、漸く都洛の浮華輕佻の風に化せざるを得ざりき。

信長の世はなほ草創の時代なり。秀吉に至りて法令漸く具はり、寬嚴その宜しきを得て、大にしては諸大名を控制し、小にしては庶民の僭上を抑へ、風俗の紊亂を矯正したりき。うの大要をいへばまづ諸大名の私に嫁娶し、また深く盟約を結ぶを禁じ、侍奕を多く蓄ふるを禁ず。また乘物御免の衆、幷に古公家、長老出世の衆を除くほか、壯年なるもの、乘輿を禁ず。但し五十以上の者には路次一里以上なればこれを許す。また貴賤を論ぜず、主人に奉仕する者の暇を乞はずして慈まゝに出づるを禁じ、庶民の武器を沒收して爭擾の患を防ぎ、田畝を亂妨するを禁じて農事を奬め、喧嘩口論は堪忍する者を以て理運となし、相鬪爭するに至れば理非を問はずして雙方ながら同罪とす。所謂喧嘩兩成敗とはこれより始まれり。また小袖御服の外は絹裏を許せども、絹を以て表とすることを許さず。特許を得たるもの、ほか衣紋に菊桐を著くることを禁ず。これ菊桐は皇室の紋章なればなり。覆面して往來することおよび諸士の裏附の袴、裏つきの足袋及び尻切を穿つことを禁じ、供從の際は足半を穿たしむ。中間小者に至つては平生もこれを穿ち、草足袋を著くるを得ず。その他大酒長夜の飮、私怨を以て仇を復することなどを禁じたりき。諸國の大小名は各々其家々にて、特別の法令を下し、或は壁書などいひて訓令するもあり、その下に對する法規一樣ならざりきゝ。その一例を揭ぐれば肥後侯加藤清正が家士に申し渡せし條々に曰く、

大身小身によらず侍ども可被覺悟條々。

一泰公の道、不可油斷。朝卯刻より兵法をつかひ、食を喰ひ、弓を射、鐵炮を打、馬に可騎候。武士の道嗜よろしきには別して加增可遣候事。

一なぐさみに可出存候は、鷹野、鹿狩、相撲、か樣の義候て可爲遊山事。

一衣類の事、木綿紬の類たるべし。衣類等、金銀を費やし、手前不成旨、申もの可爲曲事。且不斷身上相應に武具を嗜み、人を扶持すべき軍用の時は金銀可遣事。

一常々傍輩つき合、客壹人、亭主の外、出申間敷候。食は黑米飯たるべし。武藝修行の時は、人數多く可出會事。

一軍禮の法、侍の可存知事。不入事に華麗をこのむもの可爲曲事。

一亂舞一圓停止之。太刀を取れば人を切らんとおもふ。然る上萬事、一心の世をころより出るものにて候間、武道の外、亂舞稽古の輩可加切腹事。

織田豐臣時代の武人（加藤清正）

織田豐臣時代

一學問は可入精。兵書を讀、忠孝の心懸可爲專要。詩、聯句、歌をよむ事停止なり。心を華奢風流に、手弱きことを存候得ば、いかにも女のやうになるものにて候。武士の家に生れては、太刀、鎗を押取て生死すべき道を知べき義、本意にて候。つねづね武士の道吟味せざれば、いさぎよきことは不成ものにて候間、よく〳〵心を武にいさむること肝要なり。

右の條々難勤と存輩有之候はゞ、暇遣申べし。速に遂吟味、男道不成もの、印を付、可追放事、不可有疑。依如件。

この時耶蘇教師の諸國を宣教して耳目に觸るゝところを詳記したるものに曰く、日本貴族の家は瓦石造にして、規模の廣大なる、構造の美麗なる、佛國の凱旋門、西班牙の「サゴウヰイ」橋に似たり。砲臺、堡塞には石造のもの多けれども、居宅に至つては概ね木造なり。貴族はなべて美屋に住し、其製二層にして、第一層は外方にありて家族の住する所、第二層は家主の住する所なり。必ず別室ありて最も美なり。畫壁金屏を匝らし、床上に名畫を掛け、花草を滿挿し、障帷を豔飾し、茶器刀劍を飾る。平人の住居は木造にして、富者は白堊を塗り、屋上にも突き出でたる修飾あり。室の周圍には露臺あり。庭中の樹木の美觀樂むべし。屋根は片板を重ねて瓦に代へたり。貧者の家は粘土の壁に、木枝を以てこれを支障し、屋根は藁草を以てこれを蓋へり。

頭髮は年少なる者は其前面を剃却し、職工の人及び鄙野の農夫はうの半を剃り落せり、

貴族は全部の頭髪を皆へ後部に髻を結ひ、これを母ぶ風俗なり男子は十二歳にして始めて刀劍を帶び、夜間休憩する外、敢て腰間を脫せず寢に着く時と雖も尙ほ枕頭にこれを安着す劍は精錬を極め、歐州の劍を兩斷するも刀口疵痕を殘さずといふ。一年に更衣の期ありて冬衣と夏衣とを交換す幼稚の人は長さ踵に至る衣を穿てり室內にてはこれを垂下すれども、街上に在つては小帶を以てこれを結收す上袍あり、その袖は少しく肘下に垂る。日本の履物は鞋踵なし。平民の着衣は其垂下する膝頭に至つて止まる。蓆盤形の摸樣ある大幅の帶を締め、大小刀を佩ぶ。市街に在るも村邑にあるも、すべて斯くの如き形容にして、常に杖を手にす。また男女に拘はらず、皆扇子を持てり。頭上には男女とも常に被りものなし。唯貴人は夏の間、頭に日笠を戴き、高位の夫人が父母の家に歸省するか、又は父母の來ることあるときは、麻布にて製したる「コアフ」の類を被ることあり。貴人は門外に出づる時は、僕從等傘を捧げて日を遮る。婦人の衣服の華美なるは、日本に及ぶものの他にあることなし。首飾は十分ならざれども亦看るべきものあり。頭髮は巧に頭の後部に下垂し、總ある絲を以てこれを結べり。眞珠の指環ありて、尤も精工なり。其帶は甚だ大いにして、金銀の縫箔花紋等ありて美麗を極む。長き衣服を幾襲となく身に纏ひ、其上に表衣を着す。衣の後部を地に曳くこと數尺なり。日本にて婦人の品位を知るには衣襲の多少を以てす。五襲のものあり、十襲、二十襲のものあり。

日本人の食饌は常に淸潔にして且つ美を盡くせり。食卓は方形にして低き一の脚あり。

一人一卓なり。食饌の更る毎に器を改む。食卓甚だ美にして、松杉の板を以てし、畫きたるもの、漆したるもの。金銀を鏤めたる蒔繪のものあり。客を招きて筵を開く時は、通例初め二三種の肴を出だす、客は酒を用ひず、此肴を食し了つて第二回の酒饌に及ぶ、中等以下の人は米、野菜、魚肉を常食とす。富者は尤も美食に誇り、其食卓、肉菜を堆く盛り立て、恰も埃及の高塔の如し。肉には金粉を飾ひかけ、また杉樹の一小枝を添ふ。貴人の食には、時として鳥の全體を用ふることあり。嘴は飾るに金を以てし、脚を去ることなし。食卓には布巾、卓布の設なく、また肉叉、匙、小刀等も用ひず、唯箸を用ひてこれに換ふ。其箸を用ふること尤も順便にして、肉を脱落することなく、また手指を汚すことなし。箸は象牙、杉樹、或はその他の香木を用ひ、長さ尺許あり。日本人の好める飲料は滾湯に茶葉を入れたるものなり。

日本人一般の氣質として名譽を重んじ、外より賤め下げすまるゝことは、尤も嫌忌激憤すること、敢て外國人の比すべきところにあらず。且つ日本人は其身分に准じ、責任の義務を怠らざるに由り、不正の言語を發し、損害をなすこと從つて少し。而して諸人互に尊敬し、就中、貴族等の禮讓に至つては、位階順序、座作進退の容儀等にてこれを表す。下賤貧困なる傭夫の如きに至るまで、相互の禮敬あるのみならず、當然正理の待遇を好む。たとへば人に雇役せらるゝに雇主の待遇、若し些少其意に適せざることあれば、直ちにその傭はらるゝことを止む。

すべて不正を好まず、盜賊を惡むこと特に甚だし。假令ひ些少の物件たりとも、これを盜みし人發覺して捕へらるゝに於ては、直ちに殺戮せらるゝも異議するものなし、また貪慾を嫌忌す。若し一人貪慾なるときは、目して卑劣醜體、廉恥なき者とす。父母を尊敬するを尤も重しとし、若し父母に事ふる義務を欽くものあれば、正しく神明の罰を蒙むることゝ信用す。また眞に人を尊崇して、その外見虚飾に係はらずして、貧困を恥ぢず。君主の行に於て賞讃すべきは、通常家臣の内に於て篤行廉直なる一人を撰擧し、これをして日夜言行の過失を諫爭せしむ。

すべて日本人の風俗を記載する書の說く所に據るに、其勇氣の猛なると堪忍力の强きことは、敢て測知すべからざる者ありと、洵に然り。また甚だ多言を賤め、短慮なる者は狂人とし、愁訴するものは怯夫とし、感覺强き者は婦女子に比す。因て事業衰頽に傾くも、家產破滅に及ぶも、或は賭博或は戰鬪攻禦の利を失ふも、神佛の加護を祈念すること絶えて有ることなく、また其加護なきを怨望罵詈すること曾て無し。貴族に於て不法不行跡となすべきは、足を以て平民を蹴り賤しむる風習なり。平民たる者はまた自ら奴隸となるべきため、世上に生れ出で、自主自由の權理を有すること無きものとしてこれを甘受せり。男女の配合は彼此一面會もあらずして婚姻す。通例一夫一婦たれども、また些細の事件のために離緣すること甚だ容易なり。婦人は其夫を去り、他に婚嫁する權理を有することなし。婚禮の時に於て、婦人ろの夫に贈物として一品たりとも持參することなし。

これ持參物あらば、婦人に專慈倣慢なる所爲あらんも測り難しとするに由る。

日本國に於て最も善良なるは少年の敎育にして、敢て外人の及ぶところにあらず。第一日本人は少年をして臆病ならしめざる爲めに、温和の敎育を主とす。若し苦情を發し、號哭をなすが如きに至りては、唯安慰に力を盡くし、これを靜止せしめ、決して威嚇してこれを懲戒することなし。その他日本人は唯畏敬せしむるを以て敎育となさず、競勉の心を起さしめん爲め、名譽を以て奬勵し、勤務を怠らざらしむ。是に由つて小兒、年七歳に滿たされば、敎訓を受くるに堪へざるものとし、決して學校に入るゝを見ず。小兒の才に從ひ齡に應じて耐ふべき敎訓を受けしめ、其志の趣くところに任せて、敢てこれを强ふることなし。其敎たるや、國の風俗を知らしめ、或は書を習はしめ、或は言語を正し、且つ向後なすべき職務の方嚮を授くる等なり。就中、其祖先の事業成功或は他人の富貴利達を得たる所以を說諭し、これを奬勵するに注意せりといへり。

第六章　兵事

北條氏執權の間爭亂の大いなるものには承久の役あり、弘安年間に蒙古襲來の變あり、その外往々干戈を交ふることなきにあらずと雖も、概するに康安無事なりしが、元弘三年官軍の大擧して北條氏を滅ぼしいより、續いて南北兩軍の劇戰あり、諸國兵亂の禍となりて、及の鞘に藏まり、弓の弢に收まる暇なし。是より甲冑武器の制は輕便を主とし、銳利を競ひ、新製に趁りて古式は日々に失はる。南北兩朝合一して世は少康の姿なりしも、應仁以來はまた未曾有の大亂を生じ、人々甲冑を脫する暇なければ、武具の變遷益々著しくさなきだに五十年、百年を經れば、何事も變り行く習なるに、天文年間に至りて此變革をして尙ほ急劇ならしむべきことこそ起りたれ。

時に天文十二年、葡萄牙の船一艘、大隅國種子島に漂着したり。船中の人鐵砲を以て鳥獸を射る、鐵砲は國人の未だ曾て見聞せざるところにして、その發するや雷電の閃くが如く、その鳴るや霹雷の轟くが如く、人々駭歎せざるはなし。島主種子嶋時堯見て希世の珍となし、購ひてこれを練習し、また其臣笹川小四郎をして火藥を製する法を學ばしむ。然れども未だ我國に於て銃を造る能はず。翌年葡船のまた大隅に來るものあり、その中に鐵匠ありければ、時堯大いに喜びてこれに學ばしめ、新たに數十の鐵砲を製するを得たり、これを我國鐵砲傳來の始めとし、種子島氏より世に傳はりたるを以てその頃これを種子島とも稱したり、是より先き鎌倉時代に於て既に鐵砲の名あり、元人の我國に寇せしとき、此器を施らしきと傳ふ。然れどもこは支那の金元時代の震天雷の類なるべく、火藥爆裂の力により、轟然たる大聲を發せしめて敵を驚かし、鳥獸を畏れしむるものに過ぎずして、西洋の銃砲の傳來せしは實に天文年間を以て始めとす。

斯くて、時堯は鐵砲を島津義久に贈り、義久はこれを幕府に獻じたり。また紀伊根來寺の僧杉坊といふもの千里を遠しとせず、來りて其術を時堯に學びこれを東國に傳へたり。

織田豐臣時代の武人（第一高等學校藏品）

抑々鐵砲の用たる、其勢烈くして弓箭の比にあらず、軍陣に用ふるに無雙の利器たるにより、諸國の武人競うてこれを傳へ學び、未だ幾ばくもあらずして、殆ど全國に傳播し、軍中先隊の兵器となりたり。その後天正四年、西洋よりまた大砲（大筒）を傳ふ、其勢殊に強く、山谷爲めに震動し、城壁微塵に崩る。大友宗麟これを得て悦ぶこと斜ならず、名づけて國崩と號したり。斯くの如く猛烈なる武器の新たに軍陣に用ひられしより、その他の兵具は從來のまゝにてはこれに當る可らず、されば乃ち天文の頃より永祿天正年間に至りては殊に著るしき變遷を生じたるなれ。就中その革まりたることの最も甚だしきは、着て以て銃彈を避くべき甲冑の製にぞある。

源平時代にあつては戰場の驅引激烈ならず、吶喊し入り亂れて戰ふが如きこと多かりしにより、專ら騎戰の矢軍なりき。故に鎧の重きは馬に負はせて驅引し、敵に會へば名乘り合ひ、矢頃になれば射差ふ。敵より射向へば鉄壺に俯向きて鉢を傾くるに、吹返自ら鉢を掩うて楯となり、栴檀鳩尾の板は上に上つて肩を覆ひ、大袖は左右より垂れ下りて前を拒ぐ。起き上つて敵を射るときは、左右の袖背部にうち重なりて後を防ぐ楯となりにき。南北戰亂の頃に至りては步戰を旨とし、戰鬪の激烈なること古の比にあらず、進退驅引最も輕捷を要す。これが爲めに從來多くは步兵從卒の間に行はれたりし胴丸に袖を附けて、鎧に代用することゝなりぬ。これより鎧の古製は次第に變じ來り、鐵砲の傳播するに至りて大變革を受けたり。すべて古の鎧は革を以て札とし、偶々源家に鐵札の鎧のあ

りしを、薄金の鉦と稱して、頗る珍奇の物となす、或は革札に鐵を交へて威したるもあり
て、子金交へたる鎧とて、強力の士のみ着する所なりき。これ等はすべて常製にあらずして
普く行はれたるは革札の製なりき。しかるに鐵砲の傳はりてより、革札のものは銃彈の
力に得堪へず、是より甲冑は鐵札を以て作り、或は鐵板を以て其胴を張る。かく鐵を用ふ
ること多く、其重さいたく增加したるを以て、華美に趨りて用をなすこと少きものは、勢
これを省略せざるを得ず。因りて古製の鎧は廢れて、簡略なる胴丸の製によりて改め作
られたるもの大いに世に行はれたり。さてその新製のものを見るに脇楯なく、梅鉢板に
代ふるに杏葉を以てし、草摺を八枚に分つなど胴丸に等しく、また古製にある胄の吹返
しを省き、甲の障子板、逆板、總角、弦走の革、その他種々の金物を略す。鎧の袖は古は大いな
りしを小袖となし、また押付に「ガッタリ」、受筒などいふものを作り設けたり。此類の製を
古製と區別せんが爲めに、上代のものを鎧と稱し、當時のものを具足と稱す。具足はもと
鎧を通じたる名なりしを、この頃には斯く區別して用ふるに至れるなり。またこの時代
に至りては頭に被るに陣笠といひて、鐵板を以て笠を作り、漆を塗りたるもの、專ら雑兵
の間に行はれたりき。

斯くの如く甲冑の製大いに簡便に赴きて實用を旨としたりと雖も、猶ほ一軍の大將、旗
頭たるものは華美をこそ專らとせざれ、奇異にして人を驚かすべきものを作りて、一は
其勇強を示し、また功名の武器によりて益々顯はれんことを欲したり。今當時諸將の着

したる冑の有名なるものを擧げんに、加藤嘉明のものは形を富士山に擬して、名をも富士山といひ、また其具足の胸に天人の雲に乘りたる態を蒔繪にしたり。竹中重治の冑は一ノ谷、明智秀俊の冑は二ノ谷といふ、攝津一ノ谷二ノ谷相並べりとかや。柴田勝豐の冑は鐵拐が峯といふ、是は一ノ谷よりも高く峙ちたりとの義なり。ろの他浦野若狹守の小水牛、黑田長政の大水牛、日根野備中守の唐冠、原隱岐守の十王頭、福島正則が四股鹿の角、本多忠勝の佐藤四郎が冑、蒲生氏鄕が銀の鯰尾、伏木久內のわり蛤、武田信玄の諏訪法性、豐臣秀吉の八日ノ月、加藤清正の長烏帽子、矢田作十郎が鯉の冑、藤堂新七の帽子、細川忠興が山鳥ノ尾の冑など、何れも有名なるものなりき。

前に述べたる如く、永祿天正の頃に至りては、武器を用ふるにすべて輕捷便利を旨とし、古來の式法は省畧すること多かりき。源平以前より元弘建武の世を經て、將士は甲冑の下にも烏帽子直垂を着る習なりしが、此時代に至りてはその實用に利なきを以て大抵は略して用ひず。頭は髻を解き髮を亂し、鉢卷を占めて、その上に冑を被る。具足の下には直垂、水干ともに被ることなし、豐臣秀吉が九州征討の際、赤地錦の鎧直垂を着たりといふは甚だ稀なる例に過ぎず。德川家康の臣井伊直孝いひけらく、人毎に具足櫃を持たせて、早く取り出だす志を用意するものあり、取り出だす間も遲きほどのことあらば、何時も素肌にて驅け付けてこそよけれ。具足を着たると着ざるとの差別はなきことなりと。されど直垂を畧しては事餘りに簡に過ぎ、威嚴を失ふ恐ありしが爲めなるべきか、その

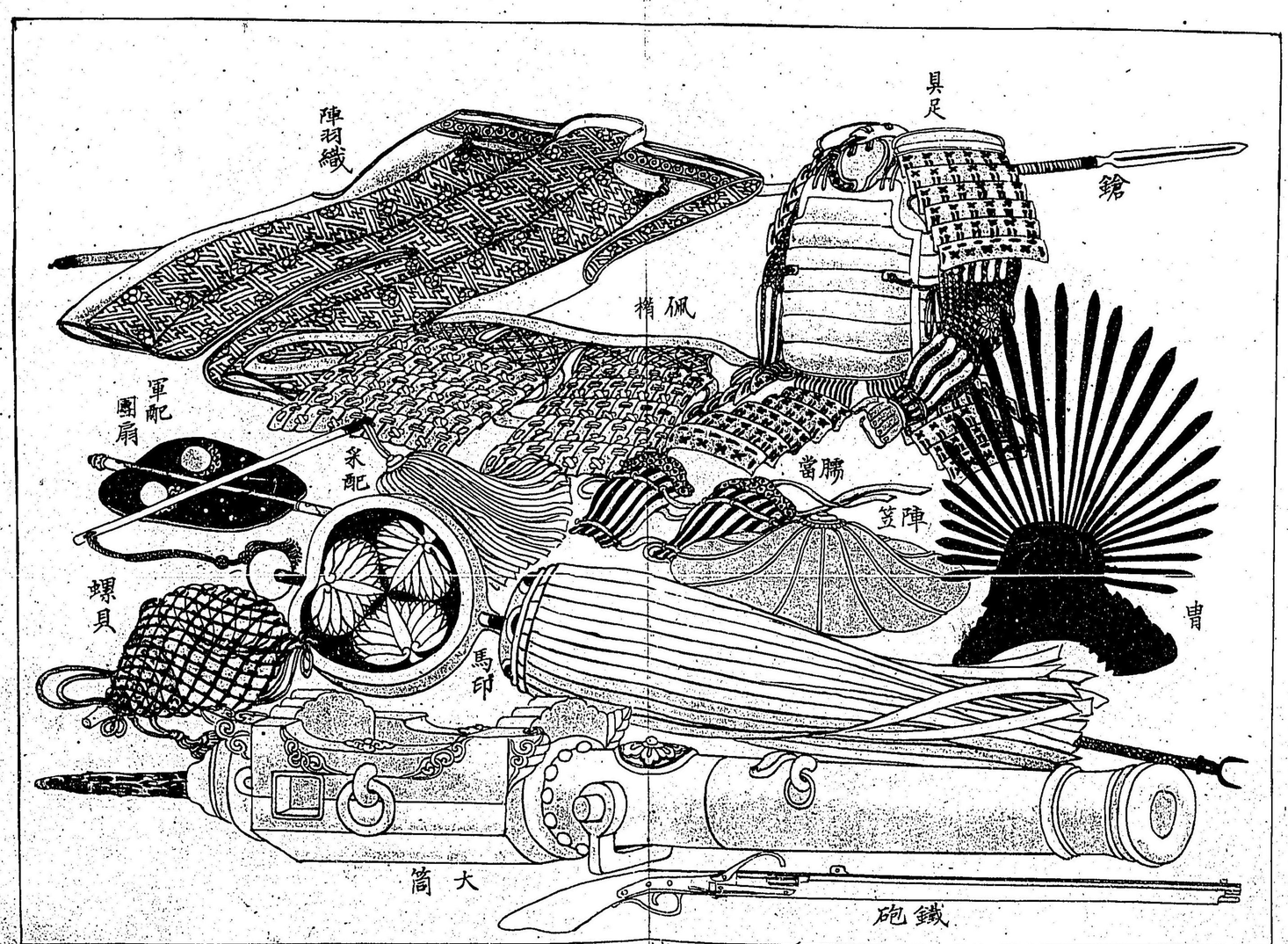

織田豊臣時代の兵器

又具馬及具鳥

頃には陣羽織といふもの世に行はる陣羽織は多くは美しく畫がきたる革を以て作り、具足の上に着るものなり。天文、永祿の頃これを具足羽織といへりき。

弓箭は其功鐵砲に及ばざるを以て、鐵砲の行はるゝに至りては、狩獵戰陣ともに之を用ふるもの大いに減じ、矢合の式に用ふるなどの外軍用の器としてこれを携ふるもの多からず。刀劍は鐵砲傳播しても衰ふべきものにあらず、一は兩軍相距たる時用ふるに宜しく、一は接戰の具なり、二者用を異にして一も闕くべからず。されば古へよりこれを愛玩することと甚だしく、鎌倉時代の初めに至りては劍工の名手殊に多く、後鳥羽上皇の親らこれを鍛ひたまひしこともありき。爾來敵を討ち身を防ぐ要具として、江戸時代を通じ、これを以て武士の魂と稱したり。當時武士が誓約をなすには、小刀を以て大刀を打ちてその赤心を表す、名づけて金打（きんうち）といへり、これを以ても刀劍を己が心肝と齊しくしたるを知るべし。大刀の長さは源平時代には未だ非常なる長刀を用ふるものなかりしを、蒙古襲來の頃より次第に勇を奮して、刀の長さに誇り人を驚かすに至れり。元弘の頃五尺餘の大刀を無雙と稱したりしが、建武以後に至りては五六尺の大刀は珍しからずなりぬ。傳へいふ、因幡の人福間三郎が佩きたるは長さ七尺三寸と、これ等は古今無雙の長刀なるべし。この時代に至りてはその長さ少しく減じたるが、猶ほ長柄直隆の大刀は五尺三寸と稱したり。明人記して曰く、和人の刀大抵五尺、これを前後左右に揮遮し、一丈の內唯白刃を見て人を見ずと。豐太閤が朝鮮征伐のときは武威を示して彼を懾服せしめ

んが爲めに、常の大刀の外に殊に大いなる木刀を作り、白鐵を纏きて、我朝の兵曾これを抜きたるまゝに肩に負ひしかば、日光に映りて閃電の如くに見えたりきといふ。

斯くの如く元弘建武の前後より長き大刀を愛するに至りしかば、古への制なるをば小大刀と名づけて、大小二口を佩き、また脇差をも帶びたるを以て、帶刀の數三本に至れり。蓋し本邦太古の俗に三刀を帶することありしが、うの後此俗絶えて二刀に止まれるを、この頃より武人の軍に臨むに往々三刀を帶するに至りしなり。この時代に至りては小大刀を脇刀また脇差といひて、大小二本の帶刀を併せて大小と稱し、古への一尺以内の脇差はこれを小脇差といひて、區別するに至れり。また古へより刀に添へて携ふるものに燧袋あり、上古は旅行甚だ不便にして山野に宿することと屢々なりしを以て旅人は皆火を鑽る具を携へたりき。征行にもまた露宿のこと多くて同じく燧石を携ふる要ありしが源平の頃に至りてはその要より寧ろ日本武尊のこれを携へたまひし先例に重きを置き、此古實に從ひて軍陣に武士は必ず鎗の赤皮を提げてこれを燧袋といふこととし、此時代までもこれを携へたりき。

鎗の名は建武年間より見え、室町時代に至りては將士は概ねこれを携へたりされば軍陣の功名を賞するにも一番鎗、二番鎗または鎗先の功名の稱あり、賤ヶ嶽の戰には秀吉の近侍の士に七本鎗の高名あり。鎗の種類は一ならず、素鎗最も多く、なほ大身、鎗管鎗、鎌鎗などいふ類いと多かり。薙刀も廢るゝことなかりしが、鎗の流行と共に、男子の間には行はるゝこと少く、婦女の武事を知れる者多くこれを用ひたるが如しされどまた信長が歩兵に令して刀の長さ三尺餘柄の長さ四尺なるを持たしめ、これを前隊にふきたるが如きは、薙刀の一種なるべきか。

弓矢を用ふること少くなりしより、何時しか母衣の元來の要を忘れこれを以て軍陣裝飾の具と考へその中に籠を包みて常に圓く膨だみたる樣に作るに至れり。また袖、袴をつけ直垂に似たるものを作り、これを古代の母衣なりと欺くものもあり。楯は鐵砲の傳はりしより、鐵にて作れるもの多くなりぬ。また南北朝の頃ひしぎ楯といへるは竹にて作れるものなりしが、前期の季、鐵砲の猛勢を遮らんが爲めに竹幹數十本を綴して楯の用に充つる物多く行はる、これを竹束（たばね）といひ、甲斐の武田家にて創作せしものなりといふ。

戰國の世に至りては武事大いに發達して、兵器の種類及び其名稱も大いに複雜となりたり。たとへば旗幟の制を見るに將軍義政の時、畠山政長、同義就、干戈を交へしに、一族の中なれば其旗同じくて敵味方を別ち難しとて政長は巳が旗に乳といふものを付けて竿にさしてより、世人皆これに倣うて旗の制是より一變したが、これ後世の所謂のぼりなり。馬標といふものは、永祿年中まではなかりしに、元龜の頃より始まれりともいふ。それを纓ともいふは、武田家にていふ稱なりとかや。その形種々ありて人々の意のまゝにつくる。上杉謙信の大根の折かけ豐

織田豐臣時代

臣秀吉の千生瓢箪、德川家康の七本骨の扇などは大將の武名とともに其名世に高かりき。指物は源平時代の腰小旗の類なるべきか。後世にいふ所の指物は應永頃よりのものなるべし。四ノ半綺羅、切割、幡連、颯纚の類あり。元龜の頃までは其形小さくて、或は鎧の背にさし、また從者にも持たせしが、その後、形次第に大きくなりて、將士はこれを馬に添へてたつること多くなりたり。冑の立物も元弘、建武以來は其種類多くなりて、金屬にて、梅花桔梗、または扇子の形を作りなどして、冑の前部に立てたりき。

陣中に用ふる旗、幕には家の定紋をつく。定紋は後世は衣服器具などにもつくることな、れども、その初めはこれ等につけず。源平時代に於て諸將が他と區別せん爲めに、旗、陣幕に徽章を附けたるより起り、その後次第に移りて素襖、直垂、膳、椀、中持の類にもつくるに至れるなり。但し公家の紋はいさゝかこれに異なり、もと袍衣の織紋より出で、後には武家の定紋に倣ひて、幕、その他種々のものにも附くるに至りしなり。皇室に菊桐の紋章を用ひらるゝは、黃櫨染の御袍とて朝賀節會などの時、主上の着したまふ袍に、桐、竹、鳳凰、麒麟の織紋あり、赤色の御袍とて主上、皇太子、特に後深草上皇の頃より太上皇の着せらるゝものに、窠內に菊八葉の紋あり、これより桐と菊とは出でたるならん。その他攝籙の袍には雲立涌、太閤は雲鶴、臣下は浮線綾の丸、轡唐草、輪無輪違等家々に定まりて用ふる紋あり。さて武家にては淸和源氏は世々二ッ引兩及び桐を以て紋とす、新田氏これより出でゝまた然り、足利氏もこれより出でゝ三ッ引兩を用ふ。近江の佐々木は六ッ目結を以て紋と

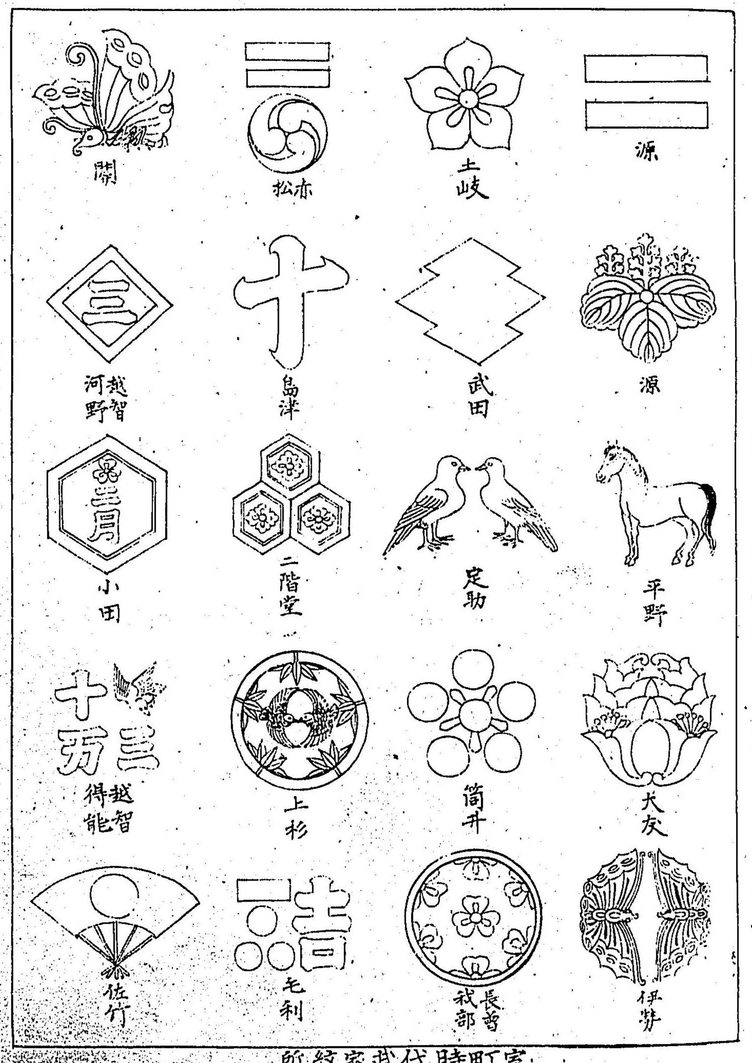

室町時代武家紋所

大坂安邦之合戦之圖
豊臣時代の合戦繪

す、京極氏これより出でゝ四ッ目結とし、六角氏またこれより出でゝ竪四ッ目結を用ひ、
の武田氏は四ッ菱を紋とす、小笠原氏これより出でゝ三ッ菱に更め、葛山小笠原氏またこれ
より出でゝ三ッ菱を竪に重ぬ。その他平氏は蝶、北條氏は三ッ鱗、島津氏は十の字、織田氏は竪
木瓜、豐臣氏は桐、德川氏は葵、前田氏は梅鉢を用ひたり。また諸氏に替紋といふもありき。
元龜、天正の頃、大將軍の執りて兵士を指揮すべき物にて、最もよく行はれたるものは「さ
い」或は「さいはい」(采幣)といふものなり。隊長などにても通常はこれを用ふることを得ず、
特に功績ありて提携を許さるゝを、采幣御免とて大いなる譽とす。其製、紙を細く截ちて
も又髦牛の尾にても作る、鷹を使ふときの「ざい」に擬して作れりとも、又は祭神の幣帛よ
り出でたりともいふ。また軍隊を指揮せんが爲めに軍配團扇といふもの、この頃世に行
はれたり、故に後世、采幣、箙、團扇、鞭、鞘、毛沓を大將の六具といへり。
應仁以來、全國麻の如く亂れ、武士は固より、百姓町人に至るまで、常業を棄てゝ干戈を事
とせしかば、武器も兵法も此時より備はりしはなし。源平時代には大將も陣頭に進み、兵
を執りて戰ひしが、この頃に至りては大將は本陣にあり、采幣をとり、床机にかゝりて、全
軍の指揮を事とし、自ら接戰をなすことなし。軍中の秩序も正しく、先陣、後陣、一ノ陣、二ノ陣、三
陣、後詰、遊軍なども定まりて、濫りに令を破りて勇を弄することを許さず。扳懸をなすも
のは功ありと雖も、軍律に從うて罰せられたり。三軍を進退し正を守り奇を弄する術も、
大ひに發達して、遠くは三國の諸葛孔明の陣法と稱し、近くは我國の楠木正成の兵術と

號し、名を名將勇士に假りて、防守攻戰の法を講ずるものあり。帷幕のうちに謀計を廻らすものは軍師といひて、自ら兵器を執りて戰ふものよりも重んぜらる。軍隊の備には魚鱗、鶴翼の陣はいふに及ばず、偃月、雁行、長蛇、方圓、鋒矢、鳥雲、虎翰、五行陣、龍丸備、車掛等の名あり。狼烟を揚げて合圖とし、虛兵を構へて敵を驚かし、城攻には火攻、兵粮攻はもとより水攻、燕攻などの術あり。その他攻守防戰の法には種類甚だ多く、其名稱も從うて多きは、當時の軍記を讀んでこれを知るべし。

築城の術も鐵砲の傳播せし頃より、大いに變じたり。古へも石壘を築くことなきにあらざりしが、木柵のものを多しとしたりしに、鐵砲の勢は木材の堪ふるところにあらざるを以て、石を壘みて垣となし、更にその上に堅固なる土塀を築き、挾間として小き窓を開きて、鐵砲を放つべき口とし、處々に物見の櫓を高く設け、城の周圍には壕を深うして敵の近づくを妨ぐ。其規模宏大にして堅牢なり、多くは要害の地を撰びて城きたり、城中には數萬人を住ましむべく、大將の居るところを本丸とし、二ノ丸、三ノ丸などいふ幾重にも堡壁をめぐらして郭を別ち、外郭は敗るゝも猶ほ内郭に據りて防守し得べきやうに築きたり。天正三年、松永久秀大和の志貴山に城を構へ、號して多聞城といふ。其制、城門の左右に長家を建てゝ周垣とし、門上の櫓を多聞櫓といふ。時人呼んでこれを多聞造といへり。同四年、織田信長大いに土木を起して、近江の安土に城き、中央に七層の高樓を起つ。世に稱して、安土の天主といふ。高さ十丈、石壘を匝らす、その高さ七丈あり。我國に於て樓の高峻なる

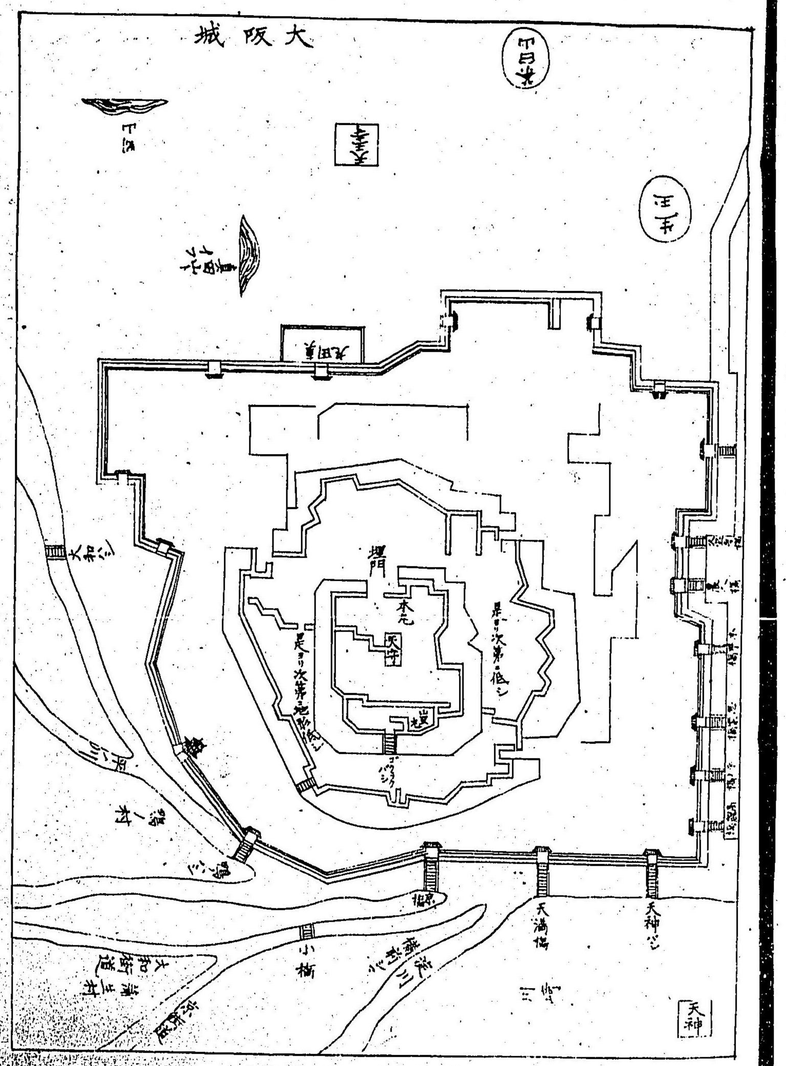

者は實に安土の天主閣を以て始めとす。天主閣は佛説より出でゝ須彌山に象り、天主は帝釋、帝釋は須彌三十三天の主にして其絶頂に居る、その外に持雙山あり、上に四天王ありて外衛をなす、多聞天その一なり、これ天主閣の下に多聞櫓ある所以とす。是よりさき永正の頃、既に天主の稱ありしが、信長の安土に城きてより、これを城中に建つることゝ大いに行はれたり、同十一年、秀吉大坂に城を築く、我國無雙の名城なり、後慶長十四年、徳川家康、其子義直を尾張に封じ、名古屋に城を築き、西國、北國の諸侯二十人をして工事を助けしむ、加藤清正、天守閣を建つ、其部下飯田覺兵衛、征韓の際城の石を疊み築く法を彼國より傳へしかば、こゝに至りてこれを用ふ、閣五重にして高さ拾七間四尺餘、殳の上に金鯱を置けり、其費用莫大にして量るべからず、金鯱のみにても一萬七千九百七十五兩を要したりきといふ。

第十期　江戸時代

紀元二千二百六十三年（後陽成天皇の慶長八年）より、
二千五百二十七年今上天皇の慶應三年に至る。

第一章　歴史上の概見

徳川幕府の大權を握るてと二百六十餘年、概していへば太古以來最も泰平無事なる時代なり。其首尾慶長、慶應の十數年は徳川氏が興亡せる戰亂なきにあらずと雖も、その外は走るものは水の流れ、叫ぶは鳥の聲ばかり、上下靜謐に馴れ、干戈鼓腹して世を送れり。』初め織田信長の明敏なる豐臣秀吉の溯達なる、相次ぎて起り、應仁以來の大亂を戡定して、人民が塗炭の苦を救ひたりと雖も、信長は半途にして叛逆の禍に遭ひ秀吉は天下を掃蕩したれども、其治久しからずして薨じたり。此時若し異常の英雄ありて經世を以て己が任となすにあらずは天下は再びもとの戰國となりしかも知るべからず。時なる哉、徳川家康江戸に居りて關東を領し、威望を負ひて諸將の上に在り、關が原の一戰に豐臣氏の肘腋を斷ちしかば、勢燄ふ振ひ、列侯これに服して政權自ら掌中に歸し、征夷大將軍の職を拜し、源氏の長者となれり。幾くもなく慶長の末、元和の初めに大坂城を陷れて豐臣氏を亡ぼし、窃かに痼痾を攘へり。

斯くて家康の治天下に治く、幕府を江戸に創立し、子孫軍職を世襲す。二代秀忠寛厚篤實にして衆心を失はず。三代家光英邁の資を以て父祖の意を繼ぎ、これを助くるに土井利勝、松平信綱、阿部忠秋等あり、君臣協力して治政に從事せしかば、幕府の綱紀大いに張りて、基礎漸くに固し。創業の初めは將士の飢を希ひ、旗幟を翻へさんとするものなきにあらざりしが、こゝに至りて人心一に歸し、敢て德川氏に背かんとするものなく、幕府十五代の治平の根柢を固むることを得たり。抑々幕府治政の方針は、家康が宏遠なる見識、縝密なる注意より出で、歷世其方針を守りてこれを敷衍することあれども、自ら其規矩を出でず。皇室に對しては篤く尊奉の意を表すれども、陰には成るべく實權を割き、機の乘ずべきことある毎に干渉を逞しうす。諸侯を封ずるにも巧みに配置の法を考へ、關八州を自家の根據として防備を嚴にし、京坂等要樞の地は他に與へずして幕府の有とし、街道便宜の地には親藩譜第を置き、外樣大名を偏僻の地に徙し且つ親藩譜第を其近隣の地に置きてこれを監察せしめ、また參勤交替の法を定めて悖逆の憂を少うす。一般に天下に對しては上下擧つて節儉を重んぜしむ。家康は儉德の大なるを知り、進んで殖產工業を興し、大にしては國家の富貴、小にしては一身の榮華を求めんよりは寧ろ退いて後咎を避け節儉を守るべしとなす。これを以て歷世の法令一として士民の驕奢を戒むるにあらざるはなかりき。

外交に就いての政策を尋ぬるに、朝鮮は文祿の征討より深く怨讎の思をなして我と交を絕ちたりしを、慶長以來種々の方策を以てこれを懷けしかば、彼の意漸く和らぎ、奕世來聘するに至れり。琉球は前期足利義敎の時島津氏に附庸したりしが、支那の干涉を受けて我に通ずること能はず。家康、島津義久をしてこれが來聘を促さしめしかども意を得ず。次でこれを討たしめ、其王を降し、其國を島津氏の附庸とす。これより將軍の代始國王の襲封毎に慶賀謝恩使を奉りき。耶蘇敎徒は覬覦の志を抱けりとて、その布敎を禁じ、別けて島原の亂ありし後は制禁を嚴にし、從うて南蠻諸國との交通を斷ちぬ。たゞ和蘭は異志なきを以て明と共に貿易せんことを許されたるが、全國の港灣は總べてこれを閉鎖して、たゞ肥前の長崎一港を交易場に充てたるのみ。加之外舶の數を限り、交易の物品を定めて制外のものを禁じ、また國民の海外に航通するを禁じたり。概するに此時代外國との關係は殆ど鎖國の姿にして、內治に潛心して外交を忌避する風なりき。

その後泰平うち續くに從ひ、上下安逸に馴れ、尙武勤儉の風は漸く失せて、優柔驕奢の風を生じぬ。五代綱吉賢明の聞えあり。其初政は務めて上下の節約を奬勵し、豪奢を抑制したりと雖も、中年以後は柳澤吉保を寵用して酒色に荒み、從うて後廢を事とし、さなきだに文弱奢侈に流れんとする世上の風は、爲めに益々文弱奢侈に走りて、所謂元祿風を現はせり。

元祿風の浸染は社會の經濟に大影響を及ぼし、幕府の財政は頗る乏竭せるに、姦吏は猶ほ[illegible]の間に私利を營みしかば、上下の實力、大いに衰へたり。六代家宣の時新井君美重用

せられて屢々建議するところあり、政令見るべきもの少からずと雖も、世愈々泰平にして人皆武事を忘れ、遊興を喜ぶに至り、輕薄淫猥の風年を追うて增さり行き、幕府治政の第一の目的なる節儉の風俗は日に月に消磨し去りぬ。此時に當り英邁果斷よく積弊を一掃したるを八代吉宗となす。吉宗中興の聞えあり、大岡忠相等の賢才を登庸し、大いに治政に勵精したり。其治績を見るに稍々綱吉の初政に倣ひ、まづ奢靡を矯めて儉約を奬め、世人の驕傲の風に流るゝは、主として文弱に走り、武備を忽諸にするがためなりとして、講武練兵の策を採り、世上の弊風を一洗せんとす。次に法令を整へ刑律を修め、また進んで大いに殖産工業を奬勵す、維新以前、我國に物質的開化の見るべきものあるは、吉宗が創立にかゝるもの、或は其進歩を促したるもの多し。是に於て洋學の道も開け、歐洲の開化漸く我に入らんとす、これを幕府の實權の最も揚がりたる時といふべし。

九代家重その後を受けて、德川氏の勢は盈ちたる月の如くなりしかども、將軍無能にしてしかも惰弱なり。十代家治、田沼意次(主殿頭)を嬖寵す、意次便佞にして威權を振ひ、賄賂を貪ぼり、上下の間を壅蔽す、幕政こゝに至りて大いに紊れたり。加ふるに天災連りにして、凶荒うちつゞき、所謂天明の飢饉に上下困弊の極に達し、途に餓莩夥しく、怨呰の聲四方に沸起し、幕府の苛政を詈るもの多し。十一代家齊繼いで立ち、松平定信(越中守)を擧げて老中となす、定信夙に英明の譽あり、輔佐の任を受けて鋭意、政務を處理す、その爲すところ一に吉宗が享保度の改革に倣ひ、奢侈を禁じて質樸の古風に復さんとす。奢侈は時勢の然らしむる處、質樸の古風は終に復し難しといへども、治政の功頗る顯はる、これを寛政の改革といふ。かくて家齊の治世五十一年は最も泰平の極に達したる時なりとす、世にこれを大御所樣の治世といふ。十二代家慶の時、水野忠邦(越前守)老中となり、享保寛政の政治を慕ひ、其迹を追ひて大いに風俗の矯正を企つ、これを天保の新政または水越の改革といふ、その施設するところ嚴峻に過ぎ、世上頗る怨嗟の聲あり、忠邦は望を失ひて退けり。此頃より天下漸く穩ならず、瓦解の災漸く迫りぬ。抑々この擾亂を促がせるものは何ぞや、勤王の始末と外交の事件と是なり。

初め綱吉の時、水戸侯德川光圀、大日本史を修して大いに皇室を尊奉し、勤王の氣を奬勵す。將軍吉宗また尊王の念篤く、朝廷の廢典を再興すること多かりしが、政治上には皇室の抑制せられたること古へに變らざりき。當時加茂眞淵、本居宣長、平田篤胤等、前後相繼いで古學を研究して、我國開闢以來の國體を追想し、鎌倉以來皇室の式微を慨して、世人をして名分の歸する所を知らしめたり。家治の時、山縣大貳、藤井右門始めて勤王の說を唱へ、忌諱に觸れて刑せらる。次で高山正之、蒲生秀實、林友直等またいたく尊皇の說を唱へ、武家の專權を痛柝す。さなきだに人心幕府の治に倦みし際なりしかば、これより漸く懷を京都に寄するもの多かりき。

享保の前後より醫術、本草學、そのほか殖産の術など西洋の大いに我に勝れたるを知りて洋學に志すもの少からず。時の將軍吉宗もその要を覺りて異學の禁を解きたりけれ

ば、その後外勢に注視するもの多く、海防の論世に起れり。寛政の頃より魯人の蝦夷を窺ふものあるを以て、北門の警備をさゝ〳〵怠りなし。文化以來、魯人の此地に寇するあり、英船の長崎を侵すあり、人心漸く騒がしく、幕府は西洋式の武技を練習し、邊備を修すされど民間には鎖國の夢なほ覺めず、外人を以て蠻夷となし攘夷の論日を追うて盛なり。當時西洋は蒸氣船の發明ありて、歐米各國競うて翼を五大洲に伸ばさんとす。嘉永六年、米艦の浦賀に來りて開港を強請せしより、其他の諸國も踵を次いで幕府に迫る。幕府これを拒むこと能はずして、安政五年を以て五港を開き、米魯英佛蘭の五國と假條約を結び、て自由に貿易を行はしめ、遂に併せて十一國と同盟をなすに至りぬ。四方攘夷の論をなするもの大いに幕府の失政を憤り、勤王の說これを援けて、勤王攘夷の徒と佐幕の黨との軋轢日々に甚だしく、風俗また粗暴に流れ、刀劍を振ひて殺伐の行をなすもの多かりき。此時幕府の實力いたく衰へ、威勢地に墜ちて法令また行はれず、諸侯の間にも勤王の說に加擔するもの多くして、終に公武一致說を出だし、天下これに風靡す。慶應年間に至りて幕府長門藩を討ちて勝たず、幕威愈々下り、時勢の赴く所止むことを得ずして、終に大政を奉還するに至れり。顧朝以來、武家の政權をとること凡そ六百八十餘年にして明治維新の世となり、大政こゝに皇室に復したり。

概するに此時代には萬般の事物未曾有なる長足の進歩をなしたり。寧樂平安兩時代の文學工藝鎌倉室町の世の遊技美術なども大いなる開化といはざるべからず。これらは皆上流社會に行はれたる開化にして、中等以下の人民は概ね蠻昧無智にして卑賤なる境界に呻吟したりき。此時代には上流の間に文學工藝の進歩ありしは勿論なるが、猶ほ舊套を墨守する弊を免れず、中流以下のものにこそ目覺しき進歩はありけれ。上流社會に行はれたるには、たとへば文學に儒學、國學あり、遊技に諸藝能藝あり、畫事に狩野畫、文人畫あり、庶民の間にはこれに對して俳諧、小說あり、淨瑠璃、芝居あり、浮世繪、東錦繪あり。上下ともに泰平の澤に浴して優々たる樂を分てるは、實に此時代に於て始めて見るところにあらずや。

第二章　社會の情態

第一節　社會の組織

我國一たび戰國の世となりて、強は弱を倒して起ち、實力あれば貴賤を問はずして社會の上流に位し得たりき。既に豐臣秀吉の如きは微賤に身を起して關白太政大臣に陞り人臣の榮を極め、これに服從せし諸雄は皆大名となりたりきされど此時代に至りても社會の組織は概ね前期と異ならず、國民を擧げて公家、武士、平民、賤民に分つべし。

上には天皇京都におはし、親王方には伏見、有栖川、桂の三宮あり、後更に閑院宮加はりて四家となり、天皇に儲貳なきときはこれらの家より立ちて大統を繼承したまふ。これを世襲親王家といふ。公家方には五攝家等ありて中古以來世職の姿となりぬ。諸藝もまた

世襲となり、筆道は清水谷、持明院、挿花は園、蹴鞠は難波、飛鳥井、書家は六角、和歌は冷泉、烏丸、庖刀は四條、衣紋は山科、高倉、相撲は五條、卜筮は吉田など總計百卅餘家ありて各々嚴重に家の格式を保てり。斯くの如く多數の公卿禁外にありて日々參朝して機務に預かれども、その掌る所は官位の與奪、種々の儀式、有職故實を傳ふるのみにして他の政機は一切關東にあり。朝廷と幕府との間に機務を掌るは關白と武家傳奏あるのみ。その經濟は皇室御料として三萬石、及びその他幕府より年々補足する金高三萬兩乃至五萬兩あり、臨時大禮の資は幕府別に支給す。諸公家の祿は總高凡そ七萬石にして、近衛家の祿最も多く二千八百六十石なり、其他は順次に減少す。されば禁裡の經濟は十萬石の大名一人に過ぎざるが如くなれども、實際は猶ほこれより超過したりといふ。公卿は武士に比すれば俸祿甚だ薄かりしかば有福ならず、家傳の藝業を賣り、または朝參の暇あれば傘を張り、骨牌を作り、楊枝、箸を削りなどして生計を助けたり。

天下の政務は幕府より出づ。幕府の主は將軍にして德川氏奕世これを傳ふ、世子なければ其一族なる尾張、紀伊、水戸の三藩より入りて嗣ぐ、これを三家と稱す。後、田安、一橋、清水の三卿を置いて宗室とし、まづこれより入らしめ、三家は參政を主とす。幕府の用部屋といふは機務の出づる所にして、江戸城の本丸にあり。大老、老中、若年寄の職ありて、政事を參決す。老中は京都及び諸大名を管し、若年寄は旗本を統ぶ。勘定、寺社、町の三奉行ありて、勘定奉行は租賦財用の事を掌り、寺社奉行は寺社並に神官僧侶の事を掌り、町奉行は江

車力
武士
挟箱持
鎗持
草履取
俳優
髪結
按摩
若黨
能役者
浪人
力士
小間屋
小無僧
魚賣
若黨
醫師
農民
賣卜者

江戸平世の人民（天保時代）

は市中一切の政務及び町人のことを掌り、且つ各々その所管の訴訟を掌る。大事は三奉行、龍の口の評定所に會してこれを裁決し、小事は私邸に於てなしたり。別に目付、大目付ありて老中、若年寄以下諸役人及び旗下の非違を糺彈す。その他大番、書院番、小姓組番ありて內外を警衛し、高家ありて禮式を掌り、各奉行ありて庶務を管る。後房は大奥と稱し老女、上﨟、中﨟、表使等の女官あり。地方の職には京都に所司代ありて、禁裏を守護し、猶ほ近畿關西を控制す。また大坂、伏見、駿府、長崎、山田、奈良、日光、佐渡、浦賀、松前、下田等の樞要なる地は幕府の直轄地として奉行、城代、加番などを置きて守らしめ、その他の公領には代官を置きたり。

武人は悉く幕府の管する所にして祿一萬石以上を大名といふ。其以下上﨟を旗本といひ、下﨟を家人といふ。大抵これを二級に分ち、出征のとき騎馬の資格を有するもの馬上格と、徒歩にて從ふものとの二級とす。大名は多きは百萬石に至り、國持城持領主の三等とす。また外樣大名譜第大名の區別あり、大名は江戸に參勤交替す。其部下の士の藩邸に常住するものを定府といひ、交替するを勤番といふなり。進仕は特に家系を重んじたるが故に、士人の家系を僞造して詐稱するものあり。よりて此時代には系圖作と云ふ人の屬托に應じて系譜を僞造するものありき。藩士の藩籍を離れて流落するもの、或は訴訟事故に由りて田祿を失ふもの、或は支庶にして家を成さゞる者等は、尙ほ苗格によりて、浪士といへり。これ等は平安時代の浪人とは名相似てその實を異にす。此時代の初めには

浪人相結して屢々事擾を惹き起せしかば、幕府は特に注意して其警戒を厳にしたり。

平民とは百姓及び町人を總稱す、共に苗字帶刀を許されず、故に單に名を稱し、商工は何屋某、何職某と稱し、農民は百姓某と稱す、然れども特に勞功偉勳あれば苗字帶刀を許さるゝまた平民なるも富めるは士の株を買ひて苗字帶刀を繼ぐことあり。醫師及び僧侶、神官等は制外の徒と稱して緇を平民に置くもその待遇を異にす、世にこれを長袖といふ。醫師は一刀を免せらるゝなり。

非人穢多は平民の下に屬し、その等級は猶ほ古への賤民の如く、特に擯斥せられて、婚姻はもとより、衣食の方より、火を同じうするをだに忌み嫌はれたり。元來その素姓の卑賤なるもあれども、多くは生業の賤しきに出でしが如し。中古以來、既に京都祇園社に犬神人あり、これと類を同じうして河原者あり、共に不淨を掃除するを以て業としたりきそ の後關東に長吏ありて鶴が岡八幡の掃除の役を勤め、革造りをも業とす、この長吏に彈左衛門あり、室町時代の末に當りて長吏、座頭、舞々、猿樂、陰陽師、壁塗、土鍋鑄物師、辻目暗、石切、非人、猿引、鉢叩、弦指、土器師、放下、笠縫、渡守、山守、青屋、坪立、筆結、墨塗、關守、鑓擔、獅子舞、笊作、傀儡師、傾城屋、湯屋等を管して、その職を世々にす、普通の民はこれ等を職とするものとその支配を異にするを以て、渠等を別類の如く見做し、終にこれを蔑視して賤民としたりき、德川幕府また彈左衛門、車屋善七をして賤業の輩を管轄せしむ、これ等の輩には長吏、穢多、非人、河原者、乞兒、夙、巫、傀儡師、俳優、傾城屋、座頭、舞々、猿樂、陰陽師、願人、化子、袖乞、畑房、壁塗、土鍋鑄物師、辻盲目、猿引、鉢叩、弦指、石切、七器師、放下、笠縫、渡守、青屋、坪立、筆結、墨師、關守、鑓打、獅子舞、笊作、風呂屋番木、備具師、輕業師、手妻師、觀物師、獨樂まはし、落語、蛇役、謎解、力持、籠拔等あり、されども特に長吏、穢多、辻盲目、非人、猿引、獅子舞等を賤下にして汚穢常人に列すべからざる者となしたり。

人身賣買の風俗は古來屢々禁じて屢々弛み、猶ほ此時代の初めにも行はれしかば、慶長十七年に令してこれを嚴禁し、勾引賣は賣主を罰し、買主は買損として、被賣者を本主に返さしむ、元和五年、更に令して人身賣買及びこれを助成したる者は死刑に處すとし、また永年季とて生涯傭使することをも禁じ、更に天和三年に至りその年限を十年とす、後元祿十二年に年季の制限を解き、譜第召抱を許す、是に於て奴婢に年季奉公と譜第奉公との二種を生じたり、その中遊女は年季奉公に屬し、其年限中はその職を勤めざるべからざる義務あるものとす。

以上公家、武士、平民、賤民の四階級を別ちて等級を異にしたりと雖も、貧富は等級に關はるものにあらず、概していへば公家は貧しく、大名は富めり、士人の富貴は武士道に添はずして、笠一蓋の身代を名聞とする間は財を積むもの少かりしも、士道の衰ふるに至りては、士人往々財を好めりされど社會の財源は平民にあり、町人の一擧一動は射利の業ならざるはなければ、陶朱の富を致しゝもの自ら多く、分限者といはれ、大福長者と呼ばるゝもの大抵平民の中にあり、元祿の頃、江戸には紀伊國屋文左衛門あり、巨萬の富をかさ

ね、居宅本八丁堀一町を占む。大坂には淀屋辰五郎あり、百間四方一萬坪の地を占め、三千八百坪の家屋を有し、四十餘戸の土藏を列ね別邸四戸を有し、奴婢百四五十人に及び、豪奢王侯貴人の如し。此時代の季、加賀の商人木屋藤右衛門私かに外人と通商して刑せらる其家財を籍沒せしに三百九十八萬餘兩に及べりといふされど平民の豪富斯くの如き類あるに拘はらず、一方には窘窮飢餓に及ぶ者少からず、これ士人は定祿ありてたとひ凍柳の貧其職に從はざるも、猶ほ祿を獲れば糊口に苦まされど、平民は然らず、其職に從はざれば家産忽ち蕩盡す、故に昨日榮貴に誇りしもの今日既に衢巷を食を乞ふ人となることあるを免れず、されば平民の社會には貧窘の懸隔甚だ大いなり。饑多非人の類に至りては概して賤業に從ふを以て職業上の收益も多からず貧窶僅かに飢を凌ぐのみなりと雖も、平民と交はることを能はざれば、もとより社交上の費もなく、外見を榮て、汲々として營產に從事し、倉庫を建て列ぬるものもその中にあり。

京都江戸を始め諸藩に至るまで自治の制善く整ひ、警察の制行はれたれば、戰國の世の如く群盜跋扈十人も黨をなして都市を横行し、人家に闖入して剽掠殺傷を恣まゝにするが如きことは殆どこれなけれども、猶ほ盜賊の多きことは言ふに堪へず、强盜を抑込(おさえこみ)または賭込(かけこみ)といひ、街道に潜みて行人を剽かすを追剝(おいはぎ)といひ、竊盜を小盜人または泥坊といふ、街道往還を縱横し、騙詐の術を以て行人を瞞過して財貨を奪ふを髣髴の灰またはちぼ(ちぼ)といひ、旅宿に泊して深夜旅人の眠りたるを伺ひ、其荷物などを掠め去るを枕さがし(枕探し)といふ、普通または「すり」は市街殷賑の所に人の油斷を覗ひて懐中物或は頭の飾などを掠め去るもの、「まんひき」は商店などに入りて店丁の目をかすめて商品を盜み去るをいふ。延寶の頃大坂に胡椒頭巾を用ひて行人の財物を奪ひ去る巨盜ありき。

第二節　幕府の施政、自治制度

幕府の施政は一に德義を主として、政教一致の方針を取り、事の簡易なるを尚び、紊りに繁雜なる法律を設けず、要ありて後令を發す。その制令を一括していへば忠孝仁義を重んじ、正直勤儉を奬め、四民各々その分限を超えず、驕逸淫遊に陷らざらんことを期するにあり、故に若し世風の偸上淫靡に傾くときは直ちに禁令を布き、一身一家の些事まで干渉し、日常用ふる魚菜の數器用の質をも制限したり。其法令の大綱をいへば禁裡宮門跡公家衆には公家法度あり、諸大名には武家諸法度あり、僧徒には僧家諸法度あり、旗本諸士にも令條あり、庶民には町村に高札を立てゝ法令を掲示したりき。

江戸の市制　江戸は江戸町奉行の總管する所にして、市制整然として具はれり。奉行は寛永以後二員ありて、その役所は南御番所(數寄屋橋)北御番所(呉服橋)の兩所にあり。兩町奉行各々二十五人の與力と百二十五人の同心とを隷して、行政司法警察の事務を掌る。細密なることに至つてはその町の自治に委任す。市民のうちに町年寄を置き、町奉行の命を奉じて庶政を施行せしむ。江戸市中に三家あり。地主あり、家主あり、五人組あり。名主は一町若くは數町に一人ありて、その町政を掌る。凡そ三百六十八人あ

り。これに草分名主、古町名主、平名主、門前名主の四種あり。地主は土地を所有し、町内公共の入費は一時これが負擔をなし、公役を取り立つる任務にあたる。故に實權重し、その家屋を兼有するを家持といふ。家主は宅地の差配をなし、名主の管下に屬して、令條を觸れ廻るなど町政の細務の執行す。庶民は五家相伍して組をなす。これを五人組といふ。

地方制度　全國二十一箇國は大名の私領に屬し、他は公領、私領相交はれり。各村里に名主あり、多くは莊屋といふ。これを擇舉するは其村の百姓の權にありて、大抵は村里内の名家を擇ぶ。享保の頃より一代勤、又は年番名主の制ありまた五人組あること市制に同じ、その内一家を長として組頭または判頭といふ。莊屋、組頭の外に百姓代ありて村政に參し、その目付をなす。私領には名主の上に大莊屋ありて、數村乃至數十箇村の莊屋を管す。これを一に割元或は總莊屋撿斷と稱ふ。もと公領にもありしが、享保年中にこれを廢したり。五人組の制度は殊に地方に於て精實に行はれて、忠孝を勵み、吉凶は相慶弔し、惡行あれば相諫め、犯罪あれは互に吟味をなし、その他宗門改、衣服、建築、嫁娶、喧嘩口論、風水旱蟲の準備、火の用心、盜賊の警戒等に至るまで能く相規定し、五家相保の古規眞に行はれたり。

戸籍法　戸籍法はこの時代の初めには猶ほ規定せられざりき。然るに島原の亂ありし後、耶蘇教の嚴禁と共に宗門改の法を實施せしかば、これに伴うて戸籍法大いに發達したり。寛永二十年、諸國の代官に令して、その管下の人數を記して勘定頭に進送せしめたりしが、尚ほ一時の舉に過ぎざりしに、後、享保六年、吉宗公私の領地を問はず、戸口を注進せしむ。この時全國の人口總計二千六百零六萬五千四百二十五人ありといへり。後五年を經て更に令して諸國の總人數を改め、郡別に記せしめ、爾來子年と午年と六年毎に戸口を點檢して其大數を注進せしめたり。茲に於て戸籍法大いに具はりき。今斯くして全國の人口を統計したるものを掲ぐれば左の如し。

享保十七年	二六九二一八一六、	
寶曆十二年	二五九二一四五八、	
安永九　年	二六〇一〇六〇〇、	
文化元　年	二五六二一九五七、	
天保五　年	二七〇六三九〇七、	

これ等の統計は蝦夷、琉球の二國及び公家武士、穢多、非人等の統計は寛政十二年の彈左衛門の最も增加したるは文政十一年にありとす。穢多非人の戸數は書上によるに、其支配下府下幷に關八州、甲、駿、豆、奥州の十二箇國の穢多非人の戸數は

二三二軒　外、蝦夷十五軒　彈左衛門構内

七三四軒　府下各所の小屋（淺草、品川、深川、代々木村、木下川林等）

五四三二軒　外、蝦夷四十六軒　關八州、甲、駿、豆、奥十二箇國分

合　七七二〇軒

後、明治四年、穢多非人の稱を廢して、これを平民籍に編入せし際には、全國に總計三十八萬二千八百八十六人ありき。

租稅法　租稅は田地の肥瘠によりて多少あれども、概して六公四民とす。これを取り立つる法に見取と定免取とありて、土地により一ならず。見取とは毎秋に作毛の豐凶を檢して租稅を定むるなり。定免取とは五年或は十年等の收穫を平均して稅率を定め、一定の年限中は豐凶に拘らず、その稅率によりて徵するなり。將軍家光は見取を用ひ、吉宗は定免取を可とし、寬延二年、家重の時に一般に定免取に從はしめたり。されども諸藩には猶ほ見取を用ふるものあり。納租に米納、金納、銀納あり。關東にては水田は米を納れ、陸田は金を納れ、金一兩を以て米二石五斗に充つ。近畿及び西南諸國は水陸共に租額を三分し、米二、銀一を以て率となし、銀四十八錢を米一石に充てたり。その他小物成、浮役、運上等ありき。

江戸市内の租稅は地租を錢きて課役のみとす。その課役に公役、國役の二種あり。公役は寺社領及びその門前地、國役を課する地等を除きて課するものにして、此時代の中頃までは定率なくして家の間口に徵し、五軒乃至十六七軒に一人役とし、一年に十七乃至二十三人を出ださしめしが、享保年間に至りて銀納とす。これを公役銀と稱したり。其率は町地を三等に分ち、表間口五間乃至拾間に一人役とし、一人に銀二匁後に一匁六分を充てたり。國役は職人に課するものにして、始めは人を役せしが後には銀納となしたりき。その他冥加金と稱して、業によりて組合を立て歲額を定めて上納せしむるものもこれありき。

第三節　民法

徳川氏の法律は社會萬般のことに就いて必ず具はることを求めず、司法官の意に任せて處置したりしかば、精細なる成文法といふべきものなし。吉宗以來、法文を類纂して、その民法もまた伺ひ見るべし。

繼嗣　此時代には相續は戸籍法と規定し、家名相續と遺産相續と相伴へり。家督相續といへば家名はもとより田園財産等に至るまで悉く相續者の所有に歸し、其子弟は相續者の扶助を仰ぐに止まるのみ。士以上にありては先づ嫡子を以て正當の相續者とす。嫡子の死亡したる時または他の已むを得ざる事情の爲めに相續すること能はざる時は次子を以てす。實子なきときは同姓相應のものを撰ぶべし。既に戸主たるもの十七歳以上に至れば其後嗣たるべきものを撰び存生の日に於て預め申請して允許を受くべし。子あるにこれを棄てゝ他に撰び或は子なくして其後嗣を撰ぶなどのときは、親族家人等の協議を經たる後上裁を仰ぐべし。若しその申請するところ理に適はざるか、或は病の危篤なるに臨みて申請するが如きは、素りに其濫望を許可せざるこゝとす。但し父祖の功績、其身の勤勞他に超絶したる輩に於ては別に申請することなしと雖も特殺を以て恩裁あるべし。養子とすべきもの同姓になくして他より迎へんとするときは、出

諸を正し、存生のうちに申請せしむ。五十歳以上十七歳以下の輩にして病氣危篤に臨み
て養子をたつるは細かに吟味して後これを定むべし。若し定まりたる家督相續者なく
して戸主死亡するときは、家產は官に沒收するものとす。

婚姻　國主、城主萬石以上の近習幷に諸奉行、諸物頭にして婚姻を結ばんとすれば幕
府の許可を要す。公家と姻緣を結ぶものはすべて上裁を蒙りて後にす。士民一般の離婚
には夫妻雙方の證書を要す。これを世に離別狀、或は三行半（みくだりはん）といへり。既に離別の
約を結びしも未だ離別の證書を與へざるに後妻を迎へたる男、または離別狀を取らず
して他に改嫁したる女、及び其媒人等は皆刑律に問はるゝものとす。また預め他に婚姻
を約せし女と私通したるは男女共に罰せらる。

賣買　土地の永代賣買は江戸、京都、大坂の市街を除くほかは一切これを嚴禁し、讓與に
も大いに制限を加へて、土地兼併の弊を防ぎたりと雖も、さまざまの奸謀を廻らして巧
みに法網を逃るゝもの少からず。加ふるに此時代の末には其制も漸く弛廢して、公然土
地を賣買するものも敢て罰せらるゝことはなかりき。また物品の賣買には商業の種類
によりて特に專賣を許して其座を置きたるものありき。例之ば權座、樒座、朱座、銅座など
の如し。

凡て賣買には押賣、押買、二重賣、僞物賣を禁じ、賣人は素より、その媒をなしたるものあれ
ばこれをも罰す。贓物の賣買を嚴禁し、情を知つて賣買せし者は嚴しくこれを罪し、情を
知らずして買ひしは買主の損失となし、これを押收して、本主に返す。證人ありて買ひし
ものは證人より代金を辨償せしめ、買主より他に賣り、漸次他に渉りしものは最初の買
主より本主に代金を以て辨償せしむ。

貸借　金錢の貸借は利子を制限し、月踰重利を禁じ、白紙手形、僞證文を以て金錢を借る
ことを嚴禁し、これを犯すものは刑に處す。當時の借用證文は利子、貸借の期限等を記し、
借主の實印を捺すことを要し、また時としては證人をたてゝこれに連署せしむ。これを
加判人といふ。加判人は借主の返濟し能はざるときに自ら辨償する義務を有す。返濟の
期限には一定の制なし。貸借の利子は概ね一箇月一分より三分の間なりしが、寛政年間
松平定信執政の時一分と定め、その後天保十三年に至りて利子を一年に壹割五分と制
定せしも行はれざりき。期限を過ぐるも返濟せざるときは、其訴訟を受理することは古
來の如しと雖も既に其期限を過ぎて後數十年に渉るが如きものは、これを却下す。訴訟
を裁決して借錢の返濟を命ずるも、返辨せざるときは身代限を命ず。これを分散といひ
借主の資產を悉く貸主に與へ、これを以て償ふ。土地の貸借は殊に農民の間に行はれ、田
畠を借りて、その地主に報酬として收穫物の幾分若しくは金を與ふること多し。また大
地主の小作人に土地を貸して耕作せしめ、これを相當の給料、または收穫の幾分を割き
與ふるもありき。

質入　通常の貸借に信用を堅くせんがために抵當物を以て金錢物品を貸借することゝ

あれども、こは別に質入の名を以てせず。質入とは多くは質商に對して、抵當物を以て金錢を借るをいふ。質商は質主の住所姓名を糺すは固より、本人及び受人の印判を取り置くべきものとす。質物の水火盜難に遇ひて消失するときは其貸借をも消滅せしむ。但し鼠咬、變色等些少の害は質商にこれを賠償する義務なきものとす。この頃、質入の期限は大抵三箇月または八箇月とし、土地のみは十箇年とす。利子は概ね一箇月二分乃至三分なり。期限を經過するも返辨する能はざれば、質物は質主の所有に歸し、これを賣り拂ふも意のまゝなりとす。但し定期の後更に幾箇月の緩裕を與ふるもありとす。

前期より德政の發布殆どこれなし。寛政に松平定信老中となりて始めて棄捐法を發布す。これ旗本以下の窮困を救濟する意に出でゝ、永仁以來の德政と稍々異なり。其法は負債の六年以前にあるは悉く棄捐し、五年以後は一月の利子を本金の二百分の一とし、限年法を以て償還せしむるにあり。諸藩またこれに倣ひ、此法を以て藩内の負債を蠲免するものありき。

第四節　産業

公家及び士人の職とする所は既に說きたれば、この章に於ては平民の産業を說き、また殖産興業の情況を述ぶべし。

農業　幕府は農事に心を用ひて水利を興し、堤防を築き、土地境界を正し、地味を按じて種蒔培養を勵まし、貯蓄の法を奬め、救荒の食品を敎へて凶荒に備へ、開墾の業を學ばしめて空閑の地なからしめたり。諸藩に於ても備前侯池田光政、會津侯保科正之、土佐侯山内忠豐、米澤侯上杉治憲、白川侯松平定信等また農政に注意して治績あり。諸國田畑の多少は一ならずして、上方筋の國々は概ね田三分の二、畑三分の一の比例なり。關八州は田少く畑多けれども、伊豆、甲斐、出羽、奥州を加ふれば大抵田畑相半す。田は上、中、下、下下の四級に分ちて、大抵上田壹反の稷稻三石とし、二割の耗を去りて二石四斗なり。元祿元年、全國の公私領、寺社領に至るまで、石高を撿して總計二千五百七十八萬六千九百二十九石六斗四合五勺八才を得、更に天保七年に撿して三千〇四十三萬五千二百〇六石〇二升七合六勺五才を得、兩年度の隔たること百四十七年にして實に四百六十四萬八千二百七十六石四斗二升三合〇七才を增せり。田畑を數多所有して耕作し、又は人に貸し付くるものを大百姓といひ、田畑を他の百姓に預け、作得を定めて作らするを小作(佃)と唱へ、從うてこれを耕作する者を小作人といふ。小作に直小作、別小作、名田小作、永小作等の種類ありき。

幕府は百姓の業を轉じて商人となることを禁じ、田畝の永代賣買を禁じ、また所有の田一町以内のものはこれを子孫に分配することを禁じて、貧弱の弊を防ぎたり。農具には鋤、鍬、鎌、耙(うまくは)、犂(からすき)、鋪(こくは)、鏟(こすき)、木把、竹把、杵、臼、碓(からうす)、礱(すりうす)、磨(いしうす)、後家倒、水車等あり。肥料には油粕、乾鰯等あれども人糞を主となす。米穀果蓏の類は古來既にある所のものゝ外、甘藷、蔗糖、南瓜、西瓜等前後に輸入せられて能く蕃殖したり。草綿は前期より既にありしが、此時代に至つ

あれども、こは別に質入の名を以てせず。質入とは、多くは質商に對して、抵當物を以て金錢を借るをいふ。質商は質主の住所姓名を糺すは固より、本人及び受人の印判を取り置くべきものとす。質物の水火盜難に遇ひて消失するときは其貸借をも消滅せしむ。但し鼠咬、變色等些少の害は質商にこれを賠償する義務なきものとす。この頃質入の期限は大抵三箇月または八箇月とし、土地のみは十箇年とす。利子は概ね一箇月二分乃至三分なり。期限を經過するも返辨する能はざれば、質物は質主の所有に歸し、これを賣り拂ふも意のまゝなりとす。但し定期の後更に幾箇月の緩裕を與ふるもありとす。

前期より德政の發布殆どこれなし。寛政に松平定信老中となりて始めて棄捐法を發布す。これ旗本以下の窮困を救濟する意に出でゝ、永仁以來の德政と稍〻異なり。其法は負債の六年以前にあるは悉く棄捐し、五年以後は一月の利子を本金の二百分の一とし、限年法を以て償還せしむるにあり。諸藩またこれに倣ひ、此法を以て藩内の負債を蠲免するものありき。

第四節　産業

公家及び士人の職とする所は既に說きたれば、この章に於ては平民の産業を說き、また殖産興業の情況を述ぶべし。

農業　幕府は農事に心を用ひて水利を興し、堤防を築き、土地境界を正し、地味を按じて種蒔培養を勵まし、貯蓄の法を奬め、救荒の食品を教へて凶荒に備へ、開墾の業を學ばしめて空閑の地なからしめたり。諸藩に於ても備前侯池田光政、會津侯保科正之、土佐侯山内忠豐、米澤侯上杉治憲、白川侯松平定信等また農政に注意して治績あり。諸國田畑の多少は一ならずして、上方筋の國々は概ね田三分の二、畑三分の一の比例なり。關八州は田少く畑多けれども、伊豆、甲斐、出羽、奥州を加ふれば大抵田畑相半す。田は上、中、下、下下の四級に分ちて、大抵上田壹反の穫稻三石とし、二割の耗を去りて二石四斗なり。元祿元年、全國の公私領、寺社領に至るまで、石高を撿して總計二千五百七十八萬六千九百二十九石六斗四合五勺八才を得、更に天保七年に撿して三千〇四十三萬五千二百〇六石〇二升七合六勺五才を得、兩年度の隔たること百四十七年にして實に四百六十四萬八千二百七十六石四斗二升三合〇七才を增せり。田畑を數多所有して耕作し、又は人に貸し付くるものを大百姓といひ、田畑を他の百姓に預け、作得を定めて作らするを小作(佃)と唱へ、從うてこれを耕作する者を小作人といふ。小作に直小作、別小作、名田小作、永小作等の種類ありき。

幕府は百姓の業を轉じて商人となることを禁じ、田畝の永代賣買を禁じ、また所有の田一町以内のものはこれを子孫に分配することを禁じて、貧弱の弊を防ぎたり。農具には鋤、鍬、鎌、耙(まくは)、犂(からすき)、鍤(こくは)、鏟(こざき)、木把、竹把、杵、臼、碓(からうす)、礱(すりうす)、磨(いしうす)、後家倒、水車等あり。肥料には油粕、乾鰯等あれども人糞を主となす。米穀果蓏の類は古來既にある所のものゝ外、甘藷、蔗糖、南瓜、西瓜等前後に輸入せられて能く蕃殖したり。草綿は前期より既にありしが、此時代に至つ

て益々播殖して、中流以下の民はこれを以て衣服の料となすに至れり。

漁業は特に發達したりとて掲ぐべき必要を見ず。漁獵の具には燧網、建網、曵網、釣、狩、羅、網竿、張、鐵砲等あり。牧畜は甲斐には既に廢れて、東國には奥州西國には薩摩を最良とす。延寶年間、徳川光圀始めて和蘭馬十二匹を常陸の大能牧に飼養したり。享保年間、安房の嶺岡に白牛を放養して白牛酪を製せしむ。その頃は僅かに三頭の牛なりしが、寛政年間に至りては蕃息して七十餘頭に及べり。老中松平定信命じて牛乳を搾取して白牛酪を製せしめ、その主治効用を記して衆に諭したりき。牛乳こゝに於て再び起れり。

工藝　鑛業はこの時代に於て大いに發達したり。初め徳川家康、大久保長安に伊豆山の金銀を採掘せしめ、更に金山奉行として鑛務を掌らしめて、佐渡、石見の鑛山を攺採せしめしかば、二坑の採出高大いに増加し、これより鑛業盛大の運に向ひて、金銀銅鐵鉛錫等諸方に開採せられたりき。

工藝の發達は陶器漆器織物等何れの上にも大いなる進歩をなしたり。陶器には窯冶の盛にして且つ巧なるは瀬戸に過ぐるものなく、文化以來染付の磁器を製出すること、その他仁清燒、乾山燒、清水燒、粟田燒、有田燒、唐津燒、九谷燒等ありて、或は雅致に、或は巧麗に、或は交趾、和蘭等の彩色釉畫を學び、或は青磁を模し、製陶の術に大いに洋風の趣味を加へたり。剰へ時泰平なるに從ひ、豪奢の風はその製品にも見れ、金襴の彩紋を附着せしめて燦爛眼を奪ふものあり。

蒔繪は我邦特有の美術なりしが、室町の季世に至りて大いに衰へしに、此時代の初め本阿彌光悦に至り、古流蒔繪の一派を出だし、衰勢を挽回したり。光悦、鉛錫青貝を蒔繪中に嵌することを創め、甚だ雅致なるものなり。その後古満休伯、一種優美にして緻密なる蒔繪を善くし、幕府の蒔繪師となり、子孫その職を繼ぐ。これを古満蒔繪と稱す。元禄時代を蒔繪極盛の世とし、當時の製作にかゝるものを常憲院時代物と稱して、世にその精緻を稱す。その頃青海勘七は波紋を畫くことを善くし、青海の名を得たり。小川破笠また光悦に倣ひて牙角等を鋭ず。尋で尾形光琳出でゝ蒔繪に一機軸を出だす。これを光琳蒔繪といへり。享保中、鹽見政誠は研出蒔繪を善くす。正徳享保の交まで屈輪、貝漆、皆朱、青漆、梁朱春慶等の塗法ありしが、後長崎の工人支那の法を傳へて、沈金、色蒔繪、青貝等の漆器を出だす。寛政中、讃岐の漆工玉楮象谷は支那の法に基づきて象谷塗を創意す。また支那の存星の遺風を摸して若狭塗、津軽塗ありその他越中の城端、下野の日光、陸奥の南部紀伊の黒江、京都の根來等の漆器最も有名なり。

織物は天正中、支那の織工堺に來りて縮緬の織法を傳へ、後京都にて紋縮緬、柳條縮緬を製出す。享保中これを岐阜に傳へて紋縮緬を織り出だし、また近江の長濱に傳へて濱縮緬を織り出だせり。これより先き慶長年中、京師の織工和蘭の法に倣ひて羅紗を織り、又兎毛を木綿絲に交へて織り、兜羅綿と稱す。その後慶安年中に天鵞絨を、寛文年中に羽二